

第 8 章 資料編

1 さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例

平成13年5月1日

条例第195号

改正 平成13年12月28日条例第314号

平成15年12月25日条例第75号

平成16年6月18日条例第41号

平成16年10月20日条例第54号

平成17年3月25日条例第95号

平成18年3月23日条例第21号

平成20年10月17日条例第47号

平成23年3月9日条例第10号

平成23年10月27日条例第35号

平成24年3月21日条例第23号

平成25年12月26日条例第46号

平成30年3月26日条例第32号

平成30年12月27日条例第64号

平成31年3月13日条例第2号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本的責務（第3条—第6条）
- 第3章 廃棄物の減量義務等（第7条—第17条）
- 第4章 適正処理困難物等の抑制（第18条—第20条）
- 第5章 一般廃棄物の処理等（第21条—第28条）
- 第6章 一般廃棄物処理等の手数料等（第29条—第31条）
- 第7章 廃棄物処理業等（第32条—第37条）
- 第8章 浄化槽清掃業（第38条—第43条）
- 第9章 生活環境の保全（第44条・第45条）
- 第10章 市が行う一般廃棄物処理施設の設置及び管理
 - 第1節 生活環境影響調査結果の縦覧等（第46条—第50条）
 - 第2節 技術管理者（第50条の2）
- 第11章 審議会及び推進員（第51条・第52条）

第12章 補則（第53条—第55条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循環利用を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること及び資源として利用することをいう。
- (2) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物をいう。
- (3) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じる廃棄物をいう。
- (4) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

第2章 基本的責務

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進することにより廃棄物の減量を推進し、及び廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、前項の責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

3 市は、廃棄物の減量に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

（指導又は助言）

第4条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進すること等により、廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。
(市民の責務)

第6条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、再生利用を促進するための自主的な活動に参加し、又は協力するよう努めなければならない。
- 3 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

第3章 廃棄物の減量義務等

(市の減量義務)

第7条 市は、廃棄物の分別収集、市の処理施設における資源の回収等を行うとともに、物品の調達等に際して、再生品を使用すること等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

(登録廃棄物再生事業者への協力要請)

第8条 市は、再利用の促進のため、登録廃棄物再生事業者に対し、一般廃棄物の再生に関し必要な協力を求めることができる。

(事業者の減量義務)

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理及び回収体制の確立等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、再生利用の可能な物の分別の徹底を図る等再生利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、その事業系廃棄物を減量しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(適正包装等の推進)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等の措置を講ずることにより、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等を使用するよう努めなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、返却する場合には、その回収に努めなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者の義務)

第11条 事業用の建築物で大規模なものとして規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者（所有者以外に当該事業用大規模建築物の管理のすべてについて権原を有する者がいるときは当該権原を有する者。以下同じ。）は、廃棄物の分別の推進及び再生利用の促進等により、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理をしなければならない。

(一部改正〔平成20年条例47号〕)

(産業廃棄物多量排出事業者の義務)

第11条の2 産業廃棄物を多量に排出する大規模な事業所として規則で定める事業所を設置している者又は産業廃棄物を多量に排出する者として規則で定める事業者（以下「産業廃棄物多量排出事業者」という。）は、当該事業所又は当該事業者が設置する事業所における産業廃棄物の減量その他適正な処理をしなければならない。

(追加〔平成20年条例47号〕)

(一般廃棄物減量計画の作成等)

第12条 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成20年条例47号〕)

(産業廃棄物処理計画の作成等)

第12条の2 産業廃棄物多量排出事業者は、産業廃棄物の減量その他適正な処理に関する計画（以下「処理計画」という。）を作成し、規則で定めるところにより市長に提出しなければならない。処理計画の内容を変更したときも、同様とする。

2 産業廃棄物多量排出事業者は、処理計画に基づき、産業廃棄物の減量その他適正な処理に努めるとともに、処理計画の実施の状況について、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により提出された処理計画及び前項の規定により報告された処理計画の実施の状況を規則で定めるところにより公表するものとする。

(追加〔平成20年条例47号〕)

(一般廃棄物管理責任者)

第13条 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、一般廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、前項に規定する届出の事項を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

3 一般廃棄物管理責任者は、次に掲げる業務を管理するものとする。

- (1) 事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画書の作成に関すること。
- (2) 事業系一般廃棄物の種類、発生量及び処理方法の把握並びに保管場所の適正な管理に関すること。
- (3) 事業用大規模建築物の占有者又は利用者に対する事業系一般廃棄物の分別に関する啓発及び適正な処理の指導に関すること。
- (4) 事業用大規模建築物に係る清掃業者及び事業系一般廃棄物の収集運搬業者との連絡調整に関すること。

(一部改正〔平成20年条例47号〕)

(産業廃棄物管理責任者)

第13条の2 産業廃棄物多量排出事業者は、その排出する産業廃棄物の減量その他適正な処理に関する業務を担当させるため、産業廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

2 産業廃棄物多量排出事業者は、前項に規定する届出の事項を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

3 産業廃棄物管理責任者は、次に掲げる業務を管理するものとする。

- (1) 処理計画の作成、進行管理及び実施の状況の報告に関すること。
- (2) 従業員に対する産業廃棄物の減量その他適正な処理に係る教育に関すること。
- (3) 産業廃棄物の減量その他適正な処理に係る情報の収集に関すること。
- (4) 事故その他緊急時における体制の整備に関すること。

(追加〔平成20年条例47号〕)

(保管場所の設置)

第14条 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物の建設者」という。)は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再生利用対象物及びそ

れ以外の廃棄物の保管場所を区別して設置しなければならない。

- 2 事業用大規模建築物の建設者は、前項の保管場所について、規則で定めるところにより、当該建築物の建設に着手する前に市長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第15条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が第11条、第12条並びに第13条第1項及び第2項のいずれかの規定に違反しているとき又は当該建築物の建設者が前条第1項の規定に違反しているときは、当該建築物の所有者又は建設者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告を行うことができる。

- 2 市長は、産業廃棄物多量排出事業者が第11条の2、第12条の2第1項及び第2項並びに第13条の2第1項及び第2項のいずれかの規定に違反しているときは、当該産業廃棄物多量排出事業者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告を行うことができる。

(一部改正〔平成20年条例47号〕)

(公表)

第16条 市長は、前条の規定により勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(一部改正〔平成20年条例47号〕)

(受入れの拒否)

第17条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第15条の規定による勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

第4章 適正処理困難物等の抑制

(製品、容器等の自己評価等)

第18条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと及びその製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難となることのないようにしなければならない。

(適正な処理が困難となる物の製造等の抑制)

第19条 事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において適正な処理が困難となる物については、その製造、加工、販売等を自ら抑制するよう努めなければならない。
(適正処理困難物の指定等)

第20条 市長は、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が困難となっているもの(以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定を行ったときは、これを告示するものとする。

3 市長は、適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理困難物の処理を適正に行うために必要な協力を求めることができる。

第5章 一般廃棄物の処理等

(一般廃棄物処理計画)

第21条 市長は、法第6条第1項の規定により、一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、告示するものとする。

2 市長は、前項の一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

(家庭系廃棄物の処理)

第22条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

(収集、運搬又は処分の委託)

第23条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務を適当と認める者に委託することができる。

(事業系一般廃棄物の処理)

第24条 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行う者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

3 市長は、家庭系廃棄物の処分に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処分を市の処理施設において行うことができる。

(一般廃棄物の受入基準等)

第24条の2 一般廃棄物を市長の指定する廃棄物処理施設(以下「指定処理施設」という。)に搬入しようとする者は、規則で定める受入基準及び市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項に規定する受入基準又は指示に違反して一般廃棄物を指定処理施設に搬入しようとする者に対して、当該一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

3 市長は、第1項に規定する受入基準又は指示に違反して一般廃棄物が指定処理施設に搬入されたときは、当該廃棄物を搬入した者に対し、当該廃棄物の除却及び期間を定めて指定処理施設への搬入の停止を命じることができる。

(追加〔平成18年条例21号〕)

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

第25条 法第11条第2項の規定により市が処理することができる産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて容易に処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障がない範囲内の量のものとし、規則で定めるものとする。

2 前条の規定は、前項に規定する産業廃棄物を指定処理施設に搬入する者について準用する。

(一部改正〔平成15年条例75号・18年21号〕)

(家庭系廃棄物の排出方法)

第26条 市民は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を分別し、所定の場所に適正に排出しなければならない。

2 市民は、家庭系廃棄物が飛散し、流出し、又は悪臭が発散しないようにするとともに、所定の場所を常に清潔にしておくよう努めなければならない。

(資源物の所有権等)

第26条の2 前条第1項の規定により排出された家庭系廃棄物のうち、再生利用を目的として分別して収集する資源物で規則で定めるもの(次項において「資源物」という。)の所有権は、市に帰属する。

2 市又は市長が指定する者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(追加〔平成16年条例54号〕)

(排出禁止物)

第27条 市民は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性のある物又は有害性物質を含む物
- (2) 危険性のある物
- (3) 爆発性又は引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物

(5) 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生じる物

2 市民は、前項各号に掲げる一般廃棄物の処分を行おうとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(動物の死体の処理)

第28条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、その土地又は建物内の犬、猫その他の動物の死体を自ら処分することができないときは、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

第6章 一般廃棄物処理等の手数料等

(一般廃棄物処理の手数料)

第29条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、市が徴収する一般廃棄物処理手数料は、別表第1に掲げる区分に応じ算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

2 前項の規定は、第20条第1項の規定により市長が指定した適正処理困難物のうち規則で定める品目で市が収集、運搬及び処分するもの及びその他の一般廃棄物で普通世帯から市が戸別収集するものの一般廃棄物処理手数料については、1品ごとに適用する。

3 第1項の手数料の算定の基礎となる廃棄物の数量は、市長の認定するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成16年条例41号・25年46号・31年2号〕)

(産業廃棄物処分の費用)

第30条 第25条の規定により市が産業廃棄物を処分した場合に徴収する費用は、別表第2の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の費用の徴収について準用する。

(一部改正〔平成16年条例54号・25年46号・31年2号〕)

(手数料等の減免)

第31条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第29条第1項の手数料又は前条第1項に定める費用（次項において「手数料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

2 前項に定めるもののほか、手数料等の減額又は免除に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 廃棄物処理業等

(全部改正〔平成13年条例314号〕)

(許可申請等の手数料)

第32条 別表第3に掲げる許可等の申請をしようとする者は、その区分に応じて、同表に定める手数料を申請の際に納付しなければならない。

(全部改正〔平成13年条例314号〕)

(許可証の交付)

第33条 市長は、別表第3第1項から第8項までに掲げる許可又は許可の更新をしたときは、許可証を交付するものとする。

2 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該交付を受けた許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちに市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(全部改正〔平成13年条例314号〕)

(許可証再交付申請手数料)

第34条 前条第2項の規定により許可証の再交付を受けようとする者(別表第3第7項及び第8項に掲げる許可に係る許可証の交付を受けた者を除く。)は、1件につき2,000円の手数を申請の際に納付しなければならない。

(全部改正〔平成13年条例314号〕)

第35条から第37条まで 削除

(削除〔平成18年条例21号〕)

第8章 浄化槽清掃業

(浄化槽清掃業の許可)

第38条 浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業を営もうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により許可をしたときは、許可証を交付するものとする。

(浄化槽清掃業の変更等の届出)

第39条 浄化槽法第37条の規定による変更の届出は、規則で定めるところにより行うものとする。

2 浄化槽法第38条の規定による廃業等の届出は、規則で定めるところにより行うものとする。

(全部改正〔平成18年条例21号〕)

(許可証の再交付)

第40条 第38条第1項の規定により許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)

は、許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちに市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(一部改正〔平成18年条例21号〕)

(許可の取消し等)

第41条 市長は、浄化槽清掃業者が浄化槽法第41条第2項各号に掲げるもののほか同法に違反する行為をしたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて、その事業の全部又は一部の停止を命じることができる。

(許可申請の手数料)

第42条 第38条第1項の許可を受けようとする者又は第40条の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別表第4に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

(報告)

第43条 浄化槽清掃業者は、その業務に係る浄化槽の清掃等について、市長に必要な報告をしなければならない。

第9章 生活環境の保全

(公共の場所の清潔の保持)

第44条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所を清潔に保ち、みだりに廃棄物が捨てられることのないよう適正に管理するよう努めなければならない。

(土地又は建物の管理)

第45条 土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔保持に努めるとともに、みだりに廃棄物が捨てられることのないよう適正に管理するよう努めなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物内に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理するよう努めなければならない。

第10章 市が行う一般廃棄物処理施設の設置及び管理

(全部改正〔平成24年条例23号〕)

第1節 生活環境影響調査結果の縦覧等

(節名追加〔平成24年条例23号〕)

(一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査)

第46条 市長は、市が設置する法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置又は

当該一般廃棄物処理施設に係る法第9条の3第8項に規定する変更（以下「対象施設の設置等」という。）に当たっては、同条第1項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）を行い、当該生活環境影響調査の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）を作成するものとする。

（追加〔平成23年条例10号〕、一部改正〔平成23年条例35号〕）

（調査書の縦覧）

第47条 市長は、法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、その旨を公告し、当該公告の日から1月間、当該公告において指定する場所で縦覧に供するものとする。

（追加〔平成23年条例10号〕、一部改正〔平成23年条例35号〕）

（意見書の提出）

第48条 前条の規定による公告があったときは、当該公告に係る対象施設の設置等に関し利害関係を有する者は、同条の縦覧の期間満了の日から2週間を経過する日までに、市長に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出することができる。

2 意見書の提出先は、前条の規定による公告において指定するものとする。

（追加〔平成23年条例10号〕）

（他の地方公共団体の長との協議）

第49条 市長は、生活環境影響調査を行った地域に他の地方公共団体の区域が含まれる場合には、当該地方公共団体の長に調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧及び意見書を提出する機会の付与の手段を実施することについて協議するものとする。

（追加〔平成23年条例10号〕）

（環境影響評価との関係）

第50条 対象施設の設置等に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第27条又はさいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号）第22条の規定による環境影響評価書（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告及び縦覧の手段を経たときは、当該環境影響評価書は、法第9条の3第1項の規定による届出に要する調査書で第47条及び第48条に定める手段を経たものとみなす。

2 前項の環境影響評価書に係る公告及び縦覧の手段に当たって、さいたま市環境影響評価条例第58条の規定による協議を行ったときは、前条の規定による協議を行ったものとみなす。

(追加〔平成23年条例10号〕)

第2節 技術管理者

(節名追加〔平成24年条例23号〕)

(技術管理者の資格)

第50条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。次号において同じ。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅

令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(追加〔平成24年条例23号〕、一部改正〔平成30年条例64号〕)

第11章 審議会及び推進員

(改称〔平成23年条例10号〕)

(審議会)

第51条 法第5条の7の規定により、一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関する事項を審議するため、さいたま市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関する基本的事項について調査審議する。

3 審議会は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する重要事項について、市長に提言することができる。

4 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成15年条例75号・23年10号〕)

(推進員)

第52条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)を委嘱する。

2 推進員は、一般廃棄物の減量のための市の施策への協力その他の活動を行う。

3 前2項に定めるもののほか、推進員について必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成23年条例10号〕)

第12章 補則

(改称〔平成23年条例10号〕)

(報告の徴収等)

第53条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他必要と認める者に対し、廃棄物の処理等に関し必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(一部改正〔平成23年条例10号〕)

(立入検査)

第54条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び適正な処理に関し必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(一部改正〔平成23年条例10号〕)

(委任)

第55条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成23年条例10号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の浦和市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成7年浦和市条例第15号)、大宮市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例(平成7年大宮市条例第10号)又は与野市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例(平成7年与野市条例第40号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の第29条の規定は、施行日以後の処理に係る手数料から適用し、施行日前までの処理に係る手数料については、なお合併前の条例の例による。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

4 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年岩槻市条例第18号。以下「編入前の岩槻市条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（追加〔平成17年条例95号〕）

5 前項の規定にかかわらず、編入前の岩槻市条例第9条の規定により手数料を徴収することとされる一般廃棄物並びに粗大ごみ等、し尿及び動物の死体並びに編入前の岩槻市条例第16条第2項で準用する第9条の規定により料金を徴収することとされる産業廃棄物（以下この項においてこれらを「一般廃棄物等」という。）に対する第29条及び第30条の規定は、岩槻市の編入の日以後市が収集及び運搬をし、若しくはその処理施設に搬入される一般廃棄物等について徴収する手数料又は費用から適用し、同日前に編入前の岩槻市が収集若しくは運搬をし、又はその処理施設に搬入された一般廃棄物等について徴収する手数料又は費用については、なお編入前の岩槻市条例の例による。

（追加〔平成17年条例95号〕）

附 則（平成13年12月28日条例第314号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（さいたま市証紙条例の一部改正）

2 さいたま市証紙条例（平成13年さいたま市条例第75号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成15年12月25日条例第75号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年6月18日条例第41号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成16年10月20日条例第54号）

この条例は、平成16年12月1日から施行する。ただし、第30条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第95号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月23日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例別表第3及び別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年10月17日条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第13条第1項の規定により選任された廃棄物管理責任者は、この条例による改正後のさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第13条第1項の規定により選任された一般廃棄物管理責任者とみなす。

附 則 (平成23年3月9日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後のさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第50条の規定は、この条例の施行の際現に行われ、又はこの条例の施行の日以後に行われる環境影響評価法（平成9年法律第81号）第27条又はさいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号）第22条の規定による環境影響評価書に係る公告及び縦覧の手続について適用する。

附 則 (平成23年10月27日条例第35号)

この条例は、平成23年11月1日から施行する。ただし、第46条及び第47条の改正並びに別表第3の改正（「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日条例第23号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月26日条例第46号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 次項から第9項までに定めるものを除くほか、次の表の左欄に掲げる規定は、それぞれ、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の同表の右欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の同欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

略	略
第16条の規定による改正後のさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第29条第1項の規定	一般廃棄物の処理
第16条の規定による改正後のさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第30条第1項の規定	産業廃棄物の処分
略	略

(さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 施行日以後に一般廃棄物を処理する場合において、施行日前に、粗大ごみ等処理手数料納付券の交付と引換えに第16条の規定による改正前のさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第29条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料を徴収したときは、第16条の規定による改正後のさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第29条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料を徴収したものとみなす。

附 則（平成30年3月26日条例第32号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月27日条例第64号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月13日条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(手数料に関する経過措置)

- 11 この条例（第10条から第12条まで、第15条、第16条及び第17条（同条中第6条の改正に限る。）の規定に限る。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、施行日以後に行われる手数料を徴収する事務について適用し、施行日前に行われた手数料を徴収する事務については、なお従前の例による。

(粗大ごみ等に係る手数料に関する経過措置)

13 第11項の規定にかかわらず、第16条の規定による改正後のさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第29条の規定は、施行日以後に納付する粗大ごみ等に係る手数料について適用し、施行日前に納付した粗大ごみ等に係る手数料については、なお従前の例による。

別表第1 (第29条関係)

種別	区分	基準		金額		備考	
				市が収集、運搬及び処分するもの	市が処分のみするもの		
犬、猫その他の動物の死体		1頭につき		1,000円	500円		
し尿	普通世帯	世帯割	1世帯につき月額	480円	/	1 別に市長が指定する改良便所を使用する世帯については、1世帯につき月額230円を加算して徴収する。 2 1歳未満は、除く。	
		人員割	1人につき月額	230円			
		基本料	1回につき	480円			
		従量割	36ℓにつき	230円			
	事業所その他多数の者が利用する施設	基本料	1施設につき月額	480円		/	臨時処理に限る。ただし、工事現場等の仮設便所は除く。
			従量割	36ℓにつき			
		基本料	1回につき	480円			
			従量割	36ℓにつき			

第20条第1項の規定により市長が指定した適正処理困難物のうち規則で定める品目	普通世帯から排出するもの	1品につき	2,000円を上限とし、品目別に規則で定める額	1,500円を上限とし、品目別に規則で定める額	
その他の一般廃棄物	普通世帯から排出するもの (搬入量1回に100kg以上から)	最初の10kgから10kgにつき	/	20円	臨時処理に限る。
	事業活動に伴って生ずるもの	10kgにつき		170円	
	普通世帯から市が戸別収集するもの	1品につき		500円	規則で定めるものに限る。

別表第2 (第30条関係)

区分	基準	金額
第30条の規定に基づき徴収する産業廃棄物処分の費用	10kgにつき	170円

別表第3 (第32条関係)

(全部改正〔平成13年条例314号〕、一部改正〔平成15年条例75号・18年21号・23年35号・30年32号〕)

区分	基準	金額
1 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	1件につき	17,000円（他の市町村等の区域から排出された特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物の同法第17条に規定する指定引取場所への搬入のみの許可申請（以下「廃家電品限定許可申請」という。）の場合については、5,000円）
2 法第7条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき	15,000円（廃家電品限定許可申請の場合については、4,000円）
3 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	1件につき	20,000円
4 法第7条第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき	18,000円
5 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき	12,000円
6 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき	15,000円
7 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査		

(1) 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき	130,000円
(2) その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき	110,000円
8 法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査		
(1) 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき	120,000円
(2) その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき	100,000円
9 法第9条の2の4第1項の規定による熱回収施設の設置者の認定の申請に対する審査	1件につき	33,000円
10 法第9条の2の4第2項の規定による熱回収施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査	1件につき	20,000円
11 法第9条の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	1件につき	94,000円
12 法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	1件につき	94,000円
13 法第12条の7第1項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	1件につき	147,000円
14 法第12条の7第7項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	134,000円
15 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	1件につき	81,000円
16 法第14条第2項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき	73,000円
17 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	1件につき	100,000円
18 法第14条第7項の規定による産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき	94,000円

19	法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき	71,000円
20	法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき	92,000円
21	法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	1件につき	81,000円
22	法第14条の4第2項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき	74,000円
23	法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	1件につき	100,000円
24	法第14条の4第7項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき	95,000円
25	法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき	72,000円
26	法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき	95,000円
27	法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査		
	(1) 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき	140,000円
	(2) その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき	120,000円
28	法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査		
	(1) 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき	130,000円
	(2) その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき	110,000円
29	法第15条の3の3第1項の規定による熱回収施設の設置者の認定の申請に対する審査	1件につき	33,000円
30	法第15条の3の3第2項の規定による熱回収施設の設	1件につき	20,000円

置者の認定の更新の申請に対する審査		
31 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	1件につき	94,000円
32 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	1件につき	94,000円

別表第4（第42条関係）

（一部改正〔平成18年条例21号〕）

区分	金額
浄化槽清掃業の許可を受けようとする者	10,000円
許可証の再交付を受けようとする者	2,000円

2 さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則

平成13年5月1日

規則第142号

改正 平成13年11月29日規則第274号

平成14年1月10日規則第1号

〔題名改正〕

平成15年3月31日規則第83号

平成15年10月1日規則第177号

平成16年3月10日規則第14号

平成16年9月29日規則第89号

平成16年11月22日規則第99号

平成17年3月30日規則第77号

平成18年3月31日規則第88号

平成19年2月21日規則第5号

平成20年3月31日規則第70号

平成20年11月19日規則第105号

平成21年4月23日規則第63号

平成23年1月5日規則第1号

平成23年3月31日規則第39号

平成23年10月27日規則第72号

平成24年3月30日規則第54号

平成24年5月17日規則第71号

平成28年2月24日規則第4号

令和元年6月24日規則第19号

令和元年12月10日規則第48号

令和2年6月25日規則第87号

令和3年3月31日規則第32号

令和5年1月31日規則第2号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 事業用大規模建築物及び産業廃棄物多量排出事業者（第3条—第9条）

第3章 一般廃棄物の処理等（第10条—第18条）

第4章 廃棄物処理業等（第19条—第24条の2）

第5章 浄化槽清掃業（第25条—第31条）

第6章 審議会及び推進員（第32条—第38条）

第7章 補則（第39条・第40条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及びさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成13年さいたま市条例第195号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（全部改正〔平成14年規則1号〕）

（定義）

第2条 この規則における用語の定義は、法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び条例の例による。

（全部改正〔平成14年規則1号〕）

第2章 事業用大規模建築物及び産業廃棄物多量排出事業者

（改称〔平成20年規則105号〕）

（事業用大規模建築物）

第3条 条例第11条の事業用の建築物で大規模なものとして規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）は、事業の用に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上の建築物とする。ただし、排出される事業系一般廃棄物が少量である建築物として市長が指定するものを除くものとする。

（産業廃棄物多量排出事業者）

第3条の2 条例第11条の2第1項の規則で定める事業所は、当該年度の4月1日において、次の各号のいずれかに該当する事業所とする。

- (1) 日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号。以下この条において「産業分類」という。）に掲げる大分類E—製造業に属する事業所であって、当該事業所において常時使用される従業員の数が300人以上のもの
- (2) 産業分類に掲げる大分類D—建設業に属する事業所であって、当該事業所において常時使用される従業員の数が100人以上のもの

(3) 表流水を水源とし、かつ、1日当たりの浄水能力が30万立方メートル以上の浄水場（水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設を設置している事業所をいう。）

(4) 1日当たりの処理能力が3万立方メートル以上の終末処理場（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号の終末処理場をいう。）

2 条例第11条の2第1項の規則で定める事業者は、当該年度の4月1日において、産業分類に掲げる大分類D一建設業を営む者であつて、市内に事業所を有し、かつ、資本金又は出資金の額が5,000万円以上のものとする。

（追加〔平成20年規則105号〕、一部改正〔平成23年規則1号・24年54号〕）

（一般廃棄物減量計画の作成等）

第4条 条例第12条の計画の作成は、4月1日から翌年3月31日までの間における当該建築物から生じる事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理について行うものとする。

2 条例第12条の規定による計画の提出は、事業系一般廃棄物減量等計画書（様式第1号）により毎年5月末日までに行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に当該提出をすることができないと認められるときは、市長が当該事由を勘案して定める期限までに提出をしなければならない。

（一部改正〔平成20年規則105号・令和2年87号〕）

（産業廃棄物処理計画の作成等）

第4条の2 条例第12条の2第1項に規定する産業廃棄物の減量その他適正な処理に関する計画（以下「処理計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 計画期間
- (3) 当該事業所において現に行っている事業に関する事項
- (4) 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- (5) 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- (6) 産業廃棄物の分別に関する事項
- (7) 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
- (8) 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項
- (9) 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の

海洋投入処分に関する事項

(10) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

- 2 条例第12条の2第1項に規定する処理計画は、条例第11条の2に規定する産業廃棄物多量排出事業者のうち、法第12条第9項に規定する事業者にあつては同項に規定する計画に定めるべき事項、法第12条の2第10項に規定する事業者にあつては同項に規定する計画に定めるべき事項については、作成を要しない。

(追加〔平成20年規則105号〕、一部改正〔平成23年規則第72号・24年54号〕)

(処理計画の提出)

- 第4条の3 条例第12条の2第1項の規定による処理計画の提出は、特別管理産業廃棄物を除く産業廃棄物に係るものにあつては産業廃棄物処理計画(変更計画)書(様式第1号の2)により、特別管理産業廃棄物に係るものにあつては特別管理産業廃棄物処理計画(変更計画)書(様式第1号の3)により当該年度の6月30日までに行わなければならない。この場合においては、第4条第2項ただし書の規定を準用する。

- 2 条例第12条の2第1項の規定による処理計画の変更の提出は、産業廃棄物処理計画(変更計画)書又は特別管理産業廃棄物処理計画(変更計画)書により速やかに行わなければならない。

(追加〔平成20年規則105号〕、一部改正〔平成24年規則54号・令和2年87号〕)

(実施の状況の報告)

- 第4条の4 条例第12条の2第2項の規定による報告は、特別管理産業廃棄物を除く産業廃棄物に係るものにあつては産業廃棄物処理計画実施状況報告書(様式第1号の4)により、特別管理産業廃棄物に係るものにあつては特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書(様式第1号の5)により処理計画を提出した年度の翌年度の6月30日までに行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に当該報告をすることができないと認められるときは、市長が当該事由を勘案して定める期限までに報告をしなければならない。

(追加〔平成20年規則105号〕、一部改正〔平成24年規則54号・令和2年87号〕)

(処理計画及びその実施の状況の公表)

- 第4条の5 条例第12条の2第3項の規定による公表は、同条第1項の規定による処理計画の提出及び同条第2項の規定による処理計画の実施の状況の報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用の方法により行うものとする。

(追加〔平成20年規則105号〕、一部改正〔平成24年規則54号〕)

(一般廃棄物管理責任者の選任の届出)

第5条 条例第13条第1項の一般廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任した日から30日以内に一般廃棄物管理責任者選任届(様式第2号)により行わなければならない。

2 条例第13条第2項の規定による届出は、その事実が生じた日から30日以内に一般廃棄物管理責任者変更届(様式第3号)により行わなければならない。

(一部改正〔平成20年規則105号〕)

(産業廃棄物管理責任者の選任の届出)

第5条の2 条例第13条の2第1項の規定による産業廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任した日から30日以内に産業廃棄物管理責任者選任届(様式第3号の2)により行わなければならない。

2 条例第13条の2第2項の規定による届出は、その事実が生じた日から30日以内に産業廃棄物管理責任者変更届(様式第3号の3)により行わなければならない。

(追加〔平成20年規則105号〕)

(保管場所の設置基準)

第6条 条例第14条第1項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 再生利用の可能な物(以下「再生利用対象物」という。)にそれ以外の廃棄物が混入しないようにするとともに、その廃棄物から生じる汚水等により再生利用対象物が汚染されないようにすること。
- (2) 再生利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (3) 搬入及び搬出の作業が容易にできること。
- (4) 保管場所には、再生利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

(保管場所の設置に関する届出)

第7条 条例第14条第2項の規定による届出は、事業系一般廃棄物等保管場所設置届(様式第4号)により行わなければならない。

(改善勧告及び公表)

第8条 条例第15条の勧告(以下「改善勧告」という。)は、書面により行うものとする。

2 改善勧告を受けた者は、当該勧告に基づき改善その他必要な措置を講じたときは、速やかにその旨を書面により市長に報告しなければならない。

3 条例第16条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項その他必要な事項を告示して行うものとする。

- (1) 公表しようとする建築物又は事業所の名称及び所在地

(2) 公表しようとする建築物又は事業所の所有者の氏名（法人にあっては、名称）

(3) 公表の理由

（一部改正〔平成20年規則105号〕）

（受入れの拒否）

第9条 市長は、条例第17条の規定により事業系一般廃棄物の受入れを拒否するときは、事業用大規模建築物の所有者に対し、書面により通知するものとする。

2 市長は、条例第17条の規定により事業系一般廃棄物の受入れを拒否した場合において、当該受入れを再開しようとするときは、当該事業用大規模建築物の所有者に対し、書面により通知するものとする。

第3章 一般廃棄物の処理等

（一般廃棄物処理計画）

第10条 条例第21条第1項の一般廃棄物の処理に関する計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) 排出禁止物に関する事項
- (7) 家庭系廃棄物の処理に関する事項
- (8) 事業系一般廃棄物の処理に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項

（受入基準等）

第10条の2 条例第24条の2第1項（条例第25条第2項において準用する場合を含む。）

の規則で定める受入基準は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、指定処理施設における廃棄物の受入基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

3 市長は、条例第24条の2第3項（条例第25条第2項において準用する場合を含む。）

の規定による指定処理施設への搬入の停止を命ずるときは、書面により当該命令を受けた者に通知するものとする。

(追加〔平成18年規則88号〕)

(市が処分できる産業廃棄物)

第11条 条例第25条第1項の規定により市が一般廃棄物と併せて処分することができる産業廃棄物は、次に掲げるもので一般廃棄物の処理に支障を生じない範囲の量のものとする。

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) と畜場法(昭和28年法律第114号)第3条第2項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第1項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第2条第6号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第1号に規定する食鳥に係る固形状の不要物で、市長が特に必要と認められたもの

(全部改正〔平成13年規則274号〕、一部改正〔平成15年規則177号・18年88号・20年70号〕)

(資源物で規則で定めるもの)

第11条の2 条例第26条の2第1項の再生利用を目的として分別して収集する資源物で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 古紙類(新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック等)
- (2) 缶
- (3) 繊維

(追加〔平成16年規則99号〕)

(市長が指定する者)

第11条の3 条例第26条の2第2項の市長が指定する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市と資源物の収集運搬に係る委託契約を締結している者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(追加〔平成16年規則99号〕)

(特定適正処理困難物の品目及び手数料)

第12条 条例別表第1に規定する条例第20条第1項の規定により市長が指定する適正処理困難物のうち規則で定める品目(以下「特定適正処理困難物」という。)及び品目別に規則で定める額は、別表第2に掲げるとおりとする。

(一部改正〔平成18年規則88号〕)

(市が戸別収集する一般廃棄物)

第13条 条例別表第1に規定するその他の一般廃棄物のうち普通世帯から市が戸別収集するもので規則で定めるものに限るものは、次に掲げる一般廃棄物(以下「粗大ごみ」という。)とする。

(1) 最大の辺又は径が90センチメートル以上2メートル未満の一般廃棄物

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める一般廃棄物

(一般廃棄物の処理申請等)

第14条 次の各号に掲げる一般廃棄物の収集、運搬及び処分(し尿以外の事業活動に伴って生じる一般廃棄物の収集及び運搬を除く。)を市に申請しようとする者は、当該各号に定める申請書を市長に申請しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときは、口頭その他の方法によることができる。

(1) 動物の死体 一般廃棄物(犬猫等) 処理申請書(様式第5号)

(2) し尿 一般廃棄物処理(くみ取り) 申請書(様式第6号)

(3) 臨時処理のし尿 一般廃棄物(し尿・臨時) 処理申請書(様式第7号)

(4) 戸別収集のごみ(特定適正処理困難物を含む。) 一般廃棄物(ごみ・戸別) 処理申請書(様式第8号)

2 一般廃棄物処理(くみ取り) 申請書の記載事項(代表者、家族及び便所の型式に限る。)に変更が生じたときは、一般廃棄物処理(くみ取り) 変更届(様式第9号)を、し尿の収集、運搬及び処分の申請を廃止し、又は休止しようとするときは一般廃棄物処理(くみ取り) 廃(休) 止届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

3 条例第24条に規定する事業系一般廃棄物及び条例第25条第1項に規定する市が処分できる産業廃棄物の処分申請等に関しては、別に定める。

4 前項の規定は、第1項の一般廃棄物の処分のみの場合に関して準用する。

(一部改正〔平成18年規則88号〕)

(手数料の徴収方法等)

第15条 条例第29条第1項及び第30条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料等は、次に掲げる区分により徴収する。ただし、特別の契約により徴収するものについては、その契約に定めるところによる。

(1) 犬、猫その他動物の死体 その都度

(2) し尿、隔月又はその都度

(3) 普通世帯から排出する臨時の廃棄物(別表に掲げるものを除く。) 毎月又はその

都度

(4) 市が戸別収集するもの（特定適正処理困難物を含む。以下「粗大ごみ等」という。）

その都度

(5) 事業活動に伴って生ずる廃棄物 毎月又はその都度

(6) 市が処分できる産業廃棄物 毎月又はその都度

2 前項第4号の規定にかかわらず、粗大ごみ等に係る手数料は、事前に粗大ごみ等処理手数料納付券（様式第10号の2）の交付と引換えに徴収することができる。この場合において、納付券の交付を受けた者は、当該納付券を排出しようとする粗大ごみ等にちょう付しなければならない。

3 前項の規定により徴収した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 し尿に係る手数料は、し尿収集運搬手数料納入通知兼領収証書（様式第11号）により徴収するものとする。

（一部改正〔平成16年規則89号〕）

（し尿に係る手数料の算定）

第16条 普通世帯（改良便所又は特別の収集によるものを除く。以下同じ。）において、し尿の収集を月の中途に開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している収集を再開したときは、当該月分のし尿に係る手数料は、徴収しない。

2 普通世帯におけるし尿に係る手数料の算定の基礎となる世帯に属する者の人数には、月の中途に世帯に属することとなり、又は属さないこととなった者の人数は、算入しない。

（し尿に係る手数料の精算）

第17条 し尿に係る手数料の算定に誤りがあったときは、その差額を追徴し、又は還付するものとする。ただし、精算の期間は最大5年とし、市長が必要と認めるときは、次の納期で精算することができる。

（手数料等の減免）

第18条 条例第31条第1項の規定により手数料又は費用（以下「手数料等」という。）を減額し、又は免除する者は、次のとおりとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に掲げる保護を受けている者 免除

(2) 前号に準ずるものと認められる者 免除

(3) 条例第21条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に従い、資源の有効利用を図るた

め、事業系一般廃棄物を分別し、市の処理施設に搬入した者（当該一般廃棄物処理計画に従って分別され、搬入された事業系一般廃棄物に係る手数料等に限る。） 減額

(4) 災害その他市長が特別の理由があると認める者 免除又は減額

2 条例第31条第1項の規定により手数料等の減額又は免除を受けようとする者は、手数料等減額（免除）申請書（様式第12号）により市長に申請しなければならない。ただし、前項第1号及び第4号に掲げる者がし尿に係る手数料の減額又は免除を受けようとする場合において、市長が認めたときは、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、減額又は免除の可否を決定して、手数料等減額（免除）決定・却下通知書（様式第13号）により当該申請者に通知するものとする。

4 手数料等の減額又は免除を受けている者は、その事実が消滅したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（一部改正〔平成16年規則99号〕）

第4章 廃棄物処理業等

（一部改正〔平成14年規則1号〕）

（一般廃棄物処理業の許可の申請）

第19条 法第7条第1項に規定する一般廃棄物の収集若しくは運搬の業（以下この条において「収集運搬業」という。）の許可若しくは同条第6項に規定する一般廃棄物の処分の業の許可を受けようとする者又は同条第2項若しくは第7項に規定する許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書（様式第14号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、条例別表第3第1項又は第2項に規定する廃家電品限定許可申請であって、市長が認めた場合は、第4号から第7号まで及び第11号から第13号までに掲げる書類を除くことができる。

(1) 申請者が法人にあっては、定款又は寄附行為及び商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書（以下「商業登記事項証明書」という。）

(2) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類

(3) 申請者の直前3年（許可の更新を受けようとする場合は、直前2年）の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書

(4) 申請者の直前3年（許可の更新を受けようとする場合は、直前2年）の各事業年度における本市の市民税（法人にあっては、法人市民税）並びに固定資産税の納付すべき

額及び納付済額を証する書類

- (5) 事業計画書
- (6) 従業員名簿
- (7) 事業の用に供する施設の一覧及び概要（案内図、配置図及び構造図）
- (8) 収集運搬車両一覧表（収集運搬業の場合に限る。）
- (9) 申請者が第8号に掲げる施設及び前号に掲げる収集運搬車両の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- (10) 一般廃棄物排出（予定）者一覧表
- (11) 収集運搬及び中間処分後の廃棄物等の運搬先一覧表
- (12) 収集運搬及び中間処分後の廃棄物等の運搬先（市の処理施設を除く。）を証する書類
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- (14) 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる者は本籍地の記載のある住民票の写し、市区町村長の発行する身分証明書及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類を添付しなければならない。ただし、条例別表第3第1項又は第2項に規定する廃家電品限定許可申請であって、市長が認めた場合は、添付を省略することができる。

ア 申請者が個人である場合において、当該個人

イ 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合において、当該法定代理人

ウ 申請者が法人にあつては、法第7条第5項第4号ヌに規定する役員

エ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を保有する株主又は出資の額100分の5以上の額に相当する出資をしている者（以下「株主等」という。）があるときは、当該株主等（これらの者が法人である場合を除く。）

オ 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の7に規定する使用人があるときは、当該使用人

3 株主等が法人である場合には、当該株主等の商業登記事項証明書を添付しなければならない。

4 市長は、第1項の許可申請をした者の事業の用に供する施設、機材等の検査をすることができる。

（一部改正〔平成14年規則1号・16年14号・17年77号・18年88号・20年70号・

令和元年48号・3年32号〕)

(一般廃棄物処理業の許可証)

第20条 条例別表第3第1項から第6項までに掲げる許可又は許可の更新をした場合における条例第33条第1項の規定により交付する許可証は、一般廃棄物処理業許可証(様式第18号)とする。

(全部改正〔平成14年規則1号〕)

(一般廃棄物処理業の変更の許可の申請等)

第21条 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業変更許可申請書(様式第19号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類については、第19条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、第2項第4号及び第5号の書類については、直前2年の各事業年度のものとする。

3 市長は、第1項の許可申請をした者の事業の用に供する施設、機材等の検査をすることができる。

4 法第7条の2第3項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書により行うものとする。

(1) 一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した場合 一般廃棄物処理業廃止届出書(様式第20号)

(2) 住所その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条の6第1項に規定する事項を変更した場合 一般廃棄物処理業変更届出書(様式第21号)

5 前項に掲げるもののほか、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、運搬先、株主等、電話番号その他を変更したときは、当該変更した日から10日以内に一般廃棄物処理業変更届出書を市長に提出しなければならない。

6 省令第2条の7の届出書は、一般廃棄物処理業欠格要件該当届出書(様式第21号の2)とする。

7 省令第2条の8第2項の届出書は、一般廃棄物処理業欠格要件該当届出書(心身の故障用)(様式第21号の3)とする。

(一部改正〔平成14年規則1号・18年88号・20年70号・令和元年48号〕)

(一般廃棄物処理業の許可証の再交付)

第22条 条例第33条第2項の規定により、条例別表第3第1項から第6項までに掲げる許

可又は許可の更新に係る許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物処理業・施設設置許可証再交付申請書（様式第22号）により市長に申請しなければならない。

2 許可証のき損により前項の申請を行う者は、同項の申請書に当該き損した許可証を添付しなければならない。

（一部改正〔平成14年規則1号〕）

（事業の停止等の通知）

第23条 市長は、法第7条の3の規定により、事業の全部又は一部の停止を命ずるときは一般廃棄物処理業事業停止命令書（様式第23号）により、法第7条の4の規定により、業の許可を取り消すときは一般廃棄物処理業許可取消書（様式第24号）により、当該命令又は取消しを受けた者に通知するものとする。

（全部改正〔平成16年規則14号〕、一部改正〔平成18年規則88号〕）

（一般廃棄物処理施設の許可証）

第23条の2 条例別表第3第7項又は第8項に掲げる許可をした場合における条例第33条第1項の規定により交付する許可証は、一般廃棄物処理施設設置・変更許可証（様式第24号の2）とする。

（追加〔平成14年規則1号〕）

（一般廃棄物処理施設の許可証の再交付）

第23条の3 条例第33条第2項の規定により、条例別表第3第7項又は第8項に掲げる許可に係る許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物処理業・施設設置許可証再交付申請書（様式第22号）により市長に申請しなければならない。

2 許可証のき損により前項の申請を行う者は、同項の申請書に当該き損した許可証を添付しなければならない。

（追加〔平成14年規則1号〕）

（一般廃棄物処理施設の使用前の検査の結果通知）

第23条の4 市長は、法第8条の2第5項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査をしたときは、当該検査の結果を一般廃棄物処理施設使用前検査結果通知書（様式第24号の3）により当該検査の申請者に通知するものとする。

（追加〔平成14年規則1号〕）

（一般廃棄物処理施設の定期検査の結果通知）

第23条の5 省令第4条の4の4の規定による検査の結果を通知する書面の交付は、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書（様式第24号の3の2）により行うものとする。

(追加〔平成23年規則72号〕)

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の結果通知)

第23条の6 市長は、法第9条第5項(法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)又は法第9条の2の3第2項の規定による確認をしたときは、当該確認の結果を一般廃棄物最終処分場廃止確認結果通知書(様式第24号の4)により当該確認の申請者に通知するものとする。

(追加〔平成14年規則1号〕、一部改正〔平成23年規則72号〕)

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定証の交付)

第23条の7 市長は、法第9条の2の4第1項の規定により熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定をしたときは、熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定証(様式第24号の4の2)を交付するものとする。

(追加〔平成23年規則72号〕)

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出及び設置等に係る確認の通知)

第23条の8 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第24号の5)により行うものとする。

2 法第9条の3第4項ただし書(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、一般廃棄物処理施設確認通知書(様式第24号の6)により行うものとする。

(追加〔平成14年規則1号〕、一部改正〔平成23年規則72号〕)

(産業廃棄物処理業の許可を要しない者の指定)

第23条の9 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による市長の指定を受けようとする者は、産業廃棄物収集運搬業・処分業許可不要者指定申請書(様式第24号の7)を市長に提出しなければならない。

2 前項の指定は、産業廃棄物収集運搬業・処分業許可不要者指定書(様式第24号の8)を交付することにより行うものとする。

(追加〔平成14年規則1号〕、一部改正〔平成23年規則72号〕)

(産業廃棄物処理業等の許可証の再交付)

第23条の10 産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者又は産業廃棄物処理施設設置者は、その事業に係る許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちに市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、産業廃棄物(特別管理産業廃

棄物) 処理業・施設設置許可証再交付申請書(様式第24号の9)を市長に提出しなければならない。

3 許可証のき損により前項の申請を行う者は、同項の申請書に当該き損した許可証を添付しなければならない。

(追加〔平成14年規則1号〕、一部改正〔平成23年規則72号〕)

(産業廃棄物処理業の休止の届出)

第23条の11 産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者は、その事業の全部又は一部を30日以上休止しようとするときは、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業・処分業休止届出書(様式第24号の10)により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(追加〔平成14年規則1号〕、一部改正〔平成23年規則72号〕)

(産業廃棄物処理施設の使用前の検査の結果通知)

第23条の12 市長は、法第15条の2第5項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査をしたときは、当該検査の結果を産業廃棄物処理施設使用前検査結果通知書(様式第24号の11)により当該検査の申請者に通知するものとする。

(追加〔平成14年規則1号〕、一部改正〔平成16年規則14号・23年72号〕)

(産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の結果通知)

第23条の13 市長は、法第15条の2の6第3項の規定において準用する法第9条第5項又は第15条の3の2第2項の規定による確認をしたときは、当該確認の結果を産業廃棄物最終処分場廃止確認結果通知書(様式第24号の12)により当該確認の申請者に通知するものとする。

(追加〔平成14年規則1号〕、一部改正〔平成16年規則14号・23年72号〕)

(報告の徴収)

第24条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その業務に係る一般廃棄物の保管、収集又は処分等に関し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める報告書等を、当該月の分について翌月10日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業者で取り扱う一般廃棄物の種類がごみである場合 次に掲げる報告書

ア 一般廃棄物(可燃物・不燃物)収集運搬状況報告書(様式第25号)

イ 一般廃棄物(資源物)収集運搬状況報告書(様式第25号の2)

ウ 一般廃棄物計量集計表(様式第25号の3)

- (2) 一般廃棄物収集運搬業者で取り扱う一般廃棄物の種類がし尿である場合 し尿収集運搬状況報告書（様式第26号）
 - (3) 一般廃棄物処分業者である場合 次に掲げる報告書
 - ア 一般廃棄物処分状況報告書（様式第27号）
 - イ 一般廃棄物中間処分後搬出状況報告書（様式第28号）（中間処分を行う者に限る。）
- 2 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き（事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。）、変更し、又は廃止した日から30日以内に、次に掲げる事項を記載した特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更・廃止報告書（様式第28号の2）を市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 事業場の所在地
 - (3) 特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名、職名及び資格
 - (4) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、変更又は廃止の年月日及びその事由
- 3 法第12条第8項に規定する事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、当該産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処理実績報告書（様式第28号の3）を市長に提出しなければならない。この場合においては、第4条第2項ただし書の規定を準用する。
- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 事業場の所在地
 - (3) 産業廃棄物処理施設で処分した産業廃棄物の種類及び量並びに当該処分により生じた産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法ごとの処分量
- 4 産業廃棄物収集運搬業者（積替え又は保管を行う者に限る。）及び産業廃棄物処分業者並びに特別管理産業廃棄物収集運搬業者（積替え又は保管を行う者に限る。）及び特別管理産業廃棄物処分業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の運搬・処分実績報告書（様式第28号の5）を市長に提出しなければならない。

この場合においては、第4条第2項ただし書の規定を準用する。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 許可の種類、許可の年月日及び許可番号
- (3) 委託者の氏名又は名称及び委託者ごとの受託量
- (4) 運搬した場合には、運搬先ごとの運搬量並びに当該産業廃棄物を引き渡した者の氏名又は名称及び引渡量
- (5) 処分した場合には、処分場所及び処分方法ごとの処分量並びに当該処分により生じた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の量
- (6) 運搬又は処分を他人に委託した場合には、受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号並びに受託者ごとの委託の内容及び委託量
- (7) 処分により生じた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分を他人に委託した場合には、受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号並びに受託者ごとの委託の内容及び委託量
- (8) 産業廃棄物の処理施設で処分した産業廃棄物の種類及び量並びに当該処分により生じた産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法ごとの処分量

（全部改正〔平成14年規則1号〕、一部改正〔平成17年規則77号・18年88号・20年70号・23年1号・72号・令和2年87号〕）

（様式）

第24条の2 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 法第8条第2項の申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書（様式第28号の6）
- (2) 省令第4条の4の申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（様式第28号の7）
- (3) 省令第4条の17の報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（様式第28号の8）
- (4) 省令第5条の3第1項の申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書（様式第28号の9）
- (5) 省令第5条の4の2の届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（様式第28号の10）
- (6) 省令第5条の5の届出書 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書（様式第28号の11）
- (7) 省令第5条の5の2の申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（様式第28号

- の12)
- (8) 省令第5条の8の届出書 一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第28号の13)
 - (9) 省令第5条の11の申請書 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(様式第28号の14)
 - (10) 省令第5条の12の申請書 合併・分割認可申請書(様式第28号の15)
 - (11) 省令第6条の届出書 相続届出書(様式第28号の16)
 - (12) 省令第12条の7の17第2項の届出書 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書(様式第28号の17)
 - (13) 省令第12条の7の17第4項の受理書 受理書(様式第28号の18)
 - (14) 省令第12条の7の17第5項の届出書 産業廃棄物処理施設の種類変更等届出書(様式第28号の19)
 - (15) 省令第5条の5の3の届出書 一般廃棄物処理施設欠格要件該当届出書(様式第28号の20)
 - (16) 省令第5条の5の3の2第2項の届出書 一般廃棄物処理施設欠格要件該当届出書(心身の故障用)(様式第28号の20の2)
 - (17) 省令第10条の10の3又は第10条の24の届出書 産業廃棄物処理業(特別管理産業廃棄物処理業)欠格要件該当届出書(様式第28号の21)
 - (18) 省令第10条の10の3の2第1項又は第10条の24の2の届出書 産業廃棄物処理業(特別管理産業廃棄物処理業)欠格要件該当届出書(心身の故障用)(様式第28号の21の2)
 - (19) 省令第12条の11の3の届出書 産業廃棄物処理施設欠格要件該当届出書(様式第28号の22)
 - (20) 省令第12条の11の3の2第1項の届出書 産業廃棄物処理施設欠格要件該当届出書(心身の故障用)(様式第28号の22の2)
 - (21) 法第21条の2第1項の届出書 特定処理施設における事故時の措置の届出書(様式第28号の23)
 - (22) 省令第4条の4の2の申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書(様式第28号の24)
 - (23) 省令第5条の5の5第1項の申請書 熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定申請書(様式第28号の25)
 - (24) 省令第5条の5の10第1項の届出書 熱回収一般廃棄物処理施設休廃止等届出書

(様式第28号の26)

(25) 省令第5条の5の11第1項の報告書 熱回収一般廃棄物処理施設熱回収報告書(様式第28号の27)

(追加〔平成14年規則1号〕、一部改正〔平成16年規則14号・18年88号・23年72号・令和元年48号〕)

第5章 浄化槽清掃業

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第25条 条例第38条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、浄化槽清掃業許可申請書(様式第29号)により市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄附行為及び商業登記事項証明書)
- (3) 浄化槽法第36条第2号イからニまで及びへからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (4) 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第11条第4号に該当する旨を記載した書類
- (5) 個人の場合は履歴書、法人の場合は役員名簿及び役員経歴書
- (6) 従業員名簿
- (7) 所有する施設の概要(案内図、配置図及び構造図)
- (8) 所有する機材の種類及び数量
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する許可申請をした者は、その所有する施設、機材等について市長の検査を受けなければならない。

(一部改正〔平成17年規則77号・20年70号・令和5年2号〕)

(許可証)

第26条 条例第38条第2項の許可証は、浄化槽清掃業許可証(様式第30号)とする。

(変更の届出)

第27条 条例第39条第1項の規定による変更の届出は、浄化槽清掃業変更届(様式第31号)により行うものとする。

(廃業等の届出)

第28条 条例第39条第2項の規定による届出は、浄化槽清掃業の廃業届(様式第32号)に

より行うものとする。

(一部改正〔平成18年規則88号〕)

(許可証の再交付の申請)

第29条 条例第40条の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可証再交付申請書(様式第33号)により市長に申請しなければならない。

2 許可証のき損により前項の申請を行う者は、同項の申請書に当該き損した許可証を添付しなければならない。

(許可の取消し等の通知)

第30条 市長は、浄化槽法第41条第2項又は条例第41条の規定により、業の許可を取り消すときは浄化槽清掃業許可取消書(様式第34号)により、事業の全部又は一部の停止を命ずるときは浄化槽清掃業事業停止命令書(様式第35号)により、当該取消し又は命令を受けた者に通知するものとする。

(報告)

第31条 条例第43条の報告は、浄化槽清掃状況報告書(様式第36号)により、当該月の分について翌月10日までに行うものとする。

第6章 審議会及び推進員

(審議会の組織)

第32条 条例第51条第4項に規定するさいたま市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民を代表する者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(一部改正〔平成21年規則63号・23年39号〕)

(会長及び副会長)

第33条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第34条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第35条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(一部改正〔平成15年規則83号・20年70号〕)

(委任)

第36条 第32条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(推進員)

第37条 条例第52条に規定するさいたま市廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）

は、次に掲げる事項について、市の施策に協力するものとする。

- (1) 廃棄物の分別の指導及び啓発
- (2) ごみの減量のための地域活動及び報告
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ごみの減量及び資源化等に関し必要な事項

(一部改正〔平成23年規則39号〕)

(推進員の委嘱及び任期)

第38条 推進員は、市長が委嘱する。

- 2 推進員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 補則

(身分を示す証明書)

第39条 条例第54条第2項の証明書は、様式第37号とする。

(一部改正〔平成23年規則39号〕)

(その他)

第40条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の浦和市廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成7年浦和市規則第37号）、大宮市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則（平成7年大宮市規則第46号）又は与野市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則（平成8年与野市規則第7号）の規定によってした処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成13年11月29日規則第274号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年1月10日規則第1号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第83号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月1日規則第177号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月10日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年9月29日規則第89号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成16年11月22日規則第99号）

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日規則第77号）

この規則中第19条第2項第2号及び第3号の改正規定並びに第24条第1項第1号アの改正規定及び同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える改正規定並びに第25条第1項第2号の改正規定は公布の日から、その他の規定は平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第88号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(さいたま市清掃センター条例施行規則の一部改正)

- 2 さいたま市清掃センター条例施行規則（平成13年さいたま市規則第143号）の一部を次

のように改正する。

(次のよう略)

(さいたま市衛生センター条例施行規則の一部改正)

- 3 さいたま市衛生センター条例施行規則（平成13年さいたま市規則第144号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成19年2月21日規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第70号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第11条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年11月19日規則第105号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月23日規則第63号）

この規則は、平成21年8月23日から施行する。

附 則（平成23年1月5日規則第1号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第3条の2第1項第1号の改正は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後のさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第24条第4項の規定は、平成23年6月30日までに市長に提出しなければならない産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の運搬・処分実績報告書の提出から適用する。

附 則（平成23年3月31日規則第39号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月27日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第54号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条の2の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則による産業廃棄物処理計画作成(変更)報告書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書の様式は、当分の間、この規則による改正後のさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則の様式によるものとみなす。

附 則(平成24年5月17日規則第71号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年2月24日規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月24日規則第19号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和元年12月10日規則第48号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和2年6月25日規則第87号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第32号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附 則(令和5年1月31日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

別表第1(第10条の2関係)

(追加〔平成18年規則88号〕)

施設区分	受入基準
1 共通事項	(1) 廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないように必要な

	<p>措置を講じた運搬車により搬入すること。</p> <p>(2) 一般廃棄物処理計画に従い、廃棄物を適正に分別して搬入すること。</p> <p>(3) 廃棄物を搬入しようとするときは、その都度計量を受けること。</p> <p>(4) 搬入しようとする廃棄物の検査を受けること。</p> <p>(5) 施設内の設備を汚損し、又は損傷しないこと。</p> <p>(6) 施設内においては、市長の指示に従うこと。</p>
<p>2 指定処理施設 のうち、ごみ処 理を行う施設</p>	<p>取り扱う廃棄物は、市の区域内から排出された物で、次に掲げる廃棄物以外のものとする。</p> <p>ア 有害性のある物又は有害性物質を含む物</p> <p>イ 爆発性又は引火性のある物</p> <p>ウ 著しく悪臭を発する物</p> <p>エ 液状又は泥状の物</p> <p>オ 特別管理一般廃棄物</p> <p>カ 特定家庭用機器一般廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物をいう。）</p> <p>キ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第12項に規定する指定再資源化製品が一般廃棄物となった物であって、同法第26条第1項に規定する指定再資源化事業者による当該廃棄物の自主的な回収及び再資源化の制度が確立されていると認められるものとして、一般廃棄物処理計画において、市による処分を行わないことと指定したもの</p> <p>ク 省令第6条の13の規定に基づき環境大臣が定めた一般廃棄物であって、法第9条の9第1項の規定に基づく環境大臣の認定を受けた者による当該廃棄物を処理する制度が確立されていると認められるものとして、一般廃棄物処理計画において、市による処分を行わないことと指定したもの</p> <p>ケ 産業廃棄物（第11条に規定する産業廃棄物を除く。）</p> <p>コ アからケまでに定めるもののほか、処理することが著しく困難な廃棄物又は施設の機能に支障を生じさせるおそれのある物（第12条に規定する特定適正処理困難物及び第13条第2号の規定により市長</p>

	が特に必要と認めた一般廃棄物を除く。)
3 指定処理施設のうち、し尿等の処理を行う施設	<p>取り扱う廃棄物は、市の区域内から排出された物で、次に掲げる一般廃棄物とする。</p> <p>ア し尿</p> <p>イ 浄化槽汚泥</p> <p>ウ 家庭用雑排水</p> <p>エ アからウまでに定めるもののほか、市長が特に必要と認めたもの</p>

別表第2（第12条関係）

（一部改正〔平成18年規則88号〕）

特定適正処理困難物	金額		備考
	市が収集運搬及び処分するもの	市が処分のみするもの	
スプリング入りマットレス	2,000円	1,500円	
1人用のスプリング入りソファ	1,000円	500円	
1人用以外のスプリング入りソファ	2,000円	1,500円	
タイヤ・ホイール	1,000円	500円	1本を1品とする。（ホイール付のタイヤについては、1品とする。）
物干し台	1,000円	500円	1台を1品とする。
バッテリー	1,000円	500円	

3 さいたま市清掃センター条例

平成13年5月1日

条例第196号

改正 平成14年3月27日条例第30号

平成14年12月26日条例第67号

平成17年3月25日条例第97号

平成22年6月28日条例第41号

平成27年3月12日条例第24号

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第1条に定める目的を達成するため、ごみを衛生的に処理する施設として、さいたま市清掃センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
さいたま市クリーンセンター大崎	さいたま市緑区大字大崎317番地
さいたま市西部環境センター	さいたま市西区大字宝来52番地1
さいたま市東部環境センター	さいたま市見沼区大字膝子626番地1
さいたま市桜環境センター	さいたま市桜区新開4丁目3259番1

(一部改正〔平成14年条例30号・67号・17年97号・22年41号・27年24号〕)

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日条例第30号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月26日条例第67号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第97号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月28日条例第41号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月12日条例第24号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

4 さいたまま市清掃センター条例施行規則

平成13年5月1日

規則第143号

改正 平成15年2月6日規則第9号

平成16年12月17日規則第102号

平成18年3月31日規則第88号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市清掃センター条例（平成13年さいたま市条例第196号）第3条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者)

第2条 さいたまま市清掃センター（以下「センター」という。）の管理責任者は、常に良好な状態で、施設を管理しなければならない。

(簿冊)

第3条 センターに、施設の管理及び事務処理に必要な簿冊を備え、常に業務の状況を明らかにしておかなければならない。

(休業日)

第4条 センターの休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

(一部改正〔平成15年規則9号・18年88号〕)

(搬入時間)

第5条 廃棄物の搬入時間は、午前8時30分から午後零時まで及び午後1時から午後4時30分まで（土曜日にあつては、午前8時30分から午後零時まで）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由により搬入を認めたときは、この限りでない。

(一部改正〔平成16年規則102号・18年88号〕)

(搬入時間若しくは休業日の変更又は臨時休業日)

第6条 市長は、センターの管理その他必要があると認めたときは、搬入時間若しくは休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けるものとし、その旨をセンターに掲示する。

(一部改正〔平成18年規則88号〕)

(廃棄物の搬入制限)

第7条 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、廃棄物の搬入量を制限することができる。

(一部改正〔平成18年規則88号〕)

(施設の滅失又は損傷の届出)

第8条 施設の滅失又は損傷した者は、速やかに書面により市長に届け出なければならない。

- 2 前項の滅失又は損傷が自己の責めに帰すべき理由によるときは、その者の費用において当該施設を原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(一部改正〔平成18年規則88号〕)

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成18年規則88号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の浦和市立廃棄物処理施設管理規則(昭和45年浦和市規則第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成15年2月6日規則第9号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月17日規則第102号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第88号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

5 さいたまま市桜環境センター余熱体験施設条例

平成22年6月28日

条例第42号

改正 平成25年12月26日条例第46号

平成31年3月13日条例第2号

(設置)

第1条 廃棄物を焼却した際に発生する熱エネルギーの有効な利用状況を体験でき、市民の健康の維持及び増進を図る場として、さいたま市桜環境センター余熱体験施設（以下「余熱体験施設」という。）をさいたま市桜区新開4丁目3259番地1に設置する。

(業務)

第2条 余熱体験施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 余熱体験施設の利用に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、余熱体験施設の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(休館日)

第3条 余熱体験施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、余熱体験施設の管理上必要と認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に業務を行うことができる。

(利用時間等)

第4条 余熱体験施設の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、余熱体験施設に入館することができる時間は、午後8時30分までとする。

2 市長は、特別な事由があると認めるときは、前項に規定する利用時間又は入館することができる時間を変更することができる。

(利用の制限)

第5条 市長は、余熱体験施設の利用（第7条第1項に規定する利用を除く。）について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用に条件を付し、又はその利用を拒否することができる。

- (1) 余熱体験施設の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 余熱体験施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、余熱体験施設の管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。

(利用者数の制限)

第6条 市長は、余熱体験施設を利用しようとする者の数が余熱体験施設の収容能力を超えるおそれがあるときその他管理上必要があると認めるときは、その数を制限することができる。

(専用利用の許可)

第7条 余熱体験施設の施設で規則で定めるものの利用(専用しようとする場合に限る。以下「専用利用」という。)をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可(以下「専用利用許可等」という。)をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(専用利用の制限)

第8条 市長は、専用利用について、第5条各号のいずれかに該当すると認めるときは、専用利用を許可しない。

(専用利用権の譲渡等の禁止)

第9条 専用利用許可等を受けた者(以下「専用利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(専用利用許可等の取消し等)

第10条 市長は、専用利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は余熱体験施設の管理上特に必要があると認めるときは、専用利用許可等に係る条件を変更し、若しくは専用利用を停止し、又は専用利用許可等を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により専用利用許可等を受けたとき。
- (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 専用利用許可等の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項の規定による措置によって専用利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(特別の設備等の制限)

第11条 余熱体験施設を利用する者(専用利用者を含む。以下「利用者」という。)は、余熱体験施設を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(入館の禁止等)

第12条 市長は、余熱体験施設内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者の入館を禁止し、又はその者の退館を命じることができる。

(使用料)

第13条 利用者は、余熱体験施設を利用するときは、別表に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、規則で定める前払式証票の購入によって納付することができる。

(使用料の減免)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 余熱体験施設の管理上特に必要があるため、利用者の利用に供しないこととしたとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない事由により、余熱体験施設を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、余熱体験施設の利用が終わったときは、速やかに当該施設を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第5条の規定により利用を拒否され、第10条第1項の規定により専用利用許可等を取り消され、又は第12条の規定により退館を命じられた場合も同様とする。

2 利用者が、前項に規定する義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者が負担する。

(損害賠償の義務)

第17条 利用者が故意又は過失により余熱体験施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長

が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、余熱体験施設の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第2条に規定する業務
- (2) 余熱体験施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第3条第1項の規定にかかわらず、余熱体験施設の管理上特に必要があると認めるときに、市長の承認を得て、臨時に休館日を定め、又は休館日に業務を行うこと。
- (2) 第4条第1項の規定にかかわらず、余熱体験施設の管理上特に必要があると認めるときに、市長の承認を得て、利用時間又は入館することができる時間を変更すること。
- (3) 第5条の規定により、同条第1号から第3号までのいずれかに該当すると認めるとき又は余熱体験施設の管理上支障があるとき若しくは利用させることが適当でないと認めるときに、利用に条件を付し、又は利用を拒否すること。
- (4) 第6条の規定により、利用しようとする者の数を制限すること。
- (5) 第7条第1項の規定により、専用利用許可等をする事又は同条第2項の規定により、専用利用許可等に条件を付すること。
- (6) 第8条の規定により、第5条第1号から第3号までのいずれかに該当すると認めるとき又は余熱体験施設の管理上支障があるとき若しくは専用利用をさせることが適当でないと認めるときに、許可しないこと。
- (7) 第10条第1項の規定により、同項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき、専用利用許可等の条件若しくは指定管理者の指示に従わないとき又は余熱体験施設の管理上特に必要があると認めるときに、専用利用許可等に係る条件を変更し、若しくは専用利用を停止し、又は専用利用許可等を取り消すこと。
- (8) 第11条の規定により、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合に許可すること。
- (9) 第12条の規定により、入館を禁止し、又は退館を命じること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月26日条例第46号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月13日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(使用料等に関する経過措置)

2 この条例(第1条、第10条から第12条まで、第15条、第16条、第17条(同条中第6条の改正に限る。)、第18条、第30条及び第51条から第53条までの規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金等(以下「使用料等」という。)で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日以前に行った施設の使用等に係る使用料等で施行日以前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日以前に納付するものについては、なお従前の例による。

別表(第13条関係)

(一部改正〔平成25年条例46号・31年2号〕)

区分	使用料(1人1回につき)	
	市内	市外
60歳以上の者	100円	200円
一般	730円	830円
小学生・中学生	310円	310円

備考

- 「一般」とは、60歳以上の者、小学生及び中学生並びに小学校就学前の者以外の者をいう。
- 小学校就学前の者については、無料とする。

6 さいたまま市桜環境センター余熱体験施設条例施行規則

平成27年3月20日

規則第35号

改正 令和元年5月30日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市桜環境センター余熱体験施設条例（平成22年さいたま市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専用利用することができる施設)

第2条 条例第7条第1項の規定により専用利用することができる施設として規則で定めるものは、娯楽室及び大広間の一部（以下「娯楽室等」という。）とする。

(専用利用の申請)

第3条 条例第7条第1項の規定により娯楽室等の専用利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、桜環境センター余熱体験施設専用利用許可（変更）申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(使用料の額等)

第4条 条例第13条第1項に規定する規則で定める使用料の額は、別表第1のとおりとする。

2 前払式証票（以下「プリペイドカード」という。）の種類及び金額は、別表第2のとおりとする。

3 紛失、毀損等によるプリペイドカードの再発行は、しないものとする。

(利用者の遵守すべき事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用できる施設以外に立ち入らないこと。

(2) さいたまま市桜環境センター余熱体験施設（以下「余熱体験施設」という。）内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示、写真の撮影、録音等を行わないこと。

(3) 許可を受けずに火気等を使用し、又は所定の場所以外において喫煙しないこと。

(4) 許可を受けずに備え付けた備品等を移動しないこと。

(損壊の届出等)

第6条 余熱体験施設の施設等を損壊し、又は滅失した者は、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の指示)

第7条 市長は、余熱体験施設の管理上必要があると認めるときは、その都度利用者に必要な指示をすることができる。

(指定管理者に関する読替え)

第8条 条例第18条の規定により指定管理者が余熱体験施設の管理に関する業務を行う場合についての第3条、第6条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月30日規則第12号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

（一部改正〔令和元年規則12号〕）

区分	使用料の額（1人1回につき）	
	市内	市外
60歳以上の者	100円	200円
一般	730円	830円
小学生・中学生	310円	310円

備考

- 1 「一般」とは、60歳以上の者、小学生及び中学生並びに小学校就学前の者以外の者をいう。
- 2 小学校就学前の者については、無料とする。

別表第2（第4条関係）

種類	金額
3,300円券	3,000円
5,600円券	5,000円

7 さいたま市衛生センター条例

平成13年5月1日

条例第197号

改正 平成14年12月26日条例第67号

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第1条に定める目的を達成するため、し尿等を衛生的に処理する施設として、さいたま市衛生センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
さいたま市クリーンセンター西堀	さいたま市桜区新開4丁目1番1号
さいたま市大宮南部浄化センター	さいたま市見沼区大字上山口新田508番地1

(一部改正〔平成14年条例67号〕)

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成14年12月26日条例第67号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

8 さいたま市衛生センター条例施行規則

平成13年5月1日

規則第144号

改正 平成18年3月31日規則第88号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市衛生センター条例（平成13年さいたま市条例第197号）第3条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者)

第2条 さいたま市衛生センター（以下「センター」という。）の管理責任者は、常に良好な状態で、施設を管理しなければならない。

(休業日)

第3条 センターの休業日は、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日とする。

2 市長は、センターの管理その他必要がある場合には、休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができるものとする。

(一部改正〔平成18年規則88号〕)

(搬入時間)

第4条 第3条各号に掲げる廃棄物（以下「し尿等」という。）の搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(一部改正〔平成18年規則88号〕)

(搬入制限又は受入拒否)

第5条 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、し尿等の搬入量の制限又は受入れを拒否することができる。

(一部改正〔平成18年規則88号〕)

(施設の滅失又はき損の届出)

第6条 施設を滅失又はき損した者は、速やかに書面により市長に届け出なければならない。

2 前項の滅失又はき損が自己の責めに帰すべき理由によるときは、その者の費用において当該施設を原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(一部改正〔平成18年規則88号〕)

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔平成18年規則88号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の浦和市立廃棄物処理施設管理規則(昭和45年浦和市規則第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月31日規則第88号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

9 さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する 条例

平成19年3月15日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止について必要な事項を定めることにより、市、事業者及び市民等が協働して環境美化の促進を図り、もって快適な生活環境を確保し、安心、安全できれいなまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の飲食物等の収納に用いられた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙その他これらに類するものであって、投棄されることによりごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 回収容器その他定められた場所以外の場所に捨てることをいう。
- (3) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、通勤し、若しくは通学し、又は市内を通過する者をいう。
- (5) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 公共の場所 道路、公園、広場その他屋外の公共の用に供する場所をいう。
- (7) 路上喫煙 公共の場所においてたばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。

(市の責務)

第3条 市は、路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て（以下「ポイ捨て等」という。）の防止のために必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、ポイ捨て等の防止による環境美化の促進について、事業者、市民等及び土地所有者等の意識の啓発を図るとともに、環境に関する教育を充実し、併せて学習が促進されるよう努めなければならない。

3 市は、事業者、市民等及び土地所有者等で組織する団体の自主的な活動を促進するため、必要に応じた支援をしなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、ポイ捨て等の防止及び飲食物等の収納に用いられた容器（以下「飲料容器」という。）の資源化等に心がけるとともに、事業所及びその周辺並びに事業活動を行う地域において、美化活動の充実に努めなければならない。

2 ポイ捨て等の原因となるおそれのある物の製造、加工又は販売を行う者は、そのポイ捨て等の防止について消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

3 自動販売機により飲食物等を販売する者は、飲料容器の回収容器を設置し、これを適正に管理するとともに、当該自動販売機周辺の清潔を保持するために必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、ポイ捨て等の防止による環境美化の促進のために市が実施する施策に協力しなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収するための適切な容器に収納しなければならない。

2 市内に居住する者は、その居住する地域において、ポイ捨て等の防止による環境美化の促進について協力してその意識の高揚を図るとともに、美化活動の充実に努めなければならない。

3 市民等は、ポイ捨て等の防止による環境美化の促進のために市が実施する施策に協力しなければならない。

（土地所有者等の責務）

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等が捨てられないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、ポイ捨て等の防止による環境美化の促進のために市が実施する施策に協力しなければならない。

（投棄の禁止）

第7条 市民等は、空き缶等をみだりに捨ててはならない。

（路上喫煙の防止）

第8条 市民等は、路上喫煙をしないように努めなければならない。ただし、公共の場所を管理する権原を有する者が指定した場所にあつては、この限りでない。

（環境美化重点区域の指定）

第9条 市長は、環境美化の促進を図るため、特に必要があると認められる区域を環境美化重点区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、その旨を告示することにより行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による指定をしようとするときは、関係地域住民及び関係団体の意見を聴くものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、環境美化重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第10条 市長は、路上喫煙が他の歩行者等にとって特に危険であると認められる区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、路上喫煙禁止区域について準用する。

(施策の重点実施)

第11条 市長は、環境美化重点区域及び路上喫煙禁止区域において、ポイ捨て等の防止についての施策を重点的に実施するものとする。

(路上喫煙禁止区域における喫煙の制限)

第12条 市民等は、路上喫煙禁止区域において、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が別に定める場所においては、この限りでない。

(指導、勧告及び命令)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、是正するために必要な指導又は勧告をすることができる。

(1) 環境美化重点区域において第7条の規定に違反した者

(2) 前条の規定に違反した者

2 市長は、前項の指導又は勧告に従わない者に対し、是正に必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(さいたま市行政手続条例の適用除外)

第14条 前条第2項の規定による命令については、さいたま市行政手続条例（平成13年さいたま市条例第22号）第3章の規定は適用しない。

(関係機関への要請)

第15条 市長は、市民等の快適な生活環境を確保するために必要と認めるときは、当該公共の場所の管理者に対し、空き缶等の回収その他必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 第13条第2項の規定による命令に違反した者は、3万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。ただし、第9条、第10条及び第16条の規定は、同年4月1日から施行する。

(さいたま市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例の廃止)

2 さいたま市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例（平成13年さいたま市条例第189号）は、廃止する。

10 さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例施行規則

平成19年3月16日

規則第21号

改正 平成28年3月28日規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例(平成19年さいたま市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(環境美化重点区域の指定に係る告示)

第2条 条例第9条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 環境美化重点区域の名称
- (2) 環境美化重点区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域の範囲
- (3) 環境美化重点区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する効力が生ずる日

(路上喫煙禁止区域の指定に係る告示)

第3条 条例第10条第2項において準用する条例第9条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 路上喫煙禁止区域の名称
- (2) 路上喫煙禁止区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域の範囲
- (3) 路上喫煙禁止区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する効力が生ずる日

(身分証明書の携帯等)

第4条 条例第13条第1項に規定する指導及び勧告、同条第2項の規定による命令並びに第17条の規定による過料の処分に係る事務に従事する職員は、身分証明書(様式第1号)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告及び命令)

第5条 条例第13条第1項に規定する勧告は、勧告書(様式第2号)を交付して行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定による命令は、命令書(様式第3号)を交付して行うものとする。

る。

(告知及び弁明の機会の付与)

第6条 市長は、条例第17条の規定により過料の処分を行おうとするときは、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ告知書(様式第4号)により告知し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の規定による弁明は、定められた期限までに弁明書(様式第5号)により行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、口頭その他の方法により行うことができる。

(過料)

第7条 条例第17条の規定による過料の処分は、過料処分決定書(様式第6号)を交付して行うものとする。

2 条例第17条の規定により処する過料の額は、2,000円とする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年6月1日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第8条の規定は、同年4月1日から施行する。

(さいたま市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例施行規則の廃止)

2 さいたま市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例施行規則(平成13年さいたま市規則第134号)は、廃止する。

附 則(平成28年3月28日規則第44号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

11 さいたま市リサイクル基金条例

平成13年5月1日

条例第96号

改正 平成14年3月27日条例第14号

(設置)

第1条 ごみの減量及び資源の有効活用の推進に要する経費の財源に充てるため、さいたま市リサイクル基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額で一般会計歳入歳出予算に計上した額とする。

- (1) 前条の設置目的に基づく寄附金額
- (2) 資源物の売払収入
- (3) 基金の運用から生ずる収益

(使途)

第3条 基金は、次に掲げる事業の経費に充当する。

- (1) 環境教育の普及
- (2) リサイクル活動の啓発
- (3) リサイクル活動の推進
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ごみの減量及び資源の有効活用の推進に関する事業

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(追加〔平成14年条例14号〕)

(処分)

第6条 基金は、第3条各号に掲げる事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(一部改正〔平成14年条例14号〕)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成14年条例14号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大宮市リサイクル基金条例(平成6年大宮市条例第7号)の規定により積み立てられた現金、債券、有価証券等は、この条例により積み立てられた基金とみなす。

附 則(平成14年3月27日条例第14号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

12 さいたま市一般廃棄物処理施設整備基金条例

平成13年5月1日

条例第95号

改正 平成14年3月27日条例第14号

(設置)

第1条 一般廃棄物処理施設の整備の費用に充てるため、さいたま市一般廃棄物処理施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(追加〔平成14年条例14号〕)

(支出の制限)

第6条 基金に属する現金は、第1条に規定する目的のほか、使用することができない。

(一部改正〔平成14年条例14号〕)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成14年条例14号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浦和市一般廃棄物処理施設建設基金条例

(昭和61年浦和市条例第7号) 又は大宮市基金の設置・管理および処分に関する条例(昭和39年大宮市条例第7号。第1条第3号に掲げる基金に限る。)の規定により積み立てられた現金、債券、有価証券等は、それぞれこの条例により積み立てられた基金とみなす。

附 則 (平成14年3月27日条例第14号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

13 さいたま市使用済自動車の再資源化等に関する法律関係事務手数料条例

平成16年3月26日

条例第10号

改正 平成30年3月26日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）に規定する事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(種類及び額)

第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその額は、別表のとおりとする。

(徴収及び不還付)

第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事務についての申請があった際に徴収する。

2 手数料は、その納付後において、還付しない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。ただし、別表第1項から第4項までの規定並びに次項及び附則第4項の規定は、平成17年1月1日から施行する。

(さいたま市フロン類回収業者等の登録等関係事務手数料条例の廃止)

2 さいたま市フロン類回収業者等の登録等関係事務手数料条例(平成14年さいたま市条例第82号)は、廃止する。

(さいたま市証紙条例の一部改正)

3 さいたま市証紙条例（平成13年さいたま市条例第75号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

4 さいたま市証紙条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成30年3月26日条例第7号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（一部改正〔平成30年条例7号〕）

事務の種類	手数料の額
1 法第42条第1項の規定による引取業者の登録の申請に対する審査	1件につき 5,500円
2 法第42条第2項の規定による引取業者の登録の更新の申請に対する審査	1件につき 4,000円
3 法第53条第1項の規定によるフロン類回収業者の登録の申請に対する審査	1件につき 5,500円
4 法第53条第2項の規定によるフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	1件につき 4,000円
5 法第60条第1項の規定による解体業の許可の申請に対する審査	1件につき 78,000円
6 法第60条第2項の規定による解体業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 70,000円
7 法第67条第1項の規定による破砕業の許可の申請に対する審査	1件につき 84,000円
8 法第67条第2項の規定による破砕業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 77,000円
9 法第70条第1項の規定による破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 67,000円

14 さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例

平成14年12月26日

条例第104号

改正 平成17年3月25日条例第92号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 土砂のたい積（第7条—第20条）
- 第3章 土砂の搬入禁止区域（第21条—第23条）
- 第4章 雑則（第24条—第28条）
- 第5章 罰則（第29条—第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、土砂のたい積等に関し、必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂のたい積を防止し、もって市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 発注者 建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。
- (3) 元請負人 発注者から直接建設工事を請け負った者又は請負契約によらないで自ら建設工事を行う者をいう。
- (4) 土砂のたい積 埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）をいう。

（市の責務）

第3条 市は、無秩序な土砂のたい積を防止するため、必要な施策を推進するものとする。

2 市は、無秩序な土砂のたい積を防止するため、土砂のたい積の状況を把握するとともに、土砂のたい積を監視する体制の整備に努めるものとする。

（発注者の責務）

第4条 発注者は、その注文する建設工事に伴って発生する土砂に関し、元請負人に対して、その適正な処理を指示するとともに、処理に要する費用の適正な負担を行うことにより、土砂の再利用の促進に努めなければならない。

(元請負人の責務)

第5条 元請負人は、請負契約の内容等を踏まえて、建設工事の施工方法等を工夫することにより、建設工事に伴って発生する土砂の排出量の抑制に努めるとともに、土砂と他の物との分別その他必要な措置を講ずることにより、土砂の再利用に努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地の所有者、管理者又は占有者（以下「土地所有者等」という。）は、土砂のたい積を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂のたい積による災害が発生するおそれのないことを確認し、そのおそれのある土砂のたい積を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

第2章 土砂のたい積

(災害発生防止のための措置)

第7条 土地所有者等は、無秩序な土砂のたい積により、土砂の流出、崩壊その他の災害が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。

2 土砂のたい積を行う者は、当該土砂のたい積による土砂の流出、崩壊その他の災害の発生を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、土砂のたい積を行う土地の周辺的生活環境の保全に配慮しなければならない。

(汚染された土砂のたい積の禁止)

第8条 土砂のたい積を行う者は、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の規則で定める物質（以下この条において「有害物質」という。）による汚染の状態が規則で定める基準（次項において「土壌基準」という。）に適合しない土砂を土砂のたい積に使用してはならない。ただし、規則の定めるところにより、土砂のたい積の場所、方法等からみて当該土砂の有害物質による人の健康に係る被害が生じるおそれがない旨の市長の確認を受けたときは、この限りでない。

2 市長は、土壌基準に適合しない土砂が土砂のたい積（前項ただし書の確認を受けたものを除く。）に使用され、又は使用されているおそれがあると認めるときは、土砂のたい積を行っている者又は土砂のたい積に係る工事を請け負った者若しくは工事を行っている者に対し、直ちに当該土砂のたい積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 市長は、第1項ただし書の確認をした場合において、その後の事情により、当該確認に係る土砂のたい積に用いた土砂の有害物質により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるに至ったときは、土砂のたい積を行っている者又は土砂のたい積に係る工事を請け負った者若しくは工事を行っている者に対し、直ちに当該土砂のたい積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土砂のたい積の許可)

第9条 土砂のたい積を行おうとする者は、土砂のたい積に係る土地の区域ごとに、土砂のたい積に関する計画を定め、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂のたい積については、この限りでない。

- (1) 土砂のたい積に係る土地の区域（土砂のたい積が一団の土地の区域において行われる場合は、当該一団の土地の区域）の面積が500平方メートル未満の土砂のたい積
- (2) 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂のたい積で当該事業の区域における土砂のみを用いて行うもの
- (3) 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂のたい積であって、規則の定めるところにより、市長に届け出たもの
- (4) 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち無秩序な土砂のたい積となるおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂のたい積
- (5) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂のたい積
- (6) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂のたい積
- (7) 前各号に掲げるもののほか、無秩序な土砂のたい積のおそれがないものとして規則で定める土砂のたい積

2 前項の土砂のたい積に関する計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、同項の許可を受けようとする土砂のたい積に係る土地の区域の面積が3,000平方メートル未満である場合は、第10号及び第11号に掲げる事項の記載を要しない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土砂のたい積に係る土地の区域の所在及び面積
- (3) 土砂のたい積の目的
- (4) 土砂のたい積に係る建設工事の元請負人
- (5) 最大たい積時において土砂のたい積に用いる土砂の数量
- (6) 最大たい積時における土地の形状

- (7) 土砂のたい積の完了時における土地の形状
- (8) 土砂のたい積に用いられる土砂の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画
- (9) 周辺的生活環境の保全のための方策
- (10) 排水施設その他の土砂の流出及び崩壊を防止する施設の計画
- (11) 前号に掲げるもののほか、災害、事故等の発生を防止するためにとる措置
- (12) 土砂のたい積を行う期間
- (13) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第1項の許可の申請には、当該申請に係る土砂のたい積に係る土地の区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(住民への周知)

第10条 前条第1項の許可の申請をした者は、その概要を当該許可の申請に係る土砂のたい積に係る土地の区域の周辺の住民に周知させるよう努めなければならない。

(許可の基準等)

第11条 市長は、第9条第1項の許可の申請が3,000平方メートル以上の土地の区域に係る土砂のたい積に関するものである場合は、土砂のたい積に関する計画の内容が、次に掲げる事項について、土砂の流出、崩壊その他の災害の発生を防止する上で必要な規則で定める基準に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 土砂のたい積の完了時及び最大たい積時においてたい積する土砂の高さ及びのり面のこう配
- (2) 排水施設、擁壁その他の施設
- (3) 地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置

2 市長は、第9条第1項の許可の申請が3,000平方メートル未満の土地の区域に係る土砂のたい積に関するものである場合は、土砂のたい積に関する計画の内容が、次に掲げる事項について、土砂の流出、崩壊その他の災害の発生を防止する上で必要な規則で定める基準に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 土砂のたい積の完了時及び最大たい積時においてたい積する土砂の高さ及びのり面のこう配
- (2) 地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置

3 市長は、第9条第1項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該許可の申請に係る元請負人が第1号に該当するときは、同項の許可をしないことが

できる。

- (1) 土砂のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められないとき。
- (2) 土砂のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないとき。

4 市長は、第9条第1項の許可には、夜間における土砂のたい積の禁止その他生活環境を保全するために必要な条件を付することができる。

(変更の許可)

第12条 第9条第1項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る同条第2項第2号から第11号までに掲げる事項（当該許可が3,000平方メートル未満の土地の区域に係る土砂のたい積に関するものである場合は、同項第2号から第9号までに掲げる事項）の変更をしようとするときは、規則の定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

(変更の届出)

第13条 許可事業者は、当該許可に係る第9条第2項第1号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、前条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第14条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第8条第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 不正な手段により、第9条第1項又は第12条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第9条第1項の許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る土砂のたい積に着手しなかったとき。
- (4) 第9条第1項の許可に係る土砂のたい積に着手した日後1年を超える期間引き続き土砂のたい積を行っていないとき。
- (5) 第11条第1項又は第2項の基準に適合しない土砂のたい積を行ったとき。
- (6) 第11条第4項（第12条第2項において準用する場合を含む。）の条件に違反したとき。

(7) 第12条第1項の規定に違反して同項に規定する変更の許可を受けずに土砂のたい積を行ったとき。

(8) 第24条第1項の規定による命令に違反したとき。

(標識の掲示)

第15条 許可事業者は、当該許可に係る土砂のたい積を行っている間、当該土砂のたい積に係る土地の区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲示しなければならない。

2 前項の標識を掲示した者は、当該標識に記載した事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、記載した事項を書き換えなければならない。

3 第1項の標識を掲示した者は、前条の規定により許可を取り消されたとき、又は当該許可に係る土砂のたい積を完了し、若しくは廃止したときは、速やかに標識を撤去しなければならない。

(関係書類の閲覧)

第16条 許可事業者は、規則の定めるところにより、当該許可に係る土砂のたい積を行っている間、この章の規定により市長に提出した書類の写しを、当該土砂のたい積に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(着手の届出)

第17条 許可事業者は、当該許可に係る土砂のたい積に着手したときは、着手した日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(土砂の数量等の届出)

第18条 許可事業者は、当該許可に係る土砂のたい積に着手した日から当該土砂のたい積を完了し、又は廃止した日までの期間を3月ごとに区分した各期間（最後に3月未満の区分した期間が生じた場合には、その期間とする。以下この項において同じ。）ごとに、当該各期間の経過後20日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 許可年月日及び許可番号

(3) 土砂のたい積に係る土地の区域の所在及び面積

(4) 当該期間内に搬入した土砂の採取場所及び当該採取場所ごとの数量

2 前項の規定による届出には、土砂の採取場所の責任者の発行した当該採取場所を証明する書類その他の規則で定める書類を添付しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(土砂のたい積に係る土地の汚染調査)

第19条 許可事業者は、当該許可に係る土砂のたい積に着手した日から起算して6月ごと（土砂のたい積に着手した日から土砂のたい積を完了し、又は廃止した日までの期間が6月に満たない場合にあつては、土砂のたい積を完了し、又は廃止したとき）に、当該土砂のたい積に係る土地の区域の土砂について、規則の定めるところにより、汚染の状況についての調査を行い、その結果を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、土砂のたい積に係る土地の区域の面積が3,000平方メートル未満である土砂のたい積で市長が調査の必要がないと認めるものについては、省略することができる。

（完了等の届出）

第20条 許可事業者は、当該許可に係る土砂のたい積を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。当該土砂のたい積を廃止したときも、同様とする。

第3章 土砂の搬入禁止区域

（土砂搬入禁止区域の指定）

第21条 市長は、土砂のたい積が行われている土地において、土砂のたい積が継続することにより、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が生じるおそれがあり、かつ、法令又は他の条例の規定によっては当該事態を回避することが困難であると認める場合は、6月を超えない範囲内で期間を定めて、当該土地の区域を土砂の搬入を禁止する土地の区域（以下この章において「土砂搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により土砂搬入禁止区域を指定したときは、規則の定めるところにより、その旨を公示するものとする。

3 第1項の指定は、前項の公示によってその効力を生じる。

（土砂の搬入禁止）

第22条 何人も、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入してはならない。

（土砂搬入禁止区域の指定の解除）

第23条 市長は、土砂搬入禁止区域の指定の事由が消滅したと認めるときは、速やかに当該土砂搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

2 第21条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第4章 雑則

（措置命令）

第24条 市長は、許可事業者が当該許可（第12条第1項の許可を受けた者にあつては、その

許可)を受けた土砂のたい積に関する計画に従って土砂のたい積を行っていないと認めるときは、当該許可事業者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、第9条第1項又は第12条第1項の規定に違反して土砂のたい積を行った者(当該土砂のたい積を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂のたい積を行った者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。)に対し、土砂のたい積の中止を命じ、又は、期限を定めて、土砂の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土地所有者等又は土砂のたい積を行った者に対する勧告)

第25条 市長は、土砂のたい積が行われた土地において、土砂の流出、崩壊その他の災害により、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が生じるおそれがあると認めるときは、その土地所有者等又は当該土砂のたい積を行った者に対し、土砂の流出、崩壊その他の災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(報告の徴収)

第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、発注者、元請負人、土砂のたい積を行っている者、土砂のたい積に係る土地所有者等その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、発注者、元請負人又は土砂のたい積に係る工事を行っている者の事務所、事業所又は土砂のたい積の場所に立ち入り、工事その他の行為の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限度の分量に限り土砂のたい積の場所の土砂を収去させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第1項又は第12条第1項の規定に違反して土砂のたい積を行った者
- (2) 第24条第2項の規定による命令に違反した者

第30条 第8条第2項若しくは第3項又は第24条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第31条 第22条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項の規定に違反して標識を掲示しなかった者
- (2) 第18条第1項又は第19条第1項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第26条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (4) 第27条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第33条 第13条、第17条又は第20条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第29条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成14年埼玉県条例第64号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に土砂のたい積を行っている者で第9条第1項の規定により許可を受けなければならないものは、この条例の施行の日から起算して3月間（その期間内に同項の許可の申請をしたときは、許可又は不許可の処分があるまでの間）は、同項の許可を受けなくても、引き続き当該土砂のたい積を行うことができる。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

3 岩槻市の編入の日（次項及び附則第5項において「編入日」という。）の前日までに、編入前の岩槻市の区域において埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為で、岩槻市の編入の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（追加〔平成17年条例92号〕）

4 編入日の前日までに、編入前の岩槻市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成13年岩槻市条例第32号）の規定により届出された土砂のたい積については、なお従前の例による。

（追加〔平成17年条例92号〕）

5 編入日の前日までにした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされている行為で編入日以後にしたものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（追加〔平成17年条例92号〕）

附 則（平成17年3月25日条例第92号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

15 さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例施行規則

平成15年1月31日

規則第8号

改正 平成15年9月17日規則第169号

平成19年3月30日規則第78号

平成22年3月31日規則第58号

平成23年10月14日規則第71号

平成27年8月31日規則第96号

平成29年3月31日規則第48号

令和3年3月31日規則第32号

令和5年5月17日規則第71号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例（平成14年さいたま市条例第104号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(有害物質)

第2条 条例第8条第1項の規則で定める物質は、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第1項に規定する特定有害物質（次条並びに第20条第1項第1号コ及び第4号において「特定有害物質」という。）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類（次条並びに第20条第1項第1号コ及び第4号において「ダイオキシン類」という。）とする。

(土壤基準)

第3条 条例第8条第1項の規則で定める基準は、特定有害物質にあつては土壤汚染対策法第6条第1項第1号に規定する基準の例により、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類対策特別措置法第7条の基準のうち土壤の汚染に関する基準の例によるものとする。

(一部改正〔平成22年規則58号〕)

(市長の確認申請)

第4条 条例第8条第1項ただし書の確認を受けようとする者は、土壤基準に適合しない土砂のたい積確認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は法人の登記事項証明書
- (2) 土砂のたい積に係る土地の登記事項証明書
- (3) 土砂のたい積に係る土地の区域を示す図面
- (4) 土砂のたい積に係る土地の位置を示す図面
- (5) 土砂のたい積に用いる土砂の有害物質による汚染の状況を証する書面
(一部改正〔平成19年規則78号〕)
(土砂のたい積の許可の申請)

第5条 条例第9条第1項の規定による許可の申請は、土砂のたい積の許可申請書
(様式第2号)により行うものとする。

(届出とする許可等の処分その他の行為)

第6条 条例第9条第1項第3号の規則で定める許可等の処分その他の行為は、次の
とおりとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による許可
- (2) 国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第6項の規定による許可
- (3) 採石法(昭和25年法律第291号)第33条の認可
- (4) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項又は第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可
- (5) 道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項又は第91条第1項の許可及び同法第35条の同意
- (6) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項若しくは第5条第1項の許可又は同法第4条第1項第7号若しくは第5条第1項第6号の届出(農地の改良に係る一時転用の許可又は届出に限る。)
- (7) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第76条第1項の許可
- (8) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第1項(同法第33条第4項において準用する場合を含む。)の許可(同法第9条の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。)
- (9) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の許可及び同法第20条第2項の規定による協議
- (10) 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第9条第1項の許可
- (11) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項又は第

30条第1項の許可（同法第15条又は第34条の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）

- (12) 河川法(昭和39年法律第167号)第20条の承認及び同法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項又は第58条の4第1項の許可（同法第95条の規定によりこれらの承認又は許可があったものとみなされる場合を含む。）
 - (13) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可
 - (14) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可
 - (15) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第66条第1項の許可
 - (16) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の許可及び同条第4項の規定による協議
 - (17) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の許可（同条第8項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）
 - (18) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)第7条第1項、第26条第1項又は第67条第1項の許可
 - (19) 埼玉県土採取条例（昭和49年埼玉県条例第6号）第3条第1項の認可
 - (20) 埼玉県砂防指定地管理条例（平成15年埼玉県条例第45号）第3条第1項の許可
- 2 条例第9条第1項第3号の規定により届出を行おうとする者は、許可等の処分その他の行為に基づく土砂のたい積の届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 土砂のたい積に係る土地の位置を示す図面
 - (2) 土砂のたい積に係る許可等の処分その他の行為に係る許可書その他の書類の写し
- （一部改正〔平成19年規則78号・22年58号・23年71号・27年96号・29年48号・令和5年71号〕）
- （公益事業）
- 第7条 条例第9条第1項第4号の規則で定める行為は、次に掲げる事業の実施に係る行為とする。
- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防設備又は同法が準用される砂防のた

めの施設に関する事業

- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する事業
- (4) 森林法による保安施設事業
- (5) 道路法による道路に関する事業
- (6) 都市公園法による都市公園に関する事業
- (7) 自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業
- (8) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業又は水道用水供給事業
- (9) 地すべり等防止法による地すべり防止施設に関する事業
- (10) 下水道法（昭和33年法律第79号）による公共下水道、流域下水道又は都市下水道の用に供する施設に関する事業
- (11) 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業
- (12) 河川法が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に係のある河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設に関する事業
- (13) 都市計画法による都市計画事業
- (14) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止施設に関する事業
- (15) 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業
- (16) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業
- (17) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業
- (18) 地方公共団体又は農業若しくは林業を営む者が組織する団体が行う農業構造又は林業構造の改善に関し必要な事業（農道、林道、用水路、排水路、かんがい用又は災害防止用のため池、農業集落排水施設その他の施設に関する事業に限る。）
- (19) 前各号に掲げる事業に準ずるものとして市長の確認を受けた事業

(一部改正〔平成15年規則169号〕)

(公益事業の確認)

第8条 前条第19号の確認を受けようとする者は、公益事業確認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、土砂のたい積に係る事業を行う土地の位置を示す図面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(土砂のたい積の許可の特例)

第9条 条例第9条第1項第7号の規則で定める土砂のたい積は、次のとおりとする。

- (1) 運動場の砂利敷その他の通常の管理行為として行う土砂のたい積
- (2) 土質改良プラントその他の施設の敷地内において当該施設で化学的に性質を改良した土砂のみを用いて行う土砂のたい積
- (3) 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂(岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。)のみを用いて行う土砂のたい積
(土砂のたい積に関する計画に定める事項)

第10条 条例第9条第2項第13号の規則で定める事項は、土砂のたい積に係る土地において必要な土砂のたい積に関する法令又は他の条例の規定による許可等の処分の状況とする。

(土砂のたい積の許可の申請に係る添付書類)

第11条 条例第9条第3項の規則で定める書類は、次のとおりとする。ただし、許可を受けようとする土砂のたい積に係る土地の区域の面積が3,000平方メートル未満である場合は、第1号から第7号までに掲げる書類とする。

- (1) 条例第9条第1項の規定による許可の申請をした者(第3号において「申請者」という。)及び土砂のたい積に係る建設工事の元請負人の住民票の写し又は法人の登記事項証明書
- (2) 土砂のたい積に係る土地の登記事項証明書
- (3) 申請者及び土砂のたい積に係る建設工事の元請負人が土砂のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- (4) 土砂のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意があったことを証する書面
- (5) 土砂のたい積に係る土地の区域を示す図面
- (6) 土砂のたい積に係る土地の位置を示す図面

- (7) 土砂のたい積の完了時及び最大たい積時の土地の形状に係る平面図及び断面図
- (8) 排水施設その他の土砂の流出及び崩壊を防止する施設の平面図及び断面図
- (9) 擁壁の背面図

(一部改正〔平成19年規則78号〕)

(許可の基準)

第12条 条例第11条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 条例第11条第1項第1号に関する基準

ア 土砂の高さ(土砂のたい積により生ずる地表面の最高部と最低部との高低差(土砂のたい積前において土砂のたい積に係る土地と隣接する土地とに高低差がある場合にあってはその隣接部分の最低部と土砂のたい積により生じた地表面の最高部との高低差、擁壁を設ける場合にあっては擁壁の最高部と土砂のたい積により生じた地表面の最高部との高低差)をいう。以下同じ。)は、2メートル(土砂のたい積の目的から必要があると市長が認めた場合で土質試験等により地盤及び土砂のたい積に用いる土砂の安定計算をした結果土砂のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂の高さに係る数値)以内であること。

イ 土砂のたい積により生ずるのり面(擁壁に覆われたのり面を除く。以下同じ。)のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートルのこう配(土砂のたい積の目的から必要があると市長が認めた場合で土質試験等により地盤及び土砂のたい積に用いる土砂の安定計算をした結果土砂のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂のたい積により生じたのり面のこう配)以下であること。

(2) 条例第11条第1項第2号に関する基準

ア 土砂のたい積に係る土地の区域内の雨水その他の地表水を排除するために必要な排水施設が設置されていること。

イ 排水施設の構造は、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの基準に適合するものであること。ただし、土砂のたい積の目的が一時的な土砂の保管、農地の改良その他これらに類するものである場合は、この限りでない。

ウ 擁壁は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第8条の規定により設置する擁壁の例によるものであること。

エ 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、一時的に雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

(3) 条例第11条第1項第3号に関する基準

ア 土砂のたい積に係る土地の地盤が軟弱である場合は、当該土砂のたい積に係る土地以外の土地の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

イ 垂直1メートルに対する水平距離が4メートル以下のこう配である土地に土砂のたい積を行う場合は、土砂のたい積を行う前の土地の地盤と土砂のたい積に用いた土砂との接する面にすべりが生じないように、段切りその他の措置が講じられていること。

ウ 土砂のたい積が完了した後に土砂が崩壊しないように、締固めその他の土砂のたい積に係る土地の地形、地質又は周囲の状況に応じ必要な措置が講じられていること。

エ 土砂のたい積に係る土地の周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合は、これらの土地の境界と土砂のたい積に係る土地との間隔が最大たい積時の土砂のたい積の高さに相当する長さを確保する等の措置が講じられていること。

オ 土砂のたい積による周辺的生活環境への影響を踏まえ、土砂のたい積を行う時間、期間等が定められていること。

カ 土砂のたい積に係る土地の区域を表示するためのくい等が設置されていること。

2 条例第11条第2項の規則で定める基準は、前項第1号及び第3号に掲げるとおりとする。

(一部改正〔平成19年規則78号・令和5年71号〕)

(変更の許可の申請)

第13条 条例第12条第1項の許可を受けようとする者は、土砂のたい積の変更許可申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第14条 条例第12条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 条例第9条第2項第5号、第8号又は第9号に掲げる事項に関する変更

(2) 条例第9条第2項第6号又は第7号に掲げる事項に関する変更のうち、変更後の土砂の高さが減少することとなるもの又は変更後の土砂のたい積により生ずる

のり面のこう配が緩和されることとなるもの

(変更の届出)

第15条 条例第13条の規定による届出は、土砂のたい積の変更届出書(様式第6号)により行うものとする。

(標識)

第16条 条例第15条の規則で定める標識は、様式第7号のとおりとする。

(関係書類の閲覧)

第17条 条例第16条の規定による閲覧は、次により行うものとする。

- (1) 閲覧させる場所及び時間をあらかじめ定めること。
- (2) 閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

(着手の届出)

第18条 条例第17条の規定による届出は、土砂のたい積の着手届出書(様式第8号)により行うものとする。

(土砂の数量等の届出)

第19条 条例第18条第1項の規定による届出(第3項において「定期報告」という。)は、土砂のたい積に係る定期の届出書(様式第9号)により行うものとする。

2 条例第18条第2項の規則で定める書類は、土砂の採取場所の責任者の発行した当該採取場所を証明する書類及び届出に係る同項の規定により3月ごとに区分した期間の最後の日の1週間前の日以降に撮影した土砂のたい積に係る土地の写真とする。

3 条例第18条第2項ただし書の規則で定める場合は、同項の土砂の採取場所の責任者の発行した当該採取場所を証明する書類に係る採取場所に関して、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例(平成14年埼玉県条例第64号)第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出が行われ、かつ、当該届出に係る土砂の排出に関する計画において排出先とした土地が定期報告に係る土砂のたい積に係る土地である場合とする。

(土砂のたい積に係る土地の汚染調査)

第20条 条例第19条第1項に規定する土砂の汚染の状況についての調査は、次により行うものとする。

- (1) 調査の対象となる物質は、次のとおりとすること。

ア カドミウム及びその化合物

- イ 六価クロム化合物
- ウ シアン化合物
- エ 水銀及びその化合物
- オ セレン及びその化合物
- カ 鉛及びその化合物
- キ 砒(ひ)素及びその化合物
- ク ふっ素及びその化合物
- ケ ほう素及びその化合物
- コ 特定有害物質（アからケまでに掲げる物質を除く。）及びダイオキシン類のうち搬入した土砂の採取場所等から特に調査が必要と認められる物質で市長が許可事業者へ通知したもの

(2) 前号アからケまでに掲げる物質にあつては土壌含有量調査（市長が許可事業者へ通知した場合は、土壌溶出量調査）を行い、同号コに掲げる物質にあつては市長が許可事業者へ通知した調査を行うこと。

(3) 調査試料の採取地点は、土砂のたい積に係る土地の区域において、900平方メートルごとに1地点以上の割合で均等に選定すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定有害物質にあつては土壌汚染対策法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査の例により、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類対策特別措置法第7条の基準（土壌の汚染に係る基準に限る。）による測定方法の例によること。

2 条例第19条の規定による届出は、土砂のたい積に係る土地の汚染調査結果届出書（様式第10号）により行うものとする。

3 前項の届出書には、当該届出書に係る調査が第1項各号に掲げるところにより行われたことを証する書面を添付しなければならない。

（完了等の届出）

第21条 条例第20条の規定による届出は、土砂のたい積の完了（廃止）届出書（様式第11号）により行うものとする。

（土砂搬入禁止区域の指定）

第22条 条例第21条第2項（条例第23条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

(身分証明書)

第23条 条例第27条第2項の身分を示す証明書は、様式第12号のとおりとする。

(書類の提出部数)

第24条 条例及びこの規則の規定により市長に提出する書類の部数は、正副2部とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成15年2月14日までの間における第2条、第3条及び第20条第1項の規定の適用については、第2条中「土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第1項」とあるのは「埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）第76条」と、第3条中「土壤汚染対策法第5条第1項に規定する基準」とあるのは「埼玉県生活環境保全条例第79条第2項に規定する土壤汚染基準」と、第20条第1項第1号エ中「その化合物」とあるのは「アルキル水銀その他の水銀化合物」と、同項第2号中「土壤含有量調査（市長が許可事業者に通知した場合は、土壤溶出量調査）」とあるのは「土壤溶出量調査」と、同項第4号中「土壤汚染対策法第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査」とあるのは「埼玉県生活環境保全条例第79条第1項に規定する土壤の汚染の状況の調査」とする。

附 則（平成15年9月17日規則第169号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第58号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項第16号の改正は公布の日から施行する。

附 則（平成23年10月14日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年8月31日規則第96号）

(施行期日)

1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例施行規則は、この規則の施行の日以後の土砂のたい積の許可に係る申請から適用し、同日前の土砂のたい積の許可に係る申請については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第32号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和5年5月17日規則第71号）

この規則は、令和5年5月26日から施行する。

16 さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例

平成 27 年 3 月 12 日

条例第 22 号

(目的)

第 1 条 この条例は、産業廃棄物処理施設の設置等に関する計画の事前公開並びに事業計画者及び関係住民等の相互理解の促進に関する手続並びに紛争を解決するためのあつせんに関し必要な事項を定めることにより、紛争の予防及び調整を図るとともに、市民の良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。

(2) 特別管理産業廃棄物 法第 2 条第 5 項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。

(3) 産業廃棄物処理施設 次に掲げる施設をいう。

ア 法第 14 条第 1 項の規定による産業廃棄物収集運搬業に係る事業の用に供する(産業廃棄物の積替え又は保管を行うための施設に限る。)

イ 法第 14 条第 6 項の規定による産業廃棄物処分業に係る事業の用に供する施設

ウ 法第 14 条の 4 第 1 項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る事業の用に供する施設(特別管理産業廃棄物の積替え又は保管を行うための施設に限る。)

エ 法第 14 条の 4 第 6 項の規定による特別管理産業廃棄物処分業に係る事業の用に供する施設

(4) 産業廃棄物処理施設の設置等 産業廃棄物処理施設の設置又は産業廃棄物処理施設に関する変更であつて、次のアからオまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の許可を受けるために行う産業廃棄物処理施設の設置

イ 法第 14 条の 2 第 1 項の規定による産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の事業の範囲(産業廃棄物収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類のうち積替え又は保管を行わない産業廃棄物の種類を除く。)の変更であつて、同項の許可

を要するもの

ウ 法第 14 条の 5 第 1 項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲(特別管理産業廃棄物収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類のうち積替え又は保管を行わない特別管理産業廃棄物の種類を除く。)の変更であつて、同項の許可を要するもの

エ 産業廃棄物処理施設の設置の場所に係る変更であつて、当該設置の場所である事業場を他の場所に増設し、又は移転するもの(イ又はウに該当するものを除く。)

オ アからエまでに掲げるもののほか、規則で定める産業廃棄物処理施設に関する変更

(5) 事業計画者 産業廃棄物処理施設の設置等をしようとする者をいう。

(6) 関係地域 産業廃棄物処理施設の設置等により、生活環境の保全上支障が生じるおそれのある地域として、第 6 条の規定により、市長が定める地域をいう。

(7) 関係住民等 関係地域に住所を有する者その他規則で定める生活環境の保全上利害関係を有する者をいう。

(8) 紛争 産業廃棄物処理施設の設置等に伴い生じるおそれのある生活環境の保全上の支障に関して、事業計画者と関係住民等の間で生じる争いをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、産業廃棄物処理施設の設置等が適正かつ円滑に行われるよう、事業計画者に対し、生活環境の保全に関して必要な指導又は助言を行うとともに、市民に対し、必要な情報の提供に努めるものとする。

2 市は、紛争の予防に努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適切にその調整を図るものとする。

(事業計画者及び関係住民等の責務)

第 4 条 事業計画者は、産業廃棄物処理施設の設置等に当たっては、関係地域の生活環境に十分配慮するとともに、関係住民等に対し、正確かつ誠実に当該産業廃棄物処理施設の設置等に関する情報を提供することにより、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

2 事業計画者及び関係住民等は、それぞれの立場を尊重し、相互理解に努めるとともに、紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めなければならない。

3 事業計画者及び関係住民等は、紛争の予防及び調整に関して市が行う施策に協力するよう努めなければならない。

(事業計画書の提出)

第5条 事業計画者は、産業廃棄物処理施設の設置等に関する計画(以下「事業計画」という。)について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類(以下「事業計画書」という。)その他規則で定める物を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置等の場所
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
- (4) 産業廃棄物処理施設において取り扱う産業廃棄物の種類(特別管理産業廃棄物である場合にあっては、その種類)
- (5) 産業廃棄物処理施設の処理能力(第2条第3号ア及びウに規定する施設である場合にあっては産業廃棄物の積替えのための保管上限、産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 事業計画書には、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設の設置等が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果その他の規則で定める事項を記載した書類(以下「生活環境配慮書」という。)を添付しなければならない。

(関係地域)

第6条 市長は、事業計画書の提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、関係地域を定め、これを事業計画者に通知するものとする。

(事業計画書等の公告及び縦覧)

第7条 市長は、前条の規定による通知をしたときは、遅滞なく、事業計画書の提出があった旨その他規則で定める事項を公告し、当該事業計画書及び生活環境配慮書(以下「事業計画書等」という。)を公告の日から1月間、規則で定めるところにより、縦覧に供しなければならない。

(説明会の開催等)

第8条 事業計画者は、前条の縦覧期間内に関係地域内において、事業計画書等の内容について周知を図るための説明会(以下この条及び第23条第2号において「説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、市長と協議して、当該関係地域以外の地域において説明会を開催することができる。

2 事業計画者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、

規則で定めるところにより、市長に報告するとともに、説明会の開催を予定する日の7日前までにこれらを広告しなければならない。

- 3 事業計画者は、説明会の開催のほか、事業計画書等を要約した書類の配布その他の方法により、関係住民等に対し、当該事業計画書等の内容を周知するよう努めなければならない。
- 4 事業計画者は、説明会を開催したとき、及び前項の規定により周知したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その実施状況を市長に報告しなければならない。
- 5 市長は、その職員を説明会に立ち合わせることができる。

(関係住民等の意見書の提出等)

第9条 事業計画書等について生活環境の保全の見地から意見を有する関係住民等は、第7条の規定による公告の日から同条の縦覧期間満了の日から2週間を経過する日までの間に、市長に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- 2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。
- 3 市長は、第1項に規定する期間を経過したときは、同項の意見書に記載された意見の概要(意見書の提出がない場合にあつては、その旨)を記載した書面を事業計画者に送付するものとする。

(事業計画者の見解書の提出)

第10条 事業計画者は、前条第3項の規定により同条第1項の意見書に記載された意見の概要を記載した書面の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該意見に対する事業計画者の見解を記載した書類(以下「見解書」という。)を市長に提出しなければならない。

(事業計画者の見解書の周知等)

第11条 事業計画者は、前条の規定により見解書を提出したときは、説明会の開催その他の方法により、関係住民等に対して当該見解書の内容を周知しなければならない。

- 2 事業計画者は、前項の規定により周知したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その実施状況を市長に報告しなければならない。

(審査結果の通知等)

第12条 市長は、第9条第1項の意見書及び見解書の内容を勘案し、関係地域の生活環境の保全並びに紛争の予防及び調整の見地から、事業計画書等について審査し、その結果を審査結果通知書により事業計画者に通知するものとする。

- 2 事業計画者は、前項の審査結果通知書の内容を踏まえ、事業計画の検討その他の必要

な措置を講じ、規則で定めるところにより、その講じた措置の内容について市長に報告しなければならない。

(産業廃棄物処理施設設置等承認書)

第13条 市長は、前条第2項の規定による報告の内容が相当と認めるときは、規則で定めるところにより、事業計画者に対し、産業廃棄物処理施設設置等承認書を交付するものとする。

2 事業計画者は、産業廃棄物処理施設の設置等に係る工事その他の行為に着手する前(当該産業廃棄物処理施設の設置等が法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を要するものである場合にあつては、当該許可を申請する前)までに前項の産業廃棄物処理施設設置等承認書の交付を受けなければならない。

(事業計画書等の内容の変更)

第14条 事業計画者は、前条第1項の産業廃棄物処理施設設置等承認書の交付を受けた後、事業計画書等の内容を変更して産業廃棄物処理施設の設置等をしようとする場合には、第5条から前条までの規定による手続を行わなければならない。ただし、その変更が軽微な変更である場合その他の規則で定める場合であつて、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(事業計画の廃止の届出等)

第15条 事業計画者は、事業計画書の提出後、当該事業計画を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、第7条の規定による公告の日以後において前項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を公告しなければならない。

(環境保全協定の締結等)

第16条 市長は、事業計画者と関係住民等の間において、産業廃棄物処理施設の設置等に関し、生活環境の保全上必要な事項を内容とする協定(以下「環境保全協定」という。)を締結するよう求めることができる。

2 事業計画者及び関係住民等は、前項の規定による求めがあつたときは、環境保全協定を締結するよう努めなければならない。

3 市長は、環境保全協定の締結に際し、必要な助言を行うことができる。

4 事業計画者は、環境保全協定を締結したときは、遅滞なく、当該環境保全協定に係る書面の写しを市長に提出しなければならない。

(あつせん)

第 17 条 事業計画者又は関係住民等は、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、規則で定めるところにより、市長にあっせんの申請をすることができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、あっせんを行うものとする。ただし、この条例に規定する手続を誠実に実施していない者からの申請であるとき、又は紛争の性質上市長があっせんを行うことが適当でないと認めるときは、この限りでない。

3 市長は、あっせんを行うことを決定したときは、速やかに、その旨を当該あっせんの当事者である事業計画者及び関係住民等に通知しなければならない。

4 市長は、あっせんを行う場合において必要があると認めるときは、第 21 条第 1 項に規定するさいたま市産業廃棄物処理施設設置等調整委員会の意見を聴くものとする。

(あっせんの打ち切り)

第 18 条 市長は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

2 市長は、前項の規定によりあっせんを打ち切ったときは、その旨を当該あっせんの当事者である事業計画者及び関係住民等に通知するものとする。

(産業廃棄物処理施設の変更に係る周知等)

第 19 条 産業廃棄物処理施設を設置した者(以下「産業廃棄物処理施設設置者」という。)は、当該産業廃棄物処理施設について規則で定める変更をしようとするときは、当該変更に係る工事その他の行為に着手する前までに、周辺住民(当該産業廃棄物処理施設の設定等の際に第 6 条の規定による通知を受けている場合にあつては、関係住民等。次条第 2 項において同じ。)に対し、説明会の開催その他の方法により当該変更の内容を周知するよう努めなければならない。

2 産業廃棄物処理施設設置者は、前項の規定により周知しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に報告しなければならない。

3 産業廃棄物処理施設設置者は、第 1 項の規定により周知したときは、遅滞なく、その状況について市長に報告しなければならない。

4 市長は、産業廃棄物処理施設設置者に対し、第 1 項の規定による周知の方法等について必要な指導又は助言を行うことができる。

(産業廃棄物処理施設の適正な維持管理等)

第 20 条 産業廃棄物処理施設設置者は、その産業廃棄物処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、産業廃棄物処理施設の稼働に伴って生じる生活環境への影響を常に把握するよう努めなければならない。

- 2 産業廃棄物処理施設設置者は、周辺住民の求めに応じ、その産業廃棄物処理施設を公開するよう努めるとともに、産業廃棄物処理施設の維持管理及び生活環境を保全するための取組に関する情報その他の周辺住民が必要とする情報を積極的に提供することにより、周辺住民の理解を深めるよう努めなければならない。

(さいたま市産業廃棄物処理施設設置等調整委員会)

第 21 条 市長の諮問に応じ、紛争の予防及び調整に関し必要な事項を調査審議するため、さいたま市産業廃棄物処理施設設置等調整委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員 4 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告の徴収及び立入検査)

第 22 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業計画者若しくは産業廃棄物処理施設設置者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に産業廃棄物処理施設の設置等をしようとする場所若しくは設置の場所若しくは事業計画者若しくは産業廃棄物処理施設設置者の事務所に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第 23 条 市長は、事業計画者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事業計画者に対し、必要な措置を講じるべきことを勧告することができる。

- (1) 事業計画書等の提出をせず、又は虚偽の事業計画書等の提出をしたとき。
- (2) 説明会を正当な理由なく開催しないとき。
- (3) 第 8 条第 2 項の規定による報告若しくは広告又は同条第 4 項の規定による報告を正当な理由なく行わないとき。
- (4) 見解書を正当な理由なく提出しないとき。

- (5) 第 11 条第 1 項の規定による周知又は同条第 2 項の規定による報告を正当な理由なく行わないとき。
- (6) 第 13 条第 2 項の規定に違反したとき。
- (7) 第 14 条本文に規定する手続を正当な理由なく行わないとき。
- (8) 第 15 条第 1 項の規定による届出を正当な理由なく行わないとき。
- (9) 前条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(公表)

第 24 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業計画者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該勧告を受けた事業計画者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(事業計画が廃止されたものとみなす場合)

第 25 条 事業計画者が第 13 条第 1 項の産業廃棄物処理施設設置等承認書の交付を受けてから 3 年以内に当該産業廃棄物処理施設の設置等に係る工事その他の行為に着手しないとき(当該産業廃棄物処理施設の設置等が法第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 6 第 1 項の許可を要するものである場合にあつては、当該許可を申請しないとき)は、当該事業計画について第 15 条第 1 項の規定による事業計画を廃止する旨の届出がなされたものとみなす。

- 2 第 15 条第 2 項の規定は、前項の規定により事業計画を廃止する旨の届出がなされたものとみなす場合について準用する。

(隣接する市の長との協議等)

第 26 条 市長は、第 6 条の規定により関係地域を定める場合において、関係地域とすべき地域に本市に隣接する市の区域が含まれるときは、当該区域におけるこの条例の手続その他の行為について、当該隣接する市の長と協議し、必要に応じ当該市の長に協力を求めるものとする。

(適用除外)

第 27 条 この条例の規定は、移動式の産業廃棄物処理施設その他の産業廃棄物処理施設で規則で定めるものには、適用しない。

(委任)

第 28 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに第 13 条第 1 項の産業廃棄物処理施設設置等承認書に相当する書面の交付を受けた事業計画者に係る当該事業計画については、第 5 条から第 18 条までの規定は適用しない。

17 さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例施行規則

平成27年3月31日

規則第75号

改正 令和元年6月24日規則第18号

令和3年3月31日規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例（平成27年さいたま市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第4号オの規則で定める産業廃棄物処理施設に関する変更)

第2条 条例第2条第4号オの規則で定める産業廃棄物処理施設に関する変更は、次の各号のいずれかに該当する変更とする。

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置の場所の面積に係る変更であって、当該変更によって当該面積が20パーセント以上拡大するに至るもの
- (2) 産業廃棄物処理施設の処理能力に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が10パーセント以上増大するに至るもの
- (3) 条例第2条第3号アに掲げる施設に係る変更であって、事業場ごとに積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類を追加するもの（同条第4号イに該当するものを除く。）
- (4) 条例第2条第3号ウに掲げる施設に係る変更であって、事業場ごとに積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類を追加するもの（同条第4号ウに該当するものを除く。）

(生活環境の保全上利害関係を有する者)

第3条 条例第2条第7号の規則で定める生活環境の保全上利害関係を有する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 関係地域に事務所等事業活動の拠点を置く者
- (2) 関係地域に住所を有する者が属する自治会、町内会その他の地縁に基づき形成された団体

(事業計画書等)

第4条 条例第5条第1項の事業計画書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の事業計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 事業計画者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (3) 事業計画者が個人である場合には、住民票の写し
- (4) 事業場の概要を記載した書類
- (5) 産業廃棄物処理施設の設置等の場所に係る土地の公図の写し及び登記事項証明書
- (6) 事業計画者が前号に掲げる土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有することを証明する書類
- (7) 産業廃棄物を運搬するための車両に係る運行計画を記載した書類
- (8) 産業廃棄物処理施設の概要を記載した書類
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第7条各号に掲げる産業廃棄物の処理施設である場合にあっては、維持管理計画書
- (10) 産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、災害防止計画書
- (11) 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類

3 条例第5条第1項の規定により提出する事業計画書及び同条第2項の規定により事業計画書に添付する生活環境配慮書の部数は、5部とする。

4 条例第5条第1項の規則で定める物は、事業計画書及び生活環境配慮書（以下「事業計画書等」という。）の内容を記録した光ディスク（これに準じる記録媒体を含む。）とする。

（生活環境配慮書）

第5条 条例第5条第2項に規定する生活環境配慮書には、事業計画の内容及び周辺地域の生活環境の状況を勘案し、次に掲げる項目のうち、当該生活環境に影響を及ぼすおそれがある項目について調査し、その結果を記載するものとする。

- (1) 大気質
- (2) 騒音（令第7条各号に掲げる産業廃棄物の処理施設である場合にあっては、低周波音を含む。）
- (3) 振動
- (4) 悪臭
- (5) 水質

2 条例第5条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 調査の項目

- (2) 調査の方法
- (3) 調査の結果
- (4) 生活環境の保全のために配慮すべき事項
- (5) 生活環境の保全のために講じることとした措置の内容
(関係地域に関する基準)

第6条 条例第6条の関係地域は、次の表の中欄に掲げる産業廃棄物処理施設の種類の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる生活環境の保全上支障が生じるおそれのある地域の基準の欄に定める範囲を基本とし、事業計画書等の内容及び産業廃棄物処理施設の設置等の場所の周辺地域の生活環境その他の地域的な特性を勘案し、定めるものとする。

項	産業廃棄物処理施設の種類	生活環境の保全上支障が生じるおそれのある地域の基準
1	令第7条第3号、第5号、第8号及び第9号から第14号までに掲げる産業廃棄物の処理施設	当該産業廃棄物処理施設の設置等の場所の敷地の境界線から500メートル以内
2	焼却施設及び灰溶融施設（1の項の中欄に掲げる産業廃棄物の処理施設に該当する施設を除く。）	当該産業廃棄物処理施設の設置等の場所の敷地の境界線から500メートル以内
3	1の項の中欄及び2の項の中欄に掲げる施設以外の施設	当該産業廃棄物処理施設の設置等の場所の敷地の境界線から200メートル以内

(事業計画書等について公告する事項)

第7条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置等の場所
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
- (4) 産業廃棄物処理施設において取り扱う産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物である場合にあっては、その種類）
- (5) 産業廃棄物処理施設の処理能力
- (6) 関係地域の範囲
- (7) 縦覧の場所、期間及び時間
- (8) 関係住民等が生活環境の保全上の見地からの意見を意見書の提出により述べることができる旨

(9) 前号の意見書の提出期限及び提出方法

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業計画書等の縦覧)

第8条 条例第7条の規定による縦覧の日及び時間は、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日を除く日の午前9時から午後4時30分までとし、その場所は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市役所

(2) 関係地域が含まれる区の区役所

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

(説明会開催計画等報告書)

第9条 条例第8条第2項の規定による報告は、説明会開催計画等報告書(様式第2号)によってしなければならない。

(説明会の開催等の広告)

第10条 条例第8条第2項の規定による広告は、印刷物の配布、掲示板への掲示、インターネットの利用その他の適当な方法により行うものとする。

2 前項の広告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 事業計画者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 説明会を開催する日時及び場所

(3) 事業計画の概要

(4) 産業廃棄物処理施設の設置等の場所

(5) 産業廃棄物処理施設の種類

(6) 産業廃棄物処理施設において取り扱う産業廃棄物の種類(特別管理産業廃棄物である場合にあっては、その種類)

(7) 産業廃棄物処理施設の処理能力

(8) 関係地域の範囲

(9) 条例第7条の規定により事業計画書等が縦覧に供されている旨

(説明会等実施状況報告書)

第11条 条例第8条第4項の規定による報告は、説明会等実施状況報告書(様式第3号)によってしなければならない。

(関係住民等の意見書の記載事項)

第12条 条例第9条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人又は団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 提出しようとする意見書の対象である事業計画書に記載されている事業計画者の氏名又は名称
- (3) 事業計画書等についての生活環境の保全の見地からの意見
(見解書)

第13条 条例第10条の規定による見解書の提出は、見解書（様式第4号）によってしなければならない。

(見解書周知実施状況報告書)

第14条 条例第11条第2項の規定による報告は、見解書周知実施状況報告書（様式第5号）によってしなければならない。

(審査結果通知書等)

第15条 条例第12条第1項の審査結果通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

- 2 条例第12条第2項の規定による報告は、審査結果措置報告書（様式第7号）によってしなければならない。

(産業廃棄物処理施設設置等承認書)

第16条 条例第13条第1項の産業廃棄物処理施設設置等承認書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(手続の免除を受けることができる場合等)

第17条 条例第14条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第5条第1項第1号に掲げる事項を変更する場合
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置等をしようとする場所において事業計画の規模を縮小する場合
- (3) 生活環境の保全のために事業計画の内容を変更する場合

- 2 事業計画者は、条例第14条ただし書の承認を受けようとするときは、手続免除申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(事業計画廃止届出書)

第18条 条例第15条第1項の規定による届出は、事業計画廃止届出書（様式第10号）によってしなければならない。

(あっせん申請書)

第19条 条例第17条第1項の申請は、あっせん申請書（様式第11号）により行うものとする。

る。

(条例第19条第1項の規則で定める変更)

第20条 条例第19条第1項の規則で定める変更は、次の各号のいずれかに該当する変更とする。

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置の場所の面積に係る変更であって、当該変更によって当該面積が拡大するもの（第2条第1号に該当するものを除く。）
- (2) 産業廃棄物処理施設の処理能力に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が増大するもの（第2条第2号に該当するものを除く。）

(身分証明書)

第21条 条例第22条第2項の身分を示す証明書の様式は、様式第12号のとおりとする。

(条例の規定を適用しない産業廃棄物処理施設)

第22条 条例第27条第1項の規則で定める産業廃棄物処理施設は、工場又は事業場（工場の現場を含む。）の敷地内において、当該工場又は事業場から排出される産業廃棄物のみを処理するため、当該産業廃棄物の処理に必要な期間に限って設置する移動式の産業廃棄物処理施設とする。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（令和元年6月24日規則第18号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第32号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる

18 さいたまま市ごみ収集所の設置及び管理に関する要綱

平成21年6月30日

告示第702号

改正 令和3年3月1日告示第357号

さいたま市ごみ収集所設置指導要綱（平成13年さいたま市告示第75号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、市民の生活環境の保全を図り、ごみの収集作業の安全及び効率を確保するとともに、利用者と近隣住民との融和を図るため、ごみ収集所の設置及び管理の基準等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭ごみ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち、事業活動に伴って排出された物以外の物をいう。
- (2) ごみ収集所 市が家庭ごみを収集するまでの間、家庭ごみを一時集積しておくための場所及び設備をいう。
- (3) 住宅等 戸建住宅、共同住宅、寄宿舍等の人の居住の用に供する建築物（店舗、事務所等との併用住宅を含む。）をいう。
- (4) 設置対象事業 次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 同一の、又は隣接した敷地に5戸以上の住宅等を新築する事業（住宅等の新築後1年以内に同一の者が当該住宅等と同一の、若しくは隣接した敷地に住宅等を新築し、又は当該住宅等を増築する場合にあっては、それらの戸数を合算した戸数が5戸以上となる場合を含む。）

イ 既存の住宅等にごみ収集所を新設する事業

ウ 既存のごみ収集所の形状を変更する事業

- (5) 事業者 設置対象事業を行う者をいう。
- (6) 利用者 ごみ収集所を利用する者をいう。

（一部改正〔令和3年告示357号〕）

（事業者の責務）

第3条 事業者は、設置対象事業を行うに当たっては、この告示に定める事項を遵守して、適切にごみ収集所を設置しなければならない。

(代理者の責務)

第4条 事業者に代わって住宅等の設計、建築等を行う者は、事業者にごみ収集所の設置が必要であることを説明し、事業者が適切にごみ収集所を設置するように努めるものとする。

(利用者の責務)

第5条 利用者は、市長の指示に従い、家庭ごみの減量化及びごみ収集所の適切な管理に努めるものとする。

(協議等)

第6条 事業者は、ごみ収集所の設置について、別に定める近隣住民等(以下「近隣関係者」という。)と事前に協議し、同意を得るものとする。

2 事業者は、前項の規定による事前協議後、設置しようとするごみ収集所が第10条から第12条までの規定(以下「設置基準」という。)に適合しているか、ごみ収集所設置に関する協議書(様式第1号。以下「協議書」という。)により市長と協議しなければならない。

3 前項の規定による協議は、協議書にごみ収集所に関する次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 周辺道路の幅員を表示した配置図
- (3) 敷地境界線、側溝、ガードレール、縁石等を図示した平面図
- (4) 立面図
- (5) 近隣関係者との協議記録(様式第2号)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 第2項の規定による協議は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期限までに終えなければならない。

- (1) 設置対象事業が建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条若しくは第6条の2の規定による建築確認を要する建築物又は同法第18条第2項の規定による計画通知を要する建築物の建築である場合 当該建築確認の申請又は計画通知まで。
- (2) 前号以外の場合 設置対象事業の開始まで。

5 市長は、第2項の規定による協議が成立した場合は、協議書を事業者に交付するものとする。

(一部改正〔令和3年告示357号〕)

(新築4戸以下の場合における既存のごみ収集所の管理者等の同意)

第7条 同一の、又は隣接した敷地に4戸以下の住宅等を新築する事業を行う者は、利用しようとする既存のごみ収集所の管理者及び利用者の同意を得るものとする。

(追加〔令和3年告示357号〕)

(ごみ収集所の設置の例外)

第8条 第6条及び前条の同意が得られない場合、事業者又は同一の、若しくは隣接した敷地に4戸以下の住宅等を新築する事業を行う者は、ごみ収集所の設置について、市長と協議することができる。

2 前項の協議を行った場合、市長が必要と認めるときには、新たにごみ収集所を設置することができる。

(追加〔令和3年告示357号〕)

(準用)

第9条 第3条、第4条、第6条第1項(第7条の同意が得られない場合に限る。)及び第2項から第5項まで並びに第13条から第16条までの規定は、前条の規定により設置するごみ収集所の設置及び管理について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「事業者又は同一の、若しくは隣接した敷地に4戸以下の住宅等を新築する事業を行う者」と読み替えるものとする。

(追加〔令和3年告示357号〕)

(設置場所)

第10条 ごみ収集所の設置場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市が家庭ごみを収集する作業(以下「収集作業」という。)の安全が確保できる場所であること。
- (2) 国道、県道等の交通量が多い道路又は道幅が狭い道路等の車両のすれ違いが困難な道路に面した場所でないこと。
- (3) 市が家庭ごみを収集するための車両(以下「収集車」という。)にごみを直接積み込むことができること。
- (4) 車道と歩道がガードレール、縁石等で分離されている等ごみ収集所の周辺が収集作業に困難となる状態にないこと。
- (5) 収集車が道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する駐停車禁止区域に停車しなくてはごみを直接積み込むことができない場所でないこと。
- (6) ごみ収集所を住宅等の敷地の内部に設ける場合は、収集車が容易に方向転換し、又は通り抜けることができること。

(7) 50世帯以上が利用するごみ収集所にあつては、収集作業に要する時間を考慮し、収集車が停車しても支障がない場所であること。

(一部改正〔令和3年告示357号〕)

(面積)

第11条 ごみ収集所の有効面積（以下「面積」という。）は、ごみ収集所を利用する世帯（以下「利用世帯」という。）1世帯につき0.25平方メートルとし、利用世帯が10世帯を超える場合にあつては、2.5平方メートルに利用世帯1世帯につき0.2平方メートルを加えた面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、専用面積が30平方メートル未満の住戸を過半数以上有する共同住宅に設置するごみ収集所の面積は、利用世帯1世帯につき0.2平方メートルとし、利用世帯が10世帯を超える場合にあつては、2平方メートルに利用世帯1世帯につき0.1平方メートルを加えた面積とする。

3 前2項の場合において、ごみ収集所の最小面積は、2平方メートルを確保しなくてはならない。

(一部改正〔令和3年告示357号〕)

(構造)

第12条 ごみ収集所の構造は、次に掲げるとおりとする。

(1) 床をコンクリートとすること。

(2) 三方を内のり高1メートル以上のコンクリート若しくはブロックの塀で囲み、間口を2メートル以上確保するか、又は屋根付密閉型耐火造とすること。

(3) 屋根を取り付ける場合は、天井の高さを2メートル以上に、戸口の高さ1.9メートル以上にすること。

(4) 扉を取り付ける場合の形状は、収集作業に支障がないものとし、開口幅は1.5メートル以上を確保すること。

(5) ごみ収集所に面する道路の交通量、交通規制等を十分配慮し、歩行者等の危険防止のための設備が必要な場合は、これを設置すること。

(6) ごみ収集所に給排水の設備を設ける場合は、下水道担当課と協議し、ゆるやかな勾配を設けること。

(7) ごみ収集所が建築物に隣接する場合は、収集車が接近し、又は通過することを考慮し、収集車の経路等を確保すること。

(一部改正〔令和3年告示357号〕)

(補助設備)

第13条 事業者は、共同住宅について、自動積込式貯留設備等の設備であつて当該共同住宅から排出されるごみ1日当たりの量の8日分以上を貯留できるものを設け、ごみの減量化及び収集作業の効率化を図ることができる。

2 市長は、事業者が前項の設備を共同住宅に設置する場合には、第6条第2項に規定する協議のほか必要な協議を行った上で、設置基準を緩和することができる。

3 第1項の設備の維持管理については、利用者の責任において行い、収集作業に支障のないようにしなくてはならない。

(一部改正〔令和3年告示357号〕)

(報告)

第14条 事業者は、ごみ収集所を設置し、又は形状を変更する工事が完了したときは、ごみ収集所設置完了届(様式第3号。以下「完了届」という。)を速やかに市長へ提出するものとする。

(一部改正〔令和3年告示357号〕)

(検査)

第15条 市長は、前条の規定により完了届が提出されたときは、当該ごみ収集所を検査し、第6条第2項に規定する協議の内容及び設置基準を満たしていないと認めるときは、そのごみ収集所を不適合とするものとする。

2 市長は、前項の規定によりごみ収集所を不適合としたときは、その旨及び理由並びに改善のための期限を事業者に文書で伝えるものとする。

3 事業者は、第1項の規定によりごみ収集所が不適合となった場合は、自らの責任において前項に規定する期限までに改善し、改めて完了届を提出しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による完了届の提出があった場合に準用する。

(一部改正〔令和3年告示357号〕)

(収集申請)

第16条 事業者は、当該ごみ収集所における収集作業を開始するよう市長に求めるときは、一般廃棄物(家庭ごみ)収集所に係る申請書(様式第4号)により申請しなければならない。

(一部改正〔令和3年告示357号〕)

(管理責任)

第17条 利用者は、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) ごみ収集所の利用について、あらかじめ利用に関する規約を定め、当該規約のとおりごみ収集所を利用するようにすること。
- (2) 自己の責任において、ごみ収集所及びその周辺を常に清潔に保ち、悪臭、害虫の発生等により周辺の生活環境を損なわないように努めること。
- (3) ごみ収集所の安全衛生等に支障を生じた場合、又は市長の指導を受けた場合に、適切な措置を講じ、市長の指定する日までに改善すること。

(一部改正〔令和3年告示357号〕)

(寄附等)

第18条 市は、ごみ収集所の寄附又は贈与の申出を受けないものとする。

(一部改正〔令和3年告示357号〕)

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔令和3年告示357号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年7月1日から施行する。
(さいたま市ごみ収集所設置基準の廃止)
- 2 さいたま市ごみ収集所設置基準(平成13年さいたま市告示第76号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この告示の施行の日の前日までにこの告示による廃止前のさいたま市ごみ収集所設置基準第2条第1項の規定により協議の申請のあったごみ収集所の設置基準(当該協議に関する設置対象事業に係る設置基準に限る。)については、なお従前の例による。
- 4 前項に規定するもののほか、この告示の施行の日の前日までにこの告示による改正前のさいたま市ごみ収集所設置指導要綱及び廃止前のさいたま市ごみ収集所設置基準の規定によってなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和3年3月1日告示第357号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後のさいたま市ごみ収集所の設置及び管理に関する要綱第11条及

び第12条の規定は、この告示の施行の日以後の協議の申請に係るごみ収集所について適用し、同日前の協議の申請に係るごみ収集所については、なお従前の例による。

19 さいたま市団体資源回収運動補助金交付要綱

平成13年5月1日

告示第73号

改正 平成14年12月25日告示第1210号

平成17年3月30日告示第245号

平成17年12月13日告示第1081号

〔題名改正〕

平成19年9月28日告示第1029号

平成21年2月25日告示第207号

平成24年3月30日告示第467号

令和2年12月25日告示第1831号

令和3年3月31日告示第571号

令和5年3月31日告示第603号

(趣旨)

第1条 この告示は、さいたま市団体資源回収運動補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、さいたま市補助金等交付規則（平成13年規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成17年告示1081号〕）

(定義)

第2条 この告示において「団体資源回収運動」とは、市民団体が自ら企画して資源物を定期的に回収する運動を通じて、団体活動の活性化及び資源物の有効利用を図る事業をいう。

2 この告示において「資源物」とは、次に掲げるもので、一般家庭から排出されたものを行い、事業者から排出されたものは、補助金の交付対象外とする。

- (1) 古紙類（新聞、段ボール、雑誌、牛乳パック等）
- (2) 瓶類（1.8リットル瓶、ビール瓶（633ミリリットル瓶に限る。）。ただし、1.8リットル瓶は1本1キログラム、ビール瓶は1本0.7キログラムに換算する。）
- (3) 繊維類（古着、古布）
- (4) 空き缶（スチール缶、アルミ缶）
- (5) 金属類（鉄くず、アルミくず等）

3 この告示において「市民団体」とは、次に掲げる営利を目的としない団体をいう。

- (1) 自治会

- (2) PTA
- (3) 子供会
- (4) 福祉団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めた団体
(一部改正〔平成17年告示1081号〕)

(補助金の交付対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる市民団体は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 第5条第1項に規定する登録を受けようとする年の1月から12月までに団体資源回収運動を実施すること。
- (2) 資源物の回収を年2回以上実施すること。
- (3) 市が行う資源物の収集業務を妨げることのないよう、当該業務における資源物の収集日及び場所と異なる日及び場所にて資源物を回収すること。

(一部改正〔平成17年告示1081号・令和2年1831号〕)

(補助金等)

第4条 補助金額は、回収量1キログラムにつき5円とし、毎会計年度の予算の範囲内で交付する。ただし、100円に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- 2 補助金の上限額は、前項の規定にかかわらず1市民団体につき100万円とする。
- 3 交付を受けた補助金は、実施団体の運営に要する経費に使用するものとする。

(一部改正〔平成17年告示1081号〕)

(団体の登録等)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「実施団体」という。)は、団体資源回収運動登録申請書(様式第1号)を毎年10月31日までに市長に提出し、登録を受けなければならない。

- 2 前項に規定する登録の内容に変更が生じたときは、速やかに団体資源回収運動登録変更届(様式第2号)を市長に提出するものとする。
- 3 団体資源回収運動を実施しないこととなった実施団体は、団体資源回収運動登録抹消届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(一部改正〔平成17年告示1081号〕)

(交付申請及び実績報告)

第6条 実施団体の代表者は、団体資源回収運動補助金交付申請書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添付し、毎年1月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 資源回収業者が発行した仕切伝票又は資源回収業者が納入した問屋の計量伝票、その他回収した資源を資源回収業者に引き渡したことを証する書類
- (2) 団体資源回収運動実績報告書（様式第5号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（一部改正〔平成14年告示1210号・17年1081号〕）

（交付決定）

第7条 市長は、補助金の交付申請を受けたときは、書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、申請内容の適否を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは団体資源回収運動補助金交付決定通知書（様式第6号）により、交付しないものと認めたときは団体資源回収運動補助金不交付決定通知書（様式第7号）により実施団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すべきものと認めたときは、必要に応じ条件を付することができる。

（一部改正〔平成17年告示1081号〕）

（状況報告）

第8条 実施団体は、市長から補助事業の遂行状況及び経費の収支等について報告の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

（一部改正〔平成17年告示1081号〕）

（交付決定の取消し、補助金の返還）

第9条 市長は、実施団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を実施団体の運営に要する経費以外に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この告示に定める事項に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、変更又は取消しに係る補助金に関し、既に交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（一部改正〔平成14年告示1210号・17年1081号〕）

（書類の整備）

第10条 実施団体は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、5年間保存しておかなければならない。

(一部改正〔平成14年告示1210号・17年1081号〕)

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成14年告示1210号・17年1081号〕)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに合併前の浦和市ごみ減量(集団回収)運動補助金交付要綱(平成5年浦和市制定)又はごみ減量運動補助要綱(昭和56年大宮市告示第44号)(以下これらを「合併前の要綱」という。)の規定によりなされた申請、手続きその他の行為は、合併前の要綱の例による。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

3 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市資源回収団体奨励金交付要綱(平成2年岩槻市告示第80号。以下「編入前の岩槻市告示」という。)の規定により交付の決定がされた奨励金については、なお編入前の岩槻市告示の例による。

(追加〔平成17年告示245号〕)

附 則(平成14年12月25日告示第1210号)

この告示は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月30日告示第245号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月13日告示第1081号)

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前のさいたま市ごみ減量運動補助金交付要綱の規定により団体の登録がなされた実施団体への交付決定、手続きその他の行為については、なお従前の例による。

附 則(平成19年9月28日告示第1029号)

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年2月25日告示第207号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第467号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日告示第1831号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第571号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の各要綱の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和5年3月31日告示第603号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

20 さいたま市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱

平成13年5月1日

告示第74号

改正 平成14年3月27日告示第279号

平成14年6月28日告示第674号

平成17年3月30日告示第245号

平成18年3月24日告示第271号

〔題名改正〕

平成19年9月28日告示第1030号

平成21年2月25日告示第208号

平成21年7月1日告示第713号

平成22年3月1日告示第269号

平成25年2月22日告示第243号

令和3年3月31日告示第571号

(趣旨)

第1条 この告示は、一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機（以下「生ごみ処理容器等」という。）を購入した者に対し、その購入に係る経費の一部を補助することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成18年告示271号〕）

(定義)

第2条 この告示において「生ごみ処理容器」とは、微生物の働きにより生ごみを分解してたい肥化することを目的に製造された器具で、生ごみ処理機以外のものをいう。

2 この告示において「生ごみ処理機」とは、電力等を利用して生ごみを分解し、又は乾燥して、たい肥化し、又は減量化することを目的に製造された機器で、市長が適当と認めたものをいう。

（一部改正〔平成18年告示271号・21年713号〕）

(補助金の額及び対象基数等)

第3条 生ごみ処理容器等購入費補助金（以下「補助金」という。）は、当該年度の予算の範囲内において交付するものとし、補助金の交付額は、生ごみ処理容器等の購入価格の2分の1とし、生ごみ処理容器1基につき4,000円、生ごみ処理機1基につき2万円を限度

とする。ただし、この補助金額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助金の交付の対象となる基数は、1世帯につき5年間に生ごみ処理容器及び生ごみ処理機それぞれ1基までとする。ただし、生ごみ処理容器のみの場合は、2基を限度とする。
- 3 当該生ごみ処理容器等の使用に係る促進剤、菌床等の購入費用は、補助金の交付対象としないものとする。
- 4 補助金の交付の対象となる生ごみ処理容器等は、補助金の交付に係る年度において購入したものとする。

(一部改正〔平成14年告示279号・674号・18年271号・21年713号〕)

(交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者。ただし、当該生ごみ処理容器等の販売を目的とする事業者及び事業用に使用する目的で購入した者を除く。
- (2) 生ごみ処理容器等を常に良好な状態で維持管理できる者
- (3) たい肥化し、又は減量化した生ごみを適正に処理することができる者

(一部改正〔平成14年告示279号・18年271号・21年713号〕)

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、生ごみ処理容器等に係る補助金の交付を受けようとするときは、生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書(様式第1号)に領収書等を添付して、当該購入に係る年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成14年告示279号・18年271号・21年713号・22年269号・25年243号〕)

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは生ごみ処理容器等購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと認めたときは生ごみ処理容器等購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(一部改正〔平成14年告示279号・18年271号・21年713号・25年243号〕)

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決

定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 生ごみ処理容器等を本来の目的以外に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(一部改正〔平成14年告示279号・18年271号・21年713号・22年269号〕)

(譲渡の禁止)

第8条 補助金の交付を受けた者は、当該補助に係る生ごみ処理容器等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(一部改正〔平成14年告示279号・18年271号〕)

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成14年告示279号・21年713号〕)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の浦和市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱(平成8年浦和市制定)、大宮市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱(平成4年大宮市告示第119号)又は与野市生ごみリサイクル処理容器購入費補助金交付要綱(平成7年与野市制定。以下これらを「合併前の要綱」という。)の規定によりなされた申請、手続きその他の行為は、合併前の要綱の例による。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

3 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市家庭用生ごみ処理容器補助金交付要綱(平成3年岩槻市告示第21号。以下「編入前の岩槻市告示」という。)の規定により交付の決定がされた補助金については、なお編入前の岩槻市告示の例による。

(追加〔平成17年告示245号〕)

附 則 (平成14年3月27日告示第279号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前のさいたま市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の規定により補助金の交付の申請がなされた処理容量が30リットル以下の密閉式(バケツ型)の生ごみ処理容器については、この告示による改正前のさいたま市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成14年6月28日告示第674号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成14年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に購入した生ごみ処理容器に係る補助金から適用し、同日前に購入した生ごみ処理容器に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月30日告示第245号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日告示第271号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月28日告示第1030号)

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成21年2月25日告示第208号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年7月1日告示第713号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月1日告示第269号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月22日告示第243号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第571号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の各要綱の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

21 さいたま市衛生協力助成金交付要綱

平成14年6月28日

告示第673号

改正 平成20年7月10日告示第737号

令和3年3月31日告示第571号

令和5年3月31日告示第604号

(趣旨)

第1条 この告示は、ごみ収集所の管理、清潔保持等を行う自治会に対し衛生協力助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則(平成13年さいたま市規則第59号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成20年告示737号〕)

(定義)

第2条 この告示において「自治会」とは、住みよい豊かな地域社会づくりを目的に一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された住民自治組織をいう。

(助成対象基準)

第3条 助成の対象となる自治会は、助成金の交付に係る年度の前年度において、別に定めるところにより、市長に設立の届出をし、認定を受けた団体とする。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、ごみ収集所の管理、清潔保持等に要する経費で次に掲げるものとする。

- (1) ごみの散乱防止に要する経費
- (2) 会合、研究活動等の実施に要する経費
- (3) 広報紙、看板等の作成に要する経費
- (4) 清掃用具等の購入に要する経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた経費

(一部改正〔平成20年告示737号〕)

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、自治会の助成金の交付に係る年度の4月1日現在における加入世帯数に180円を乗じて得た額(加入世帯数が100世帯に満たない場合は、1万8,000円)を限度とする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする自治会（以下「申請者」という。）は、衛生協力助成金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、その旨を衛生協力助成金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定により助成金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に当該申請を取り下げることができる。

(交付の請求)

第9条 第7条の規定により助成金の交付の決定の通知を受けた自治会（以下「助成対象者」という。）は、衛生協力助成金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 助成対象者は、助成金の交付の決定に係る事業が完了したときは、速やかに衛生協力助成金実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する報告書に基づき交付すべき助成金の額を確定したときは、衛生協力助成金交付額確定通知書（様式第5号）により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、助成金の交付の決定を変更し、又は取り消した場合において、当該変更又は取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を衛生協力助成金返還命令書（様式第6号）により命ずるものとする。

2 市長は、申請者に交付すべき助成金の額を確定し、既に交付されている交付金が当該確定した額を超えている場合の返還手続については、前項の規定を準用する。

(一部改正〔平成20年告示737号〕)

(関係書類の整備)

第13条 助成対象者は、助成金の交付の対象となる経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、当該年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成20年7月10日告示第737号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第571号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の各要綱の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和5年3月31日告示第604号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

22 さいたま市廃棄物減量等推進員設置要綱

平成13年5月1日

告示第80号

改正 平成15年3月31日告示第252号

平成16年6月21日告示第484号

平成20年3月28日告示第325号

平成23年3月31日告示第449号

平成26年12月3日告示第1705号

令和3年3月31日告示第571号

(目的)

第1条 この告示は、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成13年さいたま市条例第195号）第52条並びにさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則（平成13年さいたま市規則第142号）第37条及び第38条の規定により、さいたま市廃棄物減量等推進員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（一部改正〔平成16年告示484号・23年449号〕）

(名称)

第2条 さいたま市廃棄物減量等推進員の名称は、クリーンさいたま推進員（以下「推進員」という。）とする。

(推進員)

第3条 推進員は、市長に届出を行った自治会・町内会（以下「自治会等」という。）を単位とし、その所属世帯数により別表に定める人数により推薦された者に委嘱する。ただし、自治会等がない地区等で、市長が必要と認めるときは、別に推進員を委嘱することができる。

2 前項の推薦は、クリーンさいたま推進員推薦書（様式第1号）により行うものとする。

3 推進員が欠けた場合における補欠の推進員の推薦は、クリーンさいたま推進員（補欠推進員）推薦書（様式第2号）により行うものとする。

4 推進員は、次の役割を担うものとする。

- (1) ごみの適正処理及び減量に関する啓発活動
- (2) ごみ出しルール（収集曜日、分別等）の周知徹底
- (3) 地域が実施する集団回収運動又はリサイクル活動の参加促進
- (4) 市又は地域が実施する環境美化運動等への参加促進

(5) ごみの減量、資源化等に関する住民の意見又は要望についての市への連絡及び調整

(6) 不法投棄、収集不適物等の市への通報又は連絡

(一部改正〔平成16年告示484号〕)

(担当地区)

第4条 推進員の担当地区は、当該推進員の属する自治会等の地区とする。

(報告)

第5条 市長は、推進員に対し、第3条第4項の役割について次の報告を求めることができる。

(1) 活動報告

(2) 前号に掲げるもののほか、重要かつ必要と思われる事項

(助成等)

第6条 市長は、推進員の任務及び活動に対し、次のものを貸与支給する。

(1) 身分証明書(様式第3号)

(2) 腕章

(3) 消耗品

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(庶務)

第7条 推進員に関する庶務は、環境局において処理する。

(一部改正〔平成15年告示252号・16年484号・20年325号〕)

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

(一部改正〔平成16年告示484号〕)

附 則

この告示は、平成13年5月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日告示第252号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年6月21日告示第484号)

この告示は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日告示第325号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第449号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月3日告示第1705号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第571号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の各要綱の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

別表（第3条関係）

（一部改正〔平成16年告示484号〕）

自治会等の世帯数	推薦定数
50世帯以下	1
51世帯以上500世帯以下	2
501世帯以上1,000世帯以下	3
1,001世帯以上1,500世帯以下	4
1,501世帯以上2,000世帯以下	5
2,001世帯以上	6

様式第1号（第3条関係）

（全部改正〔平成26年告示1705号〕、一部改正〔令和3年告示571号〕）

様式第2号（第3条関係）

（全部改正〔平成26年告示1705号〕、一部改正〔令和3年告示571号〕）

様式第3号（第6条関係）（表）

様式第3号（第6条関係）（裏）

（全部改正〔平成15年告示252号〕）

23 さいたま市ふれあい収集実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人暮らしの高齢者や障害者等で、自らごみを収集所に出すことができない者の自宅に市の職員が訪問し、玄関先などからごみを収集する事業（以下、「ふれあい収集」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 ふれあい収集は、身近な人等の協力が困難で次のいずれかに該当する者を対象とする。

- (1) 一人暮らしの高齢者（65歳以上の者をいう。以下、同じ。）
- (2) 一人暮らしの障害者
- (3) 同居する家族がいる高齢者又は障害者（その同居者が、高齢者、障害者等で収集所にごみを出すことができない場合に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(申請)

第3条 ふれあい収集の利用を希望する者は、ふれあい収集利用申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 申請は、希望者本人が行うものとする。ただし、障害などの理由により親族又は本人が指定した者が行う場合は、この限りでない。

(調査)

第4条 前条の申請に対し、清掃事務所は速やかに申請世帯を訪問し、生活状況や健康状況などの実態を調査し、ふれあい収集調査票（様式第2号）に記録し、ふれあい収集の必要性を検討しなければならない。

(決定)

第5条 市長は、調査日から14日以内にふれあい収集承認・不承認決定通知書（様式第3号）により申請者等に通知するものとする。

(利用者台帳の作成)

第6条 清掃事務所は、ふれあい収集を承認した者（以下「利用者」という。）をふれあい収集台帳（様式第4号）に登録しなければならない。

(収集)

第7条 ふれあい収集は、次のとおり実施する。

- (1) 収集者は、利用者の住所を所管する清掃事務所の職員とする。
- (2) 収集日は、原則として週1回とする。

(3) 収集者は、一般廃棄物処理実施計画に定めるもえるごみ、もえないごみ、有害危険ごみ及び資源物を収集する。

(4) 利用者等は、原則として玄関先などにごみを排出しなければならない。

(5) 収集者は、原則として収集時に玄関先などで声かけを行い、返事がないなどの異変を認めたときには申請時の緊急連絡先などの関係者に連絡する。

(6) 利用者等が収集を一時的に休止し、再開を希望する場合には、清掃事務所に連絡しなければならない。

(登録の取り消し)

第8条 市長は、次のいずれかに該当する場合は利用者台帳の登録を取り消し、ふれあい収集取消通知書(様式第5号)により申請者等に通知する。

(1) 利用者が第2条の要件を欠くに至ったとき。

(2) 死亡、疾病、負傷などにより入院加療を要するなどふれあい収集の必要がなくなったとき。

(3) 虚偽の申請その他不正の手段により利用の決定を受けたとき。

(4) 前3項に掲げるもののほか、ふれあい収集の利用に支障があると認めたとき。

(辞退)

第9条 利用者は、親族の支援などによりごみを収集所に出すことができるようになった場合には、ふれあい収集辞退届(様式第6号)により市長に届け出ることとする。

(情報管理)

第10条 収集者は、個人情報の保護に努め、知り得た情報などを第三者に漏えいしてはならない。

(作業上の事故)

第11条 市は、作業中の収集者に瑕疵のない事故に対して一切の責任を負わない。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

24 さいたま市一般廃棄物収集運搬業の許可等に関する要綱

	平成17年	3月31日	環境経済局長決裁
一部改正	平成18年	10月30日	環境経済局長決裁
一部改正	平成20年	3月31日	環境経済局長決裁
一部改正	平成22年	3月31日	環境局長決裁
一部改正	平成24年	3月31日	環境局長決裁
一部改正	平成26年	3月31日	環境局長決裁
一部改正	令和元年	12月10日	環境局長決裁
一部改正	令和3年	3月31日	環境局長決裁

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 一般廃棄物収集運搬業の許可等（第3条～第14条）

第3章 事業の廃止の届出等（第15条～第21条）

第4章 一般廃棄物処理施設等への搬入（第22条～第24条）

第5章 補則（第25条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及びさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則（平成13年さいたま市規則第142号。以下「規則」という。）に基づき 一般廃棄物収集運搬業を行う者の許可の取扱い及び当該業務の実施に必要な手続き等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成13年さいたま市条例第195号。以下「条例」という。）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- (2) 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- (3) 新規許可 法第7条第1項の規定による許可をいう。
- (4) 更新許可 法第7条第2項の規定による許可の更新をいう。
- (5) 変更許可 法第7条の2第1項の規定による事業範囲の変更の許可をいう。
- (6) 許可等 新規許可、更新許可又は変更許可をいう。
- (7) 許可業者 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者で、市長の許可を受けている者をいう。
- (8) 事業場 主たる事務所又は営業を行う事務所で、業務を継続して行うことができる器材及び

設備等を備えているものをいう。

- (9) 資源物 一般廃棄物のうち、再生利用される古紙、古繊維、かん、びん、ペットボトル及び紙ごみ（専ら再生利用の目的となる一般廃棄物の新聞、雑誌及びダンボール等の古紙とは区別して取り扱うカーボン伝票、窓付き封筒、紙ファイル、紙バッグ、包装紙等の紙及び紙製品で、これらのみで分別して排出され、かつ、所定の施設で処理することにより再生利用可能となるものをいう。）をいう。
- (10) 廃家電品運搬業務 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物であるもの（以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。）を同法第17条に規定する指定引取場所（以下「指定引取場所」という。）まで収集運搬する業務をいう。
- (11) 株主等 発行済株式総数の100分の5以上の株式を保有する株主（以下「株主」という。）及び出資の額100分の5以上の額に相当する出資をしている者（以下「出資者」という。）をいう。
- (12) 役員等 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人、法第7条第5項第4号ホの法人の役員又は政令第4条の7の使用人（以下「政令使用人」という。）及び個人の政令使用人並びに株主等をいう。
- (13) 食品リサイクル法 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）をいう。
- (14) じんかい車 じんかいを収納する積載設備を有した機械式の車両又は自動ダンプ式の車両で、ロータリー式又はパック式の圧縮方法を用いたものをいう。

第2章 一般廃棄物収集運搬業の許可等

（許可の申請期間）

第3条 新規許可及び変更許可（事業範囲を拡大する場合に限る。）の申請期間は、7月1日（その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日でない日）から7月31日（その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日でない日）までとする。

（積替え保管）

第4条 許可業者は、一般廃棄物の積替え保管を行ってはならない。ただし、市長が認めた資源物及び特定家庭用機器一般廃棄物については、この限りではない。

- 2 前項ただし書きに規定する一般廃棄物の積替え保管を行おうとする者の手続きは、条例、規則又はこの要綱に定めるもののほか、市長が別に定める。

（許可等の基準）

第5条 市長が許可等をする場合の基準は、法第7条第5項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 許可等の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）が、市内に 住所及び事業場（法人にあっては、事業場）を有する者であること。ただし、廃家電品運搬業務（他の市町村等の区域から排出された特定家庭用機器一般廃棄物を運搬する業務に限る。）及び本市の区域内の一般廃棄物中間処理施設から排出された一般廃棄物の運搬のみを行う許可等の申請の場合については、この限りではない。

- (2) 申請者が、自ら業務を実施する者であること。
- (3) 申請者が、政令第3条に規定する基準を満たすために必要な人員、車両、設備、器材及びその他の施設を有する者で、事業を的確に遂行することができる者であること。
- (4) 業務で使用する収集運搬車両が、次に掲げる基準（以下「車両基準」という。）を満たしていること。
- ア 政令第3条第1項第1号ハの基準に適合していること。
 - イ 自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項の自動車検査証をいう。以下、同じ。）に記載されている所有者又は使用者の氏名又は名称が申請者であること。
 - ウ 市清掃センターに可燃物を搬入するために用いる車両については、本市の一般廃棄物収集運搬業の専用車両とすること。ただし、道路公園清掃ごみのみを収集運搬するものとして許可を受ける場合については、この限りではない。
 - エ 市清掃センターに可燃物を搬入するために用いる車両については、じんかい車を使用すること。ただし、道路公園清掃ごみのみを収集運搬するものとして許可を受ける場合については、この限りではない。
 - オ 西部環境センター、東部環境センター、クリーンセンター大崎、岩槻環境センター及びその他市長が必要と認める施設に一般廃棄物を搬入する収集運搬車両は、別に定める一般廃棄物収集運搬車両の車両表示基準（以下「車両表示基準」という。）を満たしているものであること。ただし、新規許可の申請であって、許可後直ちに表示することが確実に認められる場合はこの限りではない。
 - カ 市清掃センターに可燃物を搬入するために用いるじんかい車の外部塗装はピンク色（日本塗料工業会標準色見本帳色票番号02-80H）とすること。ただし、新規許可の申請であって、許可後直ちに塗装することが確実に認められる場合はこの限りではない。
 - キ 市清掃センターに可燃物を搬入するために用いるじんかい車には、一般廃棄物収集運搬業に関わりのない事項を表示しないこと。ただし、新規許可の申請であって、許可後直ちに適用することが確実に認められる場合はこの限りではない。
- (5) 収集運搬車両の保管場所が、次に掲げる基準を満たしていること。
- ア 汚水の流出、悪臭の発生等のおそれのないもの。
 - イ 保有する収集運搬車両の台数に適合した広さを有すること。
 - ウ 生活環境の保全上支障を生ずる施設でないこと。
- (6) 積替え保管を行う場合にあっては、政令第3条第1号へからヌまでに掲げる基準に適合していることのほか、次に掲げる基準を満たしているものであること。
- ア 積替え保管を行う一般廃棄物の種類は、市長が認めた資源物又は特定家庭用機器一般廃棄物であること。
 - イ 積替え保管を行う一般廃棄物の保管面積は、事業場ごとに市長が別に定める面積以下であること。
 - ウ 積替え保管の許可を受けている者が更新許可の申請を行う場合にあっては、現行の許可期間内において、当該許可を受けている一般廃棄物の種類ごとに本市内での収集運搬実績が認められること。
 - エ 新たに一般廃棄物の積替え保管を行おうとする者は、次に掲げる基準を満たしていること。
 - (ア) 収集運搬業の許可を取得してから1年以上経過している者
 - (イ) 積替え保管を行おうとする一般廃棄物について本市内での収集運搬実績が認められること。

- (ウ) 積替え保管を行う事業地に隣接する土地所有者の同意を得ていること。
- (7) 申請者又は申請者の使用人が、本市が指定する一般廃棄物処理に係る講習会をすべて修了していること。
- (8) 申請者が、所得税（法人にあっては、法人税）、本市が課税した市民税（法人にあっては、法人市民税）及び固定資産税並びに条例第 29 条に定める一般廃棄物処理手数料を滞納していない者であること。
- (9) 申請者が法人の場合にあっては、次に掲げる事項のいずれかに該当する者であること。
- ア 直前の事業年度において、債務超過でないこと。
- イ 直前の事業年度において、経常利益がマイナスでないこと。
- ウ 直前 3 年間（更新許可及び変更許可の申請の場合は、直前 2 年間）の事業年度において、経常利益の平均がマイナスでないこと。
- (10) 新規許可及び変更許可の申請をしようとする者は、排出者との間で、当該申請業務に関しての契約見込みがあること。
- (11) 更新許可の申請をしようとする者は、現行の許可期間内において、当該許可を受けている一般廃棄物の種類ごとに本市内での収集運搬実績が認められること。ただし、廃家電品運搬業務（他の市町村等の区域から排出された特定家庭用機器一般廃棄物を運搬する業務に限る。）又は道路公園清掃ごみ運搬業務のみを行う許可等の申請の場合については、この限りではない。

（一般廃棄物処理業の収集を行うことができる区域）

第 6 条 法第 7 条第 1 1 項の一般廃棄物の収集を行うことができる区域は、法第 6 条に規定する一般廃棄物処理計画に定めるものとする。

（新規許可又は更新許可に係る申請書の添付書類の様式等）

第 7 条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 規則第 19 条第 2 項第 3 号の書類 欠格要件に該当しない旨の申出書（様式第 1 号）
 - (2) 規則第 19 条第 2 項第 6 号の書類 事業計画書（様式第 3 号）
 - (3) 規則第 19 条第 2 項第 7 号の書類 従業員名簿（様式第 4 号）
 - (4) 規則第 19 条第 2 項第 9 号の書類 一般廃棄物収集運搬車両一覧（様式第 6 号）
 - (5) 規則第 19 条第 2 項第 11 号の書類 一般廃棄物排出（予定）者一覧（様式第 10 号）
 - (6) 規則第 19 条第 2 項第 12 号の書類 一般廃棄物の運搬先一覧（様式第 11 号）
- 2 規則第 19 条第 2 項第 8 号の事業の用に供する施設の一覧及び概要として提出する書類及び図面は、次のとおりとする。
- (1) 事業の用に供する施設一覧（様式第 5 号）
 - (2) 市内事業場の案内図、配置図及び写真
 - (3) 本市の一般廃棄物の収集運搬業務に使用する車両の保管場所（市外の保管場所を含む。）の案内図、配置図及び写真
 - (4) 積替え保管を含む業の許可等の申請にあっては、次に掲げる書類
 - ア 一般廃棄物積替え保管場所の土地一覧（様式第 8 号）
 - イ 一般廃棄物積替え保管施設の概要（様式第 9 号）
 - ウ 積替え保管場所の案内図、配置図、構造図及び写真

エ 積替え保管を行う事業地及び当該事業地に隣接する土地の公図

オ その他必要と認める書類

3 規則第19条第2項第10号の施設及び収集運搬車両の所有権又は使用権原を有することを証する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業の用に供する施設(市内事業場、車両保管場所及び積替え保管場所に係るもの)にあつては次に掲げる書類

ア 事業の用に供する施設の所有権を有する場合は、申請日前3ヶ月以内に発行された当該土地及び建物に係る不動産登記法(明治32年法律第24号)第119条第1項に規定する登記事項証明書(以下「不動産登記事項証明書」という。)のうち全部事項証明書

イ 市内事業場及び車両保管場所の所有権を有していない場合は、当該土地及び建物に係る賃貸借契約書の写し

ウ 積替え保管場所の所有権を有していない場合は、申請日前3ヶ月以内に発行された当該土地及び建物に係る不動産登記事項証明書のうち全部事項証明書及び賃貸借契約書の写し

(2) 収集運搬車両にあつては、自動車検査証の写し

4 規則第19条第2項第14号の市長が必要と認める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。ただし、必要と認める場合は、当該各号に掲げるもののほか、必要な書類の提出を求めることができるものとする。

(1) 申請者が法人の場合にあつては、次に掲げる事項が確認できる書類

ア 発行済株式の額面、総数並びに株式を保有する者の氏名又は名称及び保有している株式の数

イ 出資済総額並びに出資者の氏名又は名称及び出資額

(2) 事業の開始に要する資金及び調達方法(様式第2号)(新規許可の申請の場合に限る。)

(3) 当該業務に使用する収集運搬車両について、次に掲げる書類

ア 収集運搬車両の写真

イ 埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)第32条第2項の規定に基づき埼玉県知事が指定した粒子状物質を減少させる装置を装着しなければ、同条例第31条第2項の規定によって本市の区域内を運行することができない収集運搬車両については、その装置を当該車両に装着したことを証する書類(以下「粒子状物質減少装置装着証明書」という。)の写し

ウ 一般廃棄物収集運搬車両の積載方法等説明書(様式第7号)(じんかい車以外の車両に限る。ただし、特定家庭用機器一般廃棄物のみを運搬する車両を除く。)

(4) 新たに積替え保管を含む業の許可等の申請を行う者にあつては、公図の上で当該事業実施予定地に隣接する土地に関し、次に掲げる書類

ア 積替え保管を行う事業地に隣接する土地一覧(様式第9号の2)

イ 隣接地の土地所有者の同意書

(5) 更新許可の申請又は新たに積替え保管を含む業の許可等の申請を行う者にあつては、現行の許可期間内において、一般廃棄物の種類ごとに本市内での収集運搬実績を証する書類(市の処理施設に搬入した一般廃棄物を除く。)

(6) 他市町村等において一般廃棄物処理業の許可を受けている者にあつては、次に掲げる書類

ア 他市町村等一般廃棄物処理業許可一覧(様式第12号)

イ 他市町村等一般廃棄物収集運搬業許可車両一覧(様式第13号)

ウ 当該一般廃棄物処理業の許可証の写し

エ 当該一般廃棄物処理業の車両一覧表の写し

(7) 産業廃棄物処理業(特別管理産業廃棄物処理業を含む。以下、同じ。)の許可を受けている者

にあつては、次に掲げる書類

- ア 産業廃棄物処理業許可一覧（様式第 14 号）
- イ 産業廃棄物収集運搬業許可車両一覧（様式第 15 号）
- ウ 当該産業廃棄物処理業の許可証の写し
- エ 当該産業廃棄物処理業の車両一覧表の写し

(8) 他市町村等から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けている者にあつては、次に掲げる書類

- ア 他市町村等一般廃棄物処理業務受託状況一覧（様式第 16 号）
- イ 他市町村等受託業務使用車両一覧（様式第 17 号）
- ウ 当該受託業務の車両一覧表の写し

(9) 本市の一般廃棄物収集運搬業務に使用する収集運搬車両のうち市の廃棄物処理施設に搬入する収集運搬車両を他市町村の一般廃棄物収集運搬業務又は産業廃棄物収集運搬業務にも使用する場合にあつては、次の書類

- ア 他市町村から排出された一般廃棄物及び産業廃棄物を市の廃棄物処理施設に搬入しないことを誓約する書類 誓約書（様式第 18 号）
- イ 当該収集運搬車両ごとに運行計画を記載した書類 一般廃棄物収集運搬車両運行計画書（様式第 19 号）

(10) 本市が指定する一般廃棄物処理に係る講習会を申請者又は申請者の使用人が修了したことを証する書類

5 廃家電品運搬業務（他の市町村等の区域から排出された特定家庭用機器一般廃棄物を運搬する業務に限る。）のみを行う許可等の申請であつて、市長が認めた場合は、第 1 項第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 2 項第 2 号、第 4 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号から第 9 号に掲げる書類を除くことができる。

（変更許可の申請書の添付書類）

第 8 条 前条第 1 項から第 4 項までの規定は、変更許可の申請において準用する。

（許可等の処分）

第 9 条 市長は、許可等の申請があつたときは、その申請が第 5 条に規定する基準に適合しているかを審査し、及び調査して、許可又は不許可を決定し、当該処分について行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 7 条に基づく異議申立てに関する教示及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 4 6 条に基づく取消訴訟の提起に関する教示を付すほか、不許可処分を行う場合は不許可の理由を付して、書面により申請者に通知するものとする。

（標準処理期間）

第 10 条 前条の許可等の申請に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 6 条に規定する標準処理期間については、さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年条例第 2 号）第 1 条第 1 項に掲げる市の休日を除き、概ね 30 日とする。ただし、一般廃棄物の積替え保管を行おうとする業の許可等の申請の場合の標準処理期間については、市の休日を除き、概ね 45 日とする。

(許可期間)

- 第11条 新規許可処分を行った場合における許可期間は、新規許可申請のあった日の属する年の10月1日から2年間とする。
- 2 変更許可処分を行った場合における許可期間は、変更許可申請のあった日の属する年の9月1日から変更許可を申請した許可業者の新規許可に係る終期までとする。

(搬入先の指定)

- 第12条 許可等の処分を行った場合において、本市の一般廃棄物処理施設及びその他必要と認める施設の搬入先については、市長が指定するものとする。

(一般廃棄物搬入車両証の交付等)

- 第13条 市長は、第9条の許可等の処分を行い又は収集運搬車両に係る第16条に規定する変更の届出を受理した場合は、次の各号に掲げる施設に搬入することを認めた収集運搬車両に対し、一般廃棄物搬入車両証(様式第20号。以下「車両証」という。)を交付するものとする。
- (1) 本市の一般廃棄物中間処理施設
 - (2) その他市長が必要と認める一般廃棄物処理施設
- 2 車両証の有効期限は、現に有する本市の一般廃棄物収集運搬業許可の有効期限と同じ期限とし、車両証の有効期間の取扱いについては、法第7条第2項から第4項までの規定を準用する。ただし、収集運搬車両を臨時に使用する場合(第17条に規定する場合を除く。)については、市長は、別に車両証の有効期限を定めることができるものとする。
- 3 第1項の規定により車両証の交付を受けた者は、当該交付を受けた車両証を紛失し、又はき損したときは、直ちに市長に届け出て、車両証の再交付を受けなければならない。

(許可条件及び遵守事項)

- 第14条 市長は、一般廃棄物収集運搬業の許可等に際して、次に掲げる条件を付すものとする。
- (1) 市外で収集した一般廃棄物を市の処理施設に搬入しないこと。
 - (2) 収集運搬業務範囲は、契約事業所及び臨時契約者から排出される一般廃棄物のうち、許可証に記載する廃棄物の収集運搬とすること。
 - (3) 一般廃棄物処理基準を遵守すること。
 - (4) 市の区域内で収集した一般廃棄物は、次に掲げるものを除き、許可証に記載した処理施設で処理すること。
 - ア 市の処理施設で処理が困難なもの
 - イ 法及びリサイクル関連法令に基づき確実に資源化かつ再生利用されるもの
 - ウ 古紙・古繊維・かん・びん
 - エ ペットボトル
 - オ 法に基づき適正かつ継続的に処理できるものとして市長が特に認めたもの
 - (5) 市が指定する処理施設への搬入日時及び方法を遵守すること。
 - (6) 一般廃棄物の収集及び運搬に際しては、車両基準を満たしていない収集運搬車両を使用しないこと。
 - (7) 法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び政令第4条の6に掲げる生活環境の保全を目的

とする法令を遵守することのほか、その他関係法令、条例、規則、この要綱等を遵守し、誠実に業務を行うこと。

(8) 積替え保管を行う場合にあっては、次により行うこと。

ア 積替え保管を許可した一般廃棄物以外の一般廃棄物の積替え保管を行わないこと。

イ 許可証に記載した場所以外で積替え保管を行わないこと。

ウ 許可証に記載した保管面積及び高さ（積替え保管場所が屋外であって、保管容器を用いず保管する場合の高さの上限は2メートル、また、保管容器を用いる場合の高さの上限は容器内部の高さ）を超えないこと。

エ 積替え保管を行う場合にあっては、保管期間は7日を超えないこと。ただし、特定家庭用機器一般廃棄物の保管期間については、最長60日とする。

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要に応じ指示する事項に従うこと。

2 市長は、前項に規定するもののほか、必要に応じて条件を付することができる。

3 許可業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 他の者にこの業務の承継及び下請けをさせないこと。

(2) 従業員の指導監督及び一般廃棄物の取扱いに関する一切の行為について、その責任を負うこと。

(3) 本市の一般廃棄物処理手数料は、条例で定める額を遅滞なく納入すること。

(4) 業務で使用する収集運搬車両は、第5条第4号オからキの基準を満たしたものとする。

(5) 収集運搬車両として使用しなくなった車両については、第5条第4号オの規定による表示を消すこと。ただし、当該車両を廃車する場合は、この限りではない。

第3章 事業の廃止の届出等

(事業の廃止の届出に係る添付書類)

第15条 許可業者は、法第7条の2第3項の規定に基づく事業の全部又は一部の廃止の届出をする際には、次の区分に応じ、一般廃棄物処理業廃止届出書（規則様式第20号）に当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 許可証（ただし、廃止が事業の一部である場合は、新たな許可証の交付時とする。）

(2) 車両証（事業の廃止に係る車両で、車両証を交付している場合に限る。）

(変更等の届出に係る添付書類等)

第16条 規則第21条第5項の運搬先、株主等、電話番号その他を変更したときとは、次の各号に掲げる事項を変更したときとする。ただし、必要と認める場合は、当該各号に掲げるもののほか、必要な届出を求めることができるものとする。

(1) 一般廃棄物処理業許可証に記載された一般廃棄物の運搬先

(2) 一般廃棄物処理業許可証に記載された特定家庭用機器一般廃棄物の排出元市町村等

(3) 株主等

(4) 市内事業場の電話番号

(5) 当該業務に使用する収集運搬車両について、次に掲げる事項

ア 自動車登録番号又は車両番号

イ 運搬する一般廃棄物の種類

2 許可業者は、法第7条の2第3項又は規則第21条第5項の規定に基づく変更の届出(以下「変更届出」という。)をする際には、次の区分に応じ、一般廃棄物処理業変更届出書(規則様式第21号)に当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住所を変更した場合

ア 本籍地の記載のある住民票の写し(個人の場合に限る。)

イ 商業登記法第10条第1項に規定する登記事項証明書(以下「商業登記事項証明書」という。)のうち履歴事項全部証明書(法人の場合に限る。)

ウ 交付済許可証の写し

エ その他必要と認める書類

(2) 市内事業場の所在地を変更した場合

ア 不動産登記事項証明書のうち土地及び建物の全部事項証明書(所有権を有していない場合は、賃貸借契約書の写し)

イ 案内図、配置図及び写真

ウ 交付済許可証の写し(許可証の記載事項に変更が生じる場合に限る。)

エ その他必要と認める書類

(3) 氏名又は名称を変更した場合

ア 本籍地の記載のある住民票の写し(個人の場合に限る。)

イ 商業登記事項証明書のうち履歴事項全部証明書(法人の場合に限る。)

ウ 交付済許可証の写し

エ その他必要と認める書類

(4) 役員等を変更した場合

ア 商業登記事項証明書のうち履歴事項全部証明書(法人の場合に限る。)

イ 欠格要件に該当しない者である旨の申出書(様式第1号)(新たに役員等に就任した者がいる場合に限る。)

ウ 市区町村長の発行する身分証明書(新たに役員等に就任した者がいる場合に限る。)

エ 法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(新たに役員等に就任した者がいる場合に限る。)

オ 当該役員等に係る本籍地の記載のある住民票の写し(新たに役員等に就任した者がいる場合に限る。)

カ 株主に変更があった場合には、発行済株式の額面、総数並びに株式を保有する者の氏名又は名称及び保有している株式の数が確認できる書類

キ 出資者に変更があった場合には、出資済総額並びに出資者の氏名又は名称及び出資額が確認できる書類

ク 株主等が法人の場合にあっては、当該株主等の商業登記事項証明書のうち履歴事項全部証明書

ケ 交付済許可証の写し(許可証の記載事項に変更が生じる場合に限る。)

コ その他必要と認める書類

(5) 収集運搬車両の保管場所の所在地を変更した場合

ア 案内図、配置図及び写真

イ 不動産登記事項証明書のうち土地及び建物の全部事項証明書(所有権を有していない場合は、賃貸借契約書の写し)

ウ その他必要と認める書類

(6) 収集運搬車両を変更した場合

ア 新規収集運搬車両の自動車検査証の写し

イ 新規収集運搬車両の写真

ウ 粒子状物質減少装置装着証明書の写し(第7条第4項第3号イに該当する収集運搬車両の場合に限る。)

エ 一般廃棄物収集運搬車両の積載方法等説明書(様式第7号)(第7条第4項第3号ウに該当する収集運搬車両の場合に限る。)

オ 増車申請理由書(増車の場合に限る。)

カ 新規契約事業所一覧(増車の場合に限る。)

キ 新規契約事業所との契約書の写し(増車の場合に限る。)

ク 誓約書(様式第18号)(第7条第4項第9号に該当する収集運搬車両の場合に限る。)

ケ 一般廃棄物収集運搬車両運行計画書(様式第19号)(第7条第4項第9号に該当する収集運搬車両及び増車の場合に限る。)

コ 収集運搬車両として使用しなくなった車両について、第5条第4号オの規定による表示を消したことを証する書類

サ その他必要と認める書類

(7) 収集運搬車両の使用を廃止した場合は、当該廃止車両の車両証

(8) 前各号に掲げる事項以外の事項を変更した場合は、必要と認める書類

3 収集運搬車両の増車は、取り扱う一般廃棄物の種類がごみの場合で、かつ、業務量の増大等の合理的な理由が認められる場合に限り認めるものとする。

(臨時車両を使用する場合の特例)

第17条 許可業者は、車両証の交付を受けている収集運搬車両(市のごみ処理施設に搬入する車両に限る。)の故障又は車検等に伴い代車を臨時に使用せざるを得ない場合(業務量の一時的な増加等に伴う臨時増車の場合を除く。)の届出は、規則第21条第4項第2号の規定に関わらず、自動車検査証の写しを添付し臨時車両使用届出書(様式第21号)により行うことができる。

2 前項に規定する場合において、使用する車両の基準は第5条第4号の規定に関わらず、市長の指示するところによるものとする。

3 第1項に規定する場合において、車両証は交付しないものとする。

(特別車両の使用)

第18条 許可業者(道路公園清掃ごみのみを収集運搬するものとして許可を受ける許可業者を除く)は、市清掃センターに可燃物を搬入するために用いる車両について、やむを得ず臨時的にじんかい車以外の車両を使用する場合は、特別車両使用届出書(様式第24号)により、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により使用する車両には、廃棄物が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れないよう必要な措置を講じなければならない。

(許可証の書換え交付)

第19条 市長は、法第7条の2第3項の規定に基づく事業の一部の廃止の届出、変更届出又はその他の事由（変更許可の場合を除く。）により許可証の記載事項に変更が生じる場合にあっては、許可証を書き換えて交付するものとする。

(許可証の返納)

第20条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに当該許可証を市長に返納しなければならない。

- (1) 業を廃止したとき。
- (2) 業の許可を取り消されたとき。
- (3) 事業の全部の停止を命じられたとき。
- (4) 許可の有効期限が満了したとき。ただし、更新許可処分がされた場合については、新たな許可証の交付を受けるとき。
- (5) 変更許可処分がされた場合において、新たな許可証の交付を受けるとき。
- (6) 前条の規定により、許可証の書換え交付を受けるとき。
- (7) 許可証の再交付を受けた後、紛失した許可証が発見されたとき。

(車両証の返納)

第21条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに当該車両証を市長に返納しなければならない。

- (1) 前条第1号から第3号に該当するとき。
- (2) 事業の一部の停止を命じられたとき。
- (3) 車両証の有効期限が満了したとき。ただし、更新許可処分がされた場合については、新たな車両証の交付を受けるとき。
- (4) 収集運搬車両の入替えに係る変更届出を行った場合で、新規収集運搬車両の車両証の交付を受けるとき。
- (5) 収集運搬車両の廃止に係る変更届出を行ったとき。
- (6) 車両証の再交付を受けた後、紛失した車両証が発見されたとき。

第4章 一般廃棄物処理施設等への搬入

(市の処理施設への搬入)

第22条 許可業者は、一般廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、関係法令、条例、規則、さいたま市清掃センター条例施行規則（平成13年さいたま市規則第143号）、さいたま市衛生センター条例施行規則（平成13年さいたま市規則第144号）、さいたま市一般廃棄物処理実施計画及びこの要綱の規定により搬入しなければならない。

- 2 前項の規定により一般廃棄物を市の処理施設に搬入する際には、当該施設の職員等が指示する搬入場所及び搬入方法に従わなければならない。

- 3 許可業者による一般廃棄物の市の処理施設への搬入は、車両証の交付を受けた車両により当該車両証に記載されている施設に限り認めるものとし、搬入する際には、車両証を当該車両の見やすい位置に掲示しなければならない。ただし、リサイクル施設に資源物を搬入する場合については、この限りでない。

(他の市町村等の区域の一般廃棄物処理施設等へ一般廃棄物を搬出する場合の手続き等)

第23条 許可業者は、一般廃棄物を市外へ搬出して処分しようとする場合には、当該事業を開始しようとする日の45日前までに、一般廃棄物の市外搬出処理に係る事業計画書(様式第22号)に次に掲げる書類(以下「市外搬出計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。ただし、法第7条第1項ただし書きに規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物、省令第2条及び食品リサイクル法第21条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可が不要とされている場合並びに特定家庭用機器一般廃棄物については、この限りでない。

(1) 運搬先中間処理業者及びその処理施設に係る添付書類

ア 運搬先中間処理業者の一般廃棄物処分業許可証及びその処理施設に係る一般廃棄物処理施設設置許可証の写し

イ 運搬先中間処理業者の処理施設が食品リサイクル法第11条第1項の登録を受けた同条第2項第3号の事業場である場合は、再生利用事業登録証明書の写し

ウ 一般廃棄物の受入れを運搬先中間処理業者が承諾したことを証する書類

(2) 運搬業者に係る添付書類

ア 運搬先市町村等に係る一般廃棄物収集運搬業の許可証の写し(運搬先中間処理業者の処理施設が食品リサイクル法第11条第1項の登録を受けた同条第2項第3号の事業場である場合を除く。)

イ 当該業務に使用する収集運搬車両の自動車検査証の写し

ウ 当該業務に使用する収集運搬車両の写真

(3) 一般廃棄物の市外搬出処理に係る排出事業者一覧(様式第23号)

(4) その他必要と認める書類

2 市長は、前項の市外搬出計画書等の内容が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、当該計画の可否について、運搬先市町村等に意見照会を行うものとする。

(1) 本市の区域内で、当該一般廃棄物の再生利用を行うための中間処理施設が存在しないこと、又は本市の区域内で、当該一般廃棄物の適正な処分を行うことが困難な状況であること。

(2) 運搬する一般廃棄物は、再生利用するために必要な分別等を予め行ったものであること。

(3) 運搬先中間処理業者は、一般廃棄物の再生利用を行うための処分に必要となる一般廃棄物処分業許可及び一般廃棄物処理施設設置許可等を受けている者であること。

(4) 運搬した一般廃棄物は、運搬先中間処理業者において再生利用を行うための処分を行い、かつ、処分した物が確実に再生利用されること。

3 第1項の市外搬出計画書等を提出した許可業者は、前項に定める意見照会に対して運搬先市町村等の承認があった後でなければ、当該計画に係る一般廃棄物を搬出してはならない。

4 前項の承認があった場合には、市は、当該許可業者に対してその旨を通知するものとする。

5 前項の通知を受けた許可業者は、通知のあった日から10日以内に、一般廃棄物の運搬先に変更があった旨を一般廃棄物処理業変更届出書(規則様式第21号)により市長に届け出なければならない。

6 第3項の承認に基づき当該市町村等に一般廃棄物の搬入を行っている許可業者は、翌年度も引き続き当該事業を継続する場合にあっては、2月1日(その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日でない日)までに、翌年度の一般廃棄物の市外搬出処理に係る市外搬出計画書等を市長に提出しなければならない。

7 前項の規定に基づき市外搬出計画書等を提出した後の手続き等は、第2項及び第3項の規定を準用する。

(他の市町村等の区域から排出された特定家庭用機器一般廃棄物の搬入手続き等)

第24条 許可業者は、廃家電品運搬業務で他の市町村等の区域から排出された特定家庭用機器一

般廃棄物を市内の指定引取場所へ搬入しようとする場合にあっては、予め、排出元市町村等から本市に対して、当該業務を実施する旨、書面による通知がされていなければ行ってはならない。

- 2 前項の書面による通知があった場合には、市は、当該許可業者に対してその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた許可業者は、通知のあった日から10日以内に、市内指定引取場所に搬入する特定家庭用機器一般廃棄物の排出元市町村等に変更があった旨を一般廃棄物処理業変更届出書（規則様式第21号）により市長に届け出なければならない。

第5章 補則

（委任）

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成18年10月30日から施行する。ただし、改正後の要綱 第5条第6号ウ及び同条第11号の規定は、平成20年度以降に行われる更新 許可申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者（以下、「既存許可業者」という。）については、この要綱による改正後の一般廃棄物収集運搬業の許可等に関する要綱（以下、「改正後の要綱」という。）第5条第4号イからエの規定は、平成24年3月31日までの間は、適用しない。
- 3 改正後の要綱第14条第3項第4号の規定は、既存許可業者がこの要綱の施行の際現に、使用している収集運搬車両及び平成22年10月1日前に使用を開始する収集運搬車両については、適用しない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者（以下、「既存許可業者」という。）については、この要綱による改正後の一般廃棄物収集運搬業の許可等に関する要綱（以下、「改正後の要綱」という。）第5条第1項第8号の規定は、平成27年3月31日までの間は、適用しない。

附 則

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

25 さいたま市廃棄物処理施設設置等許可の手續に関する要領

平成27年3月30日 環境局長決裁

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物処理施設設置等許可の手續に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)で定めるもののほか、事業計画書の提出その他の事前協議に関する手續を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「廃棄物処理施設設置等許可」とは、次の各号のいずれかに該当する許可をいう。

- (1) 法第8条第1項又は第9条第1項に規定する許可
- (2) さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手續に関する条例施行規則(平成27年さいたま市規則75号)第22条に規定する移動式の産業廃棄物処理施設(附則第3項において「移動式産業廃棄物処理施設」という。)に係る法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項に規定する許可
- (3) 法第15条第1項又は第15条の2の6第1項に規定する許可

2 この要領において「事業計画者」とは、廃棄物処理施設設置等許可の申請をしようとする者をいう。

(事業計画書の提出等)

第3条 事業計画者は、廃棄物処理施設設置等許可の申請をしようとするときは、あらかじめ当該廃棄物処理施設設置等許可に係る事業計画(以下単に「事業計画」という。)の内容を記載した書類(以下「事業計画書」という。)を様式1により、市長に3部(正本1部、副本2部)提出しなければならない。

(事業実施予定地の調査)

第4条 市長は、その職員に、廃棄物処理施設設置等許可に係る施設を設置しようとする場所の調査を行わせるものとする。

2 事業計画者は、前項の調査に必ず立会わなければならない。

(審査結果の通知等)

第5条 市長は、前条第1項の調査の結果及び産業廃棄物許可等に関わる行政調整会議の指摘事項を勘案して事業計画書の審査を行い、その結果を審査結果通知書(様式2)により、事業計画者に通知するものとする。

2 事業計画者は、前項の審査結果通知書の内容を踏まえ、事業計画の検討その他の必要な措置を講じなければならない。

3 事業計画者は、廃棄物処理施設設置等許可の申請の前までに前項の規定により講じた

措置の内容について審査結果措置報告書（様式3）により、市長に報告しなければならない。

（事業計画の廃止の届出）

第6条 事業計画者は、事業計画書の提出後、当該事業計画を廃止したときは、事業計画廃止届出書（様式4）を市長に提出しなければならない。

2 事業計画者が前条第1項の規定による審査結果の通知を受けてから3年以内に廃棄物処理施設設置等許可の申請をしなかったときは、当該事業計画について前項の規定による事業計画廃止届出書が市長に提出されたものとみなす。

（適用除外）

第7条 この要領の規定は、さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例（平成27年さいたま市条例第22号）が適用される廃棄物処理施設設置等許可については、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成27年7月1日から施行する。

（さいたま市産業廃棄物処理業に関する許可の手続等を定める要領等の廃止）

2 次に掲げる要領は、廃止する。

- (1) 一般廃棄物処理施設設置許可に関する手続等を定める要領（平成14年3月25日決裁）
- (2) 産業廃棄物処理施設設置許可に関する手続等を定める要領（平成14年3月25日決裁）
- (3) さいたま市産業廃棄物処理業に関する許可の手続等を定める要領（平成24年3月23日決裁）

（経過措置）

3 この要領の施行の際現に一般廃棄物処理施設設置許可に関する手続等を定める要領若しくは産業廃棄物処理施設設置許可に関する手続等を定める要領の規定によりなされた計画書の提出その他の行為又はさいたま市産業廃棄物処理業に関する許可の手続等を定める要領の規定によりなされた計画書の提出その他の行為（移動式産業廃棄物処理施設に係る行為に限る。）は、この要領の相当規定によりなされた計画書の提出その他の行為とみなす。

26 さいたま市使用済自動車の解体業及び破砕業の許可に関する手続き等を定める要領

平成 26 年 7 月 1 日 環境局長決裁

一部改正 平成 28 年 4 月 1 日 環境局長決裁

(目的)

第 1 条 この要領は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「法」という。）に基づく解体業及び破砕業の許可に関し、法に定めるもののほか、計画書の提出等の必要な事項を定め、使用済自動車の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業計画者 法第 60 条第 1 項の解体業の許可、第 67 条第 1 項の破砕業の許可又は第 70 条第 1 項の破砕業者に係る変更の許可（以下これらの許可を単に「許可」という。）を申請しようとする者をいう。
- (2) 計画書 様式 1－1 の解体業計画書及び様式 1－2 の破砕業計画書をいう。
- (3) 事業実施予定地 許可の申請に係る事業の用に供する施設を設置又は変更する場所をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要領において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(計画書の提出等)

第 3 条 事業計画者は、許可を申請しようとするときは、あらかじめ、計画書を 3 部（正本 1 部・副本 2 部）市長に提出しなければならない。

2 市長は、計画書を受理したときは、産業廃棄物指導課の職員に事業実施予定地の調査を行わせるものとする。

3 事業計画者は、前項の調査に立ち会わなければならない。

4 市長は、計画書の内容に関して、必要と認めるときは、関係機関等と協議するものとする。

5 市長は、第 2 項の調査の結果及び関係機関等との協議の結果を考慮のうえ、計画書の審査を行い、その結果を様式 2 の審査結果通知書により、事業計画者に通知するものとする。

(計画書の提出後の取扱い)

第 4 条 事業計画者は、次に掲げる事項について必要な措置を講じた後、その講じた措置

の内容を市長に報告し、承認を受けた後でなければ、許可を申請することはできない。

- (1) 第3条第5項に規定する審査結果通知書の指示事項
- (2) 事業を行うために必要な他の法令に基づく許認可等
- (3) 市長が特に必要があると認めた事項

2 事業計画者は、第3条第5項に規定する審査結果通知書を受領した日から起算して2年以内に許可申請書を市長に2部（正本1部、副本1部）提出することにより、許可申請しなければならない。

3 市長は、前項の許可申請に対して許可したときは、許可証及び様式3の指令書を事業計画者に交付するものとする。

4 事業計画者は、第2項の許可申請に係る事業の用に供する施設が完成したときは、様式4の施設完成届出書を市長に2部（正本1部、副本1部）提出しなければならない。

5 市長は、前項の届出書を受理したときは、産業廃棄物指導課の職員に速やかに当該施設の完成検査を行わせるものとする。

6 事業計画者は、前項の検査に立ち会わなければならない。

7 市長は、第5項の完成検査をしたときは、当該完成検査の結果を様式5の施設完成検査通知書により、事業計画者に通知するものとする。

8 事業計画者は、第2項に規定する期間内に許可申請書を市長に提出できなかったときは、改めてこの要領に規定する手続を行わなければならない。

（許可の更新申請等）

第5条 法第60条第2項又は法第67条第2項の許可を申請しようとする者は、申請書を市長に2部（正本1部・副本1部）提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可申請に対して許可したときは、許可証及び様式3の指令書を当該許可申請をした者に交付するものとする。

（その他）

第6条 この要領の定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成26年7月1日から施行する。

（さいたま市使用済自動車の解体業及び破砕業の許可等に関する要綱の廃止）

2 さいたま市使用済自動車の解体業及び破砕業の許可等に関する要綱（平成24年3月23日決裁）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

第4次さいたま市 一般廃棄物処理基本計画 (改定版)

～めぐるまち（循環型都市）“さいたま”の創造～

令和5年3月

概要版

一般廃棄物処理基本計画とは

本計画は、長期的・総合的な視点から一般廃棄物の減量・資源化に関する方針や目標、施策を定めたものです。

計画改定の目的

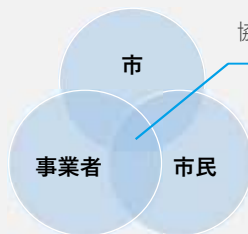
策定から5年が経過し、この間本市の人口の増加や新たな法律が施行されるなど、ごみ処理を取り巻く環境が大きく変化したため、第4次計画を改定しました。

- 「第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」は、平成30（2018）年に策定後5年が経過し、この間、本市の人口は増加を続け、令和3（2021）年度実績で推計値より約45,000人増加し、ごみの排出量も令和3（2021）年度実績で目標値より約6,000トン増加する状況となっています。
- さらに、令和元（2019）年度に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、在宅勤務やテイクアウトの増加、事業活動の縮小等、第4次計画策定時から廃棄物の排出に影響を及ぼす社会情勢の変化がありました。
- 加えて、令和元（2019）年10月1日に**食品ロスの削減の推進に関する法律**、令和4（2022）年4月1日に**プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律**が施行されるなど、ごみ処理を取り巻く環境も大きく変化しました。
- こういった状況を受け、第4次計画を見直し、今回新たに「**プラスチック資源循環促進法への対応**」、「**使用済み紙おむつのリサイクルへの対応**」、「**ごみ処理手数料の適正化**」、「**最終処分場の延命化**」を新規項目とし、さらにSDGsを踏まえた様々な視点から**脱炭素社会への取組**や、**食品ロス削減推進計画**を本計画内で新たに策定し、第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画（改定版）を策定しました。

平成30（2018）年3月～

第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画を策定

計画期間 平成30（2018）年度～令和9（2027）年度



目指す未来像

ともに取り組み、参加する
めぐるまち（循環型都市）
“さいたま”の創造

廃棄物行政における
新たな課題の発生

廃棄物行政における新たな課題

市内人口

令和3（2021）年10月1日時点（住民基本台帳）

約45,000人増加

第4次計画推計比

総排出量

令和3（2021）年度実績（市全体）

約6,000 t増加

第4次計画推計比

廃棄物関連法への対策

食品ロス削減推進法
プラスチック資源循環促進法

さらなるごみの減量・資源化に向け

次のステップへ

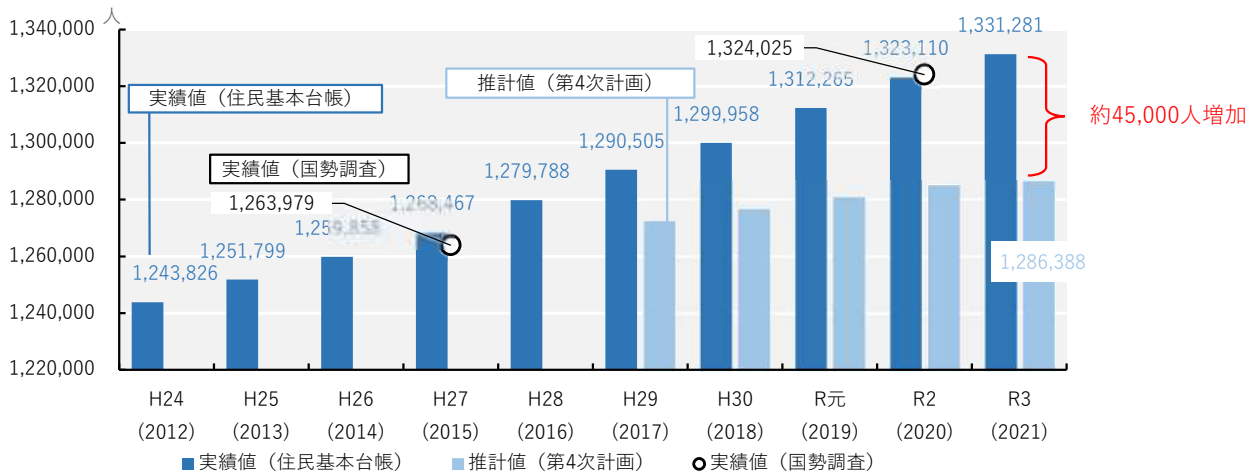
第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画（改定版）を策定

計画期間 令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

第4次計画（改定版）におけるごみ処理の現状

人口の推移

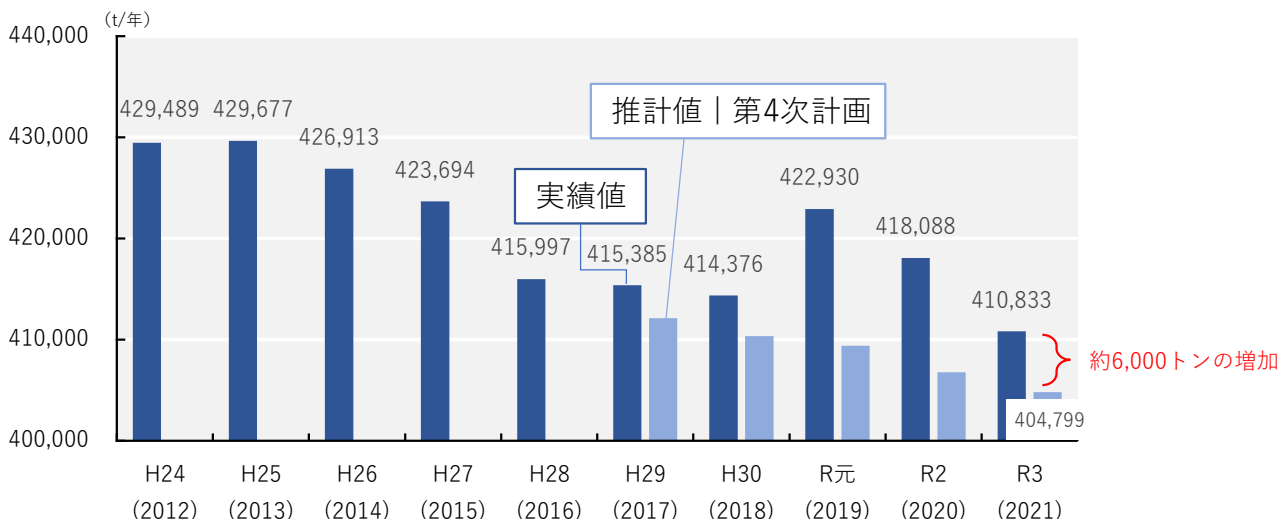
- 人口は、令和3（2021）年10月現在で約133万人であり、平成24（2012）年から令和3（2021）年にかけて約87,000人増加（約7%増）しています。
- 第4次計画において、人口は増加すると推計していましたが、令和3（2021）年度実績では、その推計値より約45,000人増加人数が多くなっています。



参考 実績値（住民基本台帳）は「さいたま市の人口・世帯数」。実績値（国勢調査）は「国勢調査」（総務省）。
備考 実績値（住民基本台帳）は、各年10月1日現在。

ごみ総排出量の推移

- ごみ総排出量は、平成30（2018）年度から令和元（2019）年度にかけて増加しましたが、その後は本市のごみ減量に向けた施策と市民・事業者の努力の成果として、**減少傾向**で推移しています。
- しかし、人口や従業者数の増加に伴い、ごみ総排出量は令和3（2021）年度実績で、推計値より約6,000トン増加しています。



家庭系ごみの組成 | 令和3（2021）年度

- もえるごみ（家庭系ごみ）の約27%は不適正排出であり、「資源物1類・2類」が約25%を占めています。
- また、もえるごみに含まれている「プラスチック類」が約11%、「紙おむつ」が約7%となっており、今後収集・処理方法の変更により資源化する可能性があります。
- もえないごみ（家庭系ごみ）の約29%は不適正排出となっています。また、もえないごみに含まれている「プラスチック類」が約11%となっています。

第4次計画の取り組み

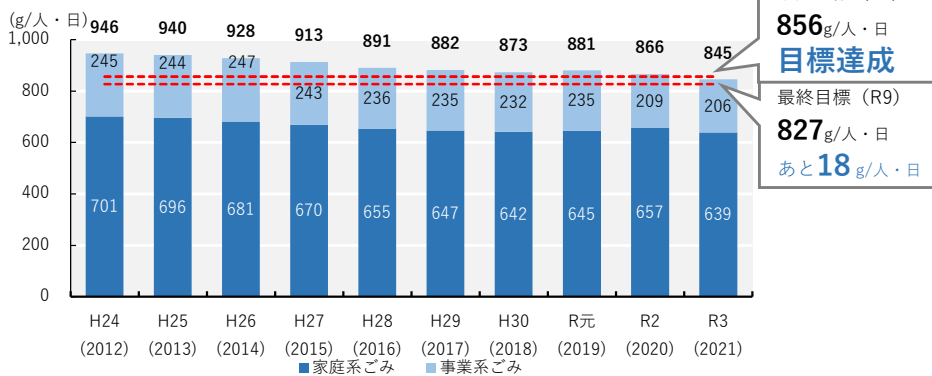
計画の内容

- 「第4次計画」では、第3次計画を引き継ぎ、「**ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）“さいたま”の創造**」を基本目標に、**資源循環型【社会経済システム】**の確立、**資源循環型【廃棄物処理システム】**の確立の2つを目標達成に向けた基本的方向に掲げています。
- 達成状況を計る指標に「**市民1人1日あたりの総排出量**」「**市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物除く）**」「**最終処分比率**」の3つの数値目標を定め、これらの数値目標を達成するための施策として9つの基本施策を総合的に展開・推進してきました。

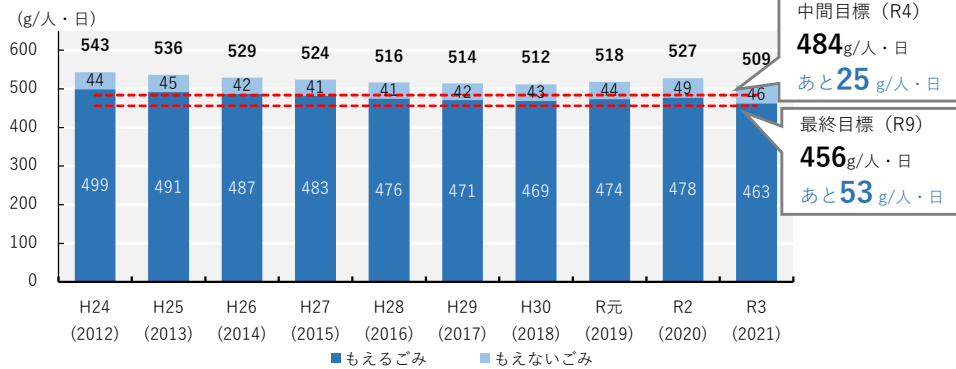
第4次計画の状況

- 第4次計画では、数値目標の達成を目指し、9つの基本施策（P5参照）を着実に実施しています。特に「基本施策7 効率的なごみ回収」、「基本施策8 安全・適正なごみ処理」や「基本施策9 施設整備の検討」の施策が推進されています。
- 近年は、家庭系ごみ（資源物除く）のうち、もえるごみ量は、減少傾向にあります。今後も家庭系ごみの中で多く含まれているもえるごみの発生抑制及び資源化の強化が必要と考えられます。

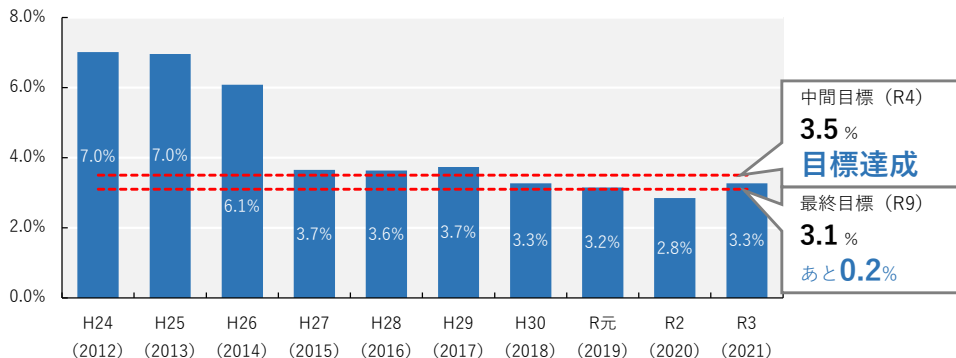
市民1人1日あたりの総排出量の推移



市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物除く）の推移



最終処分比率の推移



効率的なごみ回収

- 事業系一般廃棄物に産業廃棄物や資源物などの搬入不適物が混入されていないか、ごみ処理施設において搬入物検査を行いました。
- ごみ拾いアプリと連携したWEBサイト「さいたまごみゼロ365」を開設しました。
- 拠点回収（ボックス回収）、環境施設への直接搬入及び宅配回収した小型家電をリサイクルしました。

安全・適正なごみ処理

- 令和元年東日本台風（台風19号）をもとに仮置場候補地、仮置場の運用の再検討を引き続き行うとともに、市内の廃棄物処理業者と締結した災害時の協力に関する協定に基づく体制の点検を行い、発災時の廃棄物処理体制の確保を行いました。
- 溶融スラグ及び溶融メタルを有効利用して最終処分量の抑制に努めました。

- 焼却灰及び飛灰の一部をセメント資源化や人工砂化し、最終処分量を縮減しました。

施設整備の検討

- サーマルエネルギーセンターにおいて、民間の活力を生かした事業手法（DBO方式）を導入しました。

第4次計画（改定版）の取り組み

基本目標

ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）“さいたま”の創造

基本的方向

1. 資源循環型【社会経済システム】の確立

- 市民・事業者・市の協働によるごみの発生・排出の抑制とリサイクルの推進を通じて、環境負荷の少ない循環型都市の実現を目指します。

2. 資源循環型【廃棄物処理システム】の確立

- 効率的で環境負荷の少ないごみ処理システムを構築します。

数値目標

- めぐるまち（循環型都市）の実現に向けた達成状況を計る指標として、以下の数値目標を定めます。

入口	数値目標 1 市民1人1日あたりの総排出量（継続）
	基準年度（令和3（2021）年度） 845 g/人・日
	中間目標（令和4（2022）年度） 856 g/人・日以下（11g 1.3%） 達成
	最終目標（令和9（2027）年度） 827 g/人・日以下（△18g △2.1%）
	数値目標 2 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）（継続）
	基準年度（令和3（2021）年度） 509 g/人・日
	中間目標（令和4（2022）年度） 484 g/人・日以下（△25g △4.9%）
	最終目標（令和9（2027）年度） 456 g/人・日以下（△53g △10.4%）
	数値目標 3 ごみ総排出量（新規）
	基準年度（令和3（2021）年度） 410,833t/年
	最終目標（令和9（2027）年度）* 390,867t/年以下（△19,966t △4.9%）
出口	数値目標 4 最終処分比率（継続）
	基準年度（令和3（2021）年度） 3.3%
	中間目標（令和4（2022）年度） 3.5%以下 達成
	最終目標（令和9（2027）年度） 3.1%以下

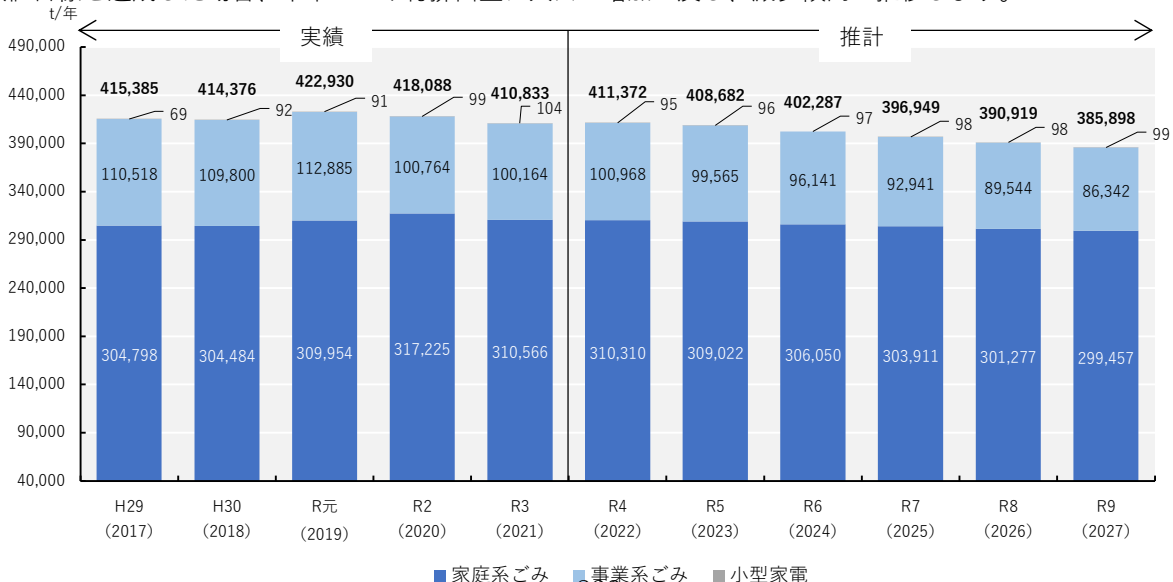
※下図の推計値は目標値と異なります。

【数値目標3 ごみ総排出量】

市民1人1日あたりの総排出量が目標を達成していても、人口増加が予想を上回ることでごみ総排出量も当初の予測を上回っています。そのため新たにごみ総排出量についてもコントロールする必要があることから、今回新たにごみ総排出量を数値目標として設定し、達成状況を管理していきます。

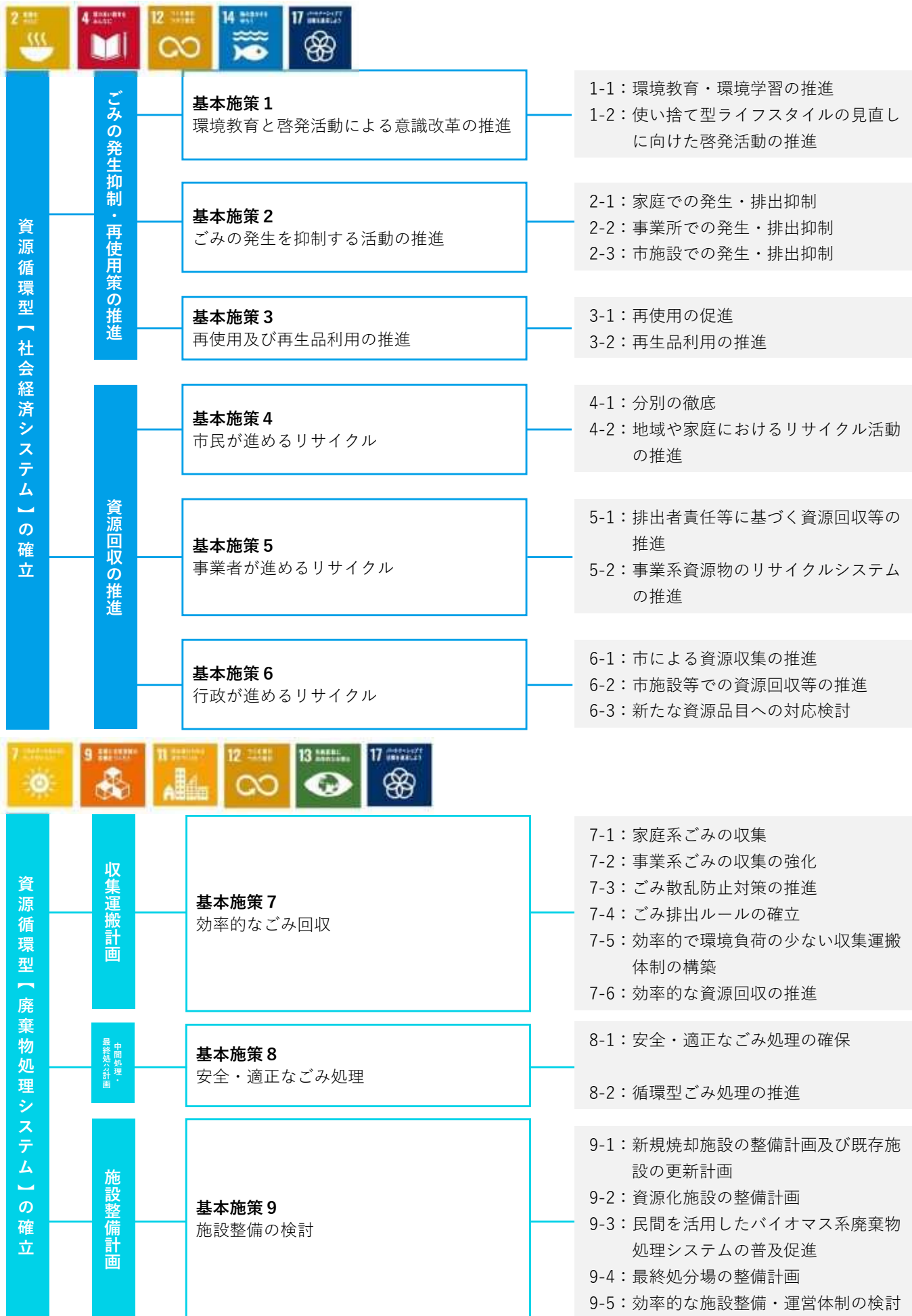
数値目標達成時の本市の姿

- 数値目標を達成した場合、本市のごみ総排出量は人口の増加に反し、減少傾向で推移します。



目標達成に向けた第4次計画（改定版）の施策体系

目標達成に向け、現行計画に引き続き9つの基本施策を総合的に展開・推進していきますが、新規・強化項目を設定し、さらなるごみの減量化を図ります。



新規・強化個別項目の概要

ごみの発生抑制・再使用策の推進（リデュース・リユース）

2-1-1 【強化①】食品ロス削減に向けた取り組みの促進

- 食べ残しの発生抑制や手つかず食品の有効活用に向けて、食品ロスの発生要因に応じた施策を実施することにより、食品ロスの更なる削減を図ります。

2-2-1 【強化①】食品ロス削減に向けた取り組みの促進

- 「チーム Eat All」について、市と事業者による連携を今後も維持しながら、効果的な啓発事業を行います。

資源回収の推進

4-1-1 【強化②】資源物1類・2類の分別啓発

- 資源物1類及び2類の適正な分別・排出方法について、出前講座、家庭ごみの出し方マニュアル、WEBサイトにて啓発を行います。特に若年層（20～29歳）に対する効果的な啓発を検討し実施します。

4-2-1 【強化③】団体資源回収運動補助事業

- 令和2（2020）年度、令和3（2021）年度に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い減少した団体数の回復と資源回収量の増加を図ります。

5-1-1 【強化④】大手製造小売業者との包括連携協定に基づくリサイクルの推進

- 「チーム Eat All」事業の枠組みも活用しながら、連携先の拡大及び取組内容の充実を図っていきます。

6-2-1 【強化⑤】公共施設における剪定枝や生ごみ、紙ごみ等の資源化の推進

- 公共施設における剪定枝、生ごみ、紙ごみ等の資源化を推進することにより、市が市民・事業者のロールモデルとなり、ごみの減量及び資源化を促進します。

6-3-2 【新規①】プラスチック資源循環促進法への対応

- 「可能な限り収集方法を変更しない」「可能な限り既存施設を活用する」を前提に新たな資源化ルートの構築を検討します。

6-3-3 【新規②】使用済み紙おむつリサイクルへの対応

- 現在、もえるごみとして収集している使用済み紙おむつのリサイクルに向けた仕組みづくりの検討を進めていきます。

7-1-2 【強化⑥】収集所の諸制度に関する見直し

- 戸別回収の需要を確認します。

7-2-1 【強化⑦】搬入物検査の実施

- 事業系一般廃棄物に産業廃棄物や資源物などの搬入不適物が混入されていないか、搬入物検査の実施回数を増やし、対象車両を拡大するなど強化を図ります。

7-3-1 【強化⑧】不法投棄防止昼間・夜間パトロールの実施

- 「不法投棄110番」を通じた情報収集、民間事業者と締結している「不法投棄の情報提供に関する協定」による監視体制の構築・強化、高性能監視カメラの増設を行います。

7-5-2 【強化⑨】効率的な収集エリア・体制の構築

- 一般廃棄物収集体制検討委員会において、各環境センターの処理能力を踏まえた直営収集エリアの変更及び委託業者への転送について検討し、決定する必要があります。

中間処理・最終処分・施設整備計画

8-1-1 【強化⑩】災害廃棄物処理計画の改定

- 大規模災害時においても適正、円滑、迅速な廃棄物処理を行えるように「市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例」（廃棄物処理法第9条の3の2）及び「市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例」（廃棄物処理法第9条の3の3）を活用し、迅速に一般廃棄物処理施設を設置します。

8-1-4 【新規③】ごみ処理手数料の適正化

- 近隣自治体のごみ処理手数料を踏まえて手数料の適正化を行います。

9-4-2 【新規④】最終処分場の延命化

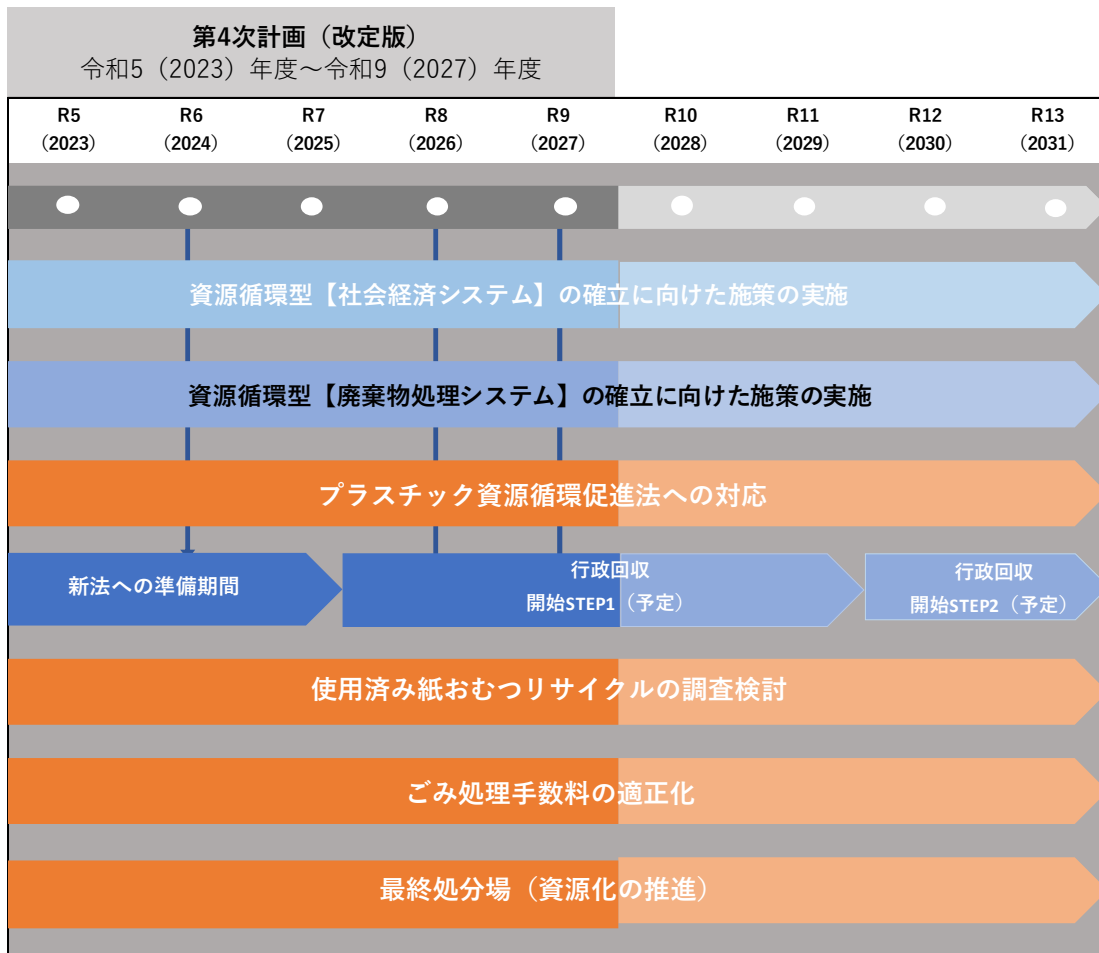
- 更なる資源化を進めるとともに、他自治体との協力を得ながら、市内の最終処分場の延命化の方針で事業を推進します。

新規項目のロードマップと推進体制

ロードマップ

進行管理に重点を置き、定期的な評価・見直しにより、ごみの減量・資源化施策を効果的に推進していきます。

- 平成30（2018）年度から令和4（2022）年度までを第4次計画、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までを第4次計画（改定版）として、次の基本的方向で計画を推進していきます。



推進体制

市民・事業者・市のパートナーシップにより効率的かつ効果的に推進していきます。

- 市民の役割 | 大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを改める。市の施策への積極的な協力。 等
- 事業者の役割 | 事業活動におけるごみの発生抑制に配慮。事業者自らの責任による適正な処理。 等
- 市の役割 | 市民・事業者の「環境に配慮する行動」が円滑に進むようバックアップ体制を確保。 等

発行 第4次計画（改定版） 令和5（2023）年3月

編集 さいたま市 環境局 資源循環推進部 資源循環政策課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL 048-829-1338 FAX 048-829-1991 E-mail shigen-junkan@city.saitama.lg.jp

この冊子は500部作成し、1部当たりの印刷経費は167円です。
(さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等業務委託のうち、印刷に要した費用です。)

28 さいたま市一般廃棄物処理業許可業者一覧

(1) 収集運搬業許可業者

(令和5年4月1日現在)

許可 No.	業者名	本社所在地	本社電話	事業	道路	一時	家電	し尿	浄化	メ ン ト
				※1	※2	※3	※4	※5	※6	※7
101	クリーンシステム(株)	埼玉県さいたま市浦和区常盤5丁目2番18号	048-831-4615	○	○	○	○	—	—	○
102	日本環境マネジメント(株)	埼玉県さいたま市浦和区仲町1丁目12番1号	048-834-5511	○	○	○	○	—	—	○
104	光生産研(株)	埼玉県さいたま市浦和区大原5丁目12番1号	048-831-4941	○	○	○	—	●	●	○
106	㈱オリエンプランニング	埼玉県さいたま市桜区新開1丁目25番1号	048-749-1288	○	○	○	○	—	—	○
107	(有)太盛	埼玉県さいたま市大宮区櫛引町1丁目381番地	048-663-0461	○	○	○	○	●	●	○
108	(株)東日本サービス	埼玉県さいたま市見沼区染谷1丁目317番地	048-832-4341	○	○	○	○	—	—	○
109	(株)協和清掃運輸	埼玉県ふじみ野市駒林1101番地	049-293-2412	○	○	○	○	●	●	○
110	片山商事(株)	埼玉県さいたま市見沼区深作5丁目18番地	048-685-1711	○	○	○	○	●	●	○
111	(株)ワダックス	埼玉県さいたま市緑区大字三室2410番地1	048-874-1934	○	○	—	—	—	—	—
113	(株)木下フレンド	埼玉県所沢市東所沢和神明2丁目24番地10	04-2944-3737	○	○	—	—	—	—	—
114	太誠産業(株)	東京都豊島区南池袋3丁目14番11号(中町ビル内)	03-3989-0098	○	○	—	—	—	—	—
115	(株)リサイクルアシスト	埼玉県さいたま市桜区道場709-29	048-854-6281	○	○	○	○	—	—	○
116	(有)泰野商店	埼玉県戸田市喜沢南二丁目3番13号	048-433-3700	○	○	○	—	—	—	○
118	原田商事(株)	埼玉県さいたま市桜区田島9丁目31番1号	048-861-4963	○	○	○	○	●	●	—
119	(株)セイウン	埼玉県さいたま市桜区田島9丁目31番1号	048-861-5151	○	○	○	—	●	●	○
120	協和商事(株)	埼玉県さいたま市浦和区神明2丁目24番3号	048-822-8325	—	—	—	—	●	●	—
121	(株)エコ計画	埼玉県さいたま市浦和区仲町四丁目2番20号エコ計画浦和ビル	048-862-5011	○	○	—	—	—	—	—
122	(株)誠進クリーン	埼玉県戸田市喜沢2丁目9番地63	048-441-5300	○	○	—	—	—	—	○
123	(有)ウラワ・ワコール	埼玉県さいたま市緑区芝原2丁目13番12号	048-873-9881	—	—	—	○	—	—	—
124	環境衛生(株)	埼玉県草加市小山1丁目20番41号	0489-41-9300	○	○	○	○	—	—	—
125	相模原紙業(株)	神奈川県相模原市中央区南橋本1丁目18番15号	042-773-3508	○	○	—	—	—	—	—
127	(株)十河サービス	東京都板橋区南常盤台1丁目18番7号	03-5995-3701	○	○	—	○	—	—	—
129	アイル・コーポレーション(株)	埼玉県さいたま市浦和区常盤5丁目2番18号	048-832-2514	○	○	○	—	—	—	—
130	(株)加藤商事	埼玉県さいたま市西区大字内野本郷297番地4	048-624-5335	○	○	○	○	●	●	○
132	エスシーエス(株)	埼玉県草加市青柳2丁目19番10号	048-936-1234	○	○	—	—	—	—	○
135	アールエー環境(株)	埼玉県さいたま市中央区八王子5丁目16番2-307	048-649-7281	○	○	○	○	—	—	○
136	(株)ウチダ	埼玉県ふじみ野市駒林18番地	049-255-4600	○	○	○	○	—	—	—
137	(有)共立商事	埼玉県さいたま市北区日進町1丁目494番地35	048-666-5906	○	○	○	○	—	—	○
138	(有)埼玉興業	埼玉県さいたま市北区别所町242番地11	048-652-6262	○	○	○	○	—	—	○
139	埼玉中央清掃(株)	埼玉県さいたま市見沼区大和田町1丁目1118番地	048-684-9158	○	○	○	○	●	●	○
140	(株)新栄商事	埼玉県さいたま市見沼区春野3丁目2番12号	048-686-7001	○	○	○	○	—	—	○
141	(有)東大宮清運	埼玉県さいたま市見沼区宮ヶ谷塔4丁目16番地	048-683-0744	○	○	○	○	●	●	○
142	(株)高橋産商	埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目5番地12	048-652-8884	○	○	○	○	—	—	○
144	(有)イノウエ・エース	埼玉県さいたま市見沼区大字片柳188番地	048-684-5466	○	○	○	○	—	—	—
145	(株)シヨウモン	埼玉県さいたま市見沼区大字片柳1045番地の1	048-684-6839	○	○	○	○	—	—	○
146	高橋環境サービス(有)	埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸128番地	048-683-1897	○	○	○	○	—	—	—
148	柳幸子(やなぎ商店)	埼玉県さいたま市緑区宮本2丁目24番地12	048-873-8366	○	○	—	—	—	—	—
149	宇佐見産業(株)	東京都板橋区坂下1丁目22番17号	03-3965-3371	○	○	○	○	●	●	○
150	(有)日環商興	埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目232番地の10	048-668-3759	○	○	○	○	—	—	—
151	(有)太田商店	埼玉県さいたま市北区宮原町1丁目829番地609	048-651-8502	○	○	○	○	—	—	—
152	(株)アルファサポート	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室7065番地1	048-795-4404	○	○	○	○	—	—	○
153	(株)高澤商店	埼玉県東松山市六軒町18番地13	0493-23-6392	○	○	—	—	—	—	—
155	(株)高田産業	埼玉県南埼玉郡宮代町川端4丁目13番5号	0480-34-5401	○	○	—	—	—	—	—
157	(有)昭栄産業	埼玉県上尾市栄町8番17号	048-771-6168	○	○	○	○	●	●	○
160	(有)白土商店	埼玉県さいたま市西区大字中野林861番地の2	048-624-6058	○	○	○	○	—	—	○
164	(株)サンワ環境開発	埼玉県さいたま市見沼区宮ヶ谷塔3丁目190番地の2	048-684-5079	○	○	○	○	●	●	○
167	(株)細田商店	埼玉県さいたま市北区大成町四丁目57番地12	048-666-6538	○	○	○	○	—	—	—
174	日本自動車管理(株)	埼玉県さいたま市西区大字宝来1761番地	048-652-0027	○	○	○	○	—	—	○
175	(株)エコサービス	埼玉県さいたま市岩槻区大字鹿室740番地1	048-747-9455	○	○	—	—	—	—	—
178	(株)エコユニオン	埼玉県さいたま市岩槻区大字横根1468番地2	048-797-2299	○	○	○	○	—	—	○
179	安住環境整備(株)	埼玉県さいたま市岩槻区大字高菅根1037番地	048-798-1192	○	○	—	—	—	●	○
180	(株)ヤマキ	埼玉県熊谷市大字三ヶ尻字新山3884番地	048-532-1740	○	○	○	○	—	—	○
181	(株)大東	埼玉県さいたま市岩槻区飯塚972番地	048-797-3555	○	○	○	○	—	—	○
182	大栄企業(株)	埼玉県さいたま市岩槻区大字鹿室207番地5	048-794-9311	○	○	—	—	—	—	—
186	(株)ヤマト	埼玉県さいたま市岩槻区南辻25番地2	048-756-8870	○	○	○	○	—	—	○
187	(有)オカモト	埼玉県さいたま市岩槻区大字釣上210番地	048-798-0428	—	—	—	—	●	●	—
188	大倉商事(株)	埼玉県さいたま市岩槻区大字釣上新田498番地1	048-798-0113	—	—	—	—	●	●	—
189	都市管理サービス(株)	埼玉県さいたま市岩槻区上野4丁目3番地10	048-794-8000	○	○	—	—	●	●	—
194	(有)東佑商事	埼玉県さいたま市岩槻区大字釣上新田820番地	048-798-1063	—	—	—	—	—	●	—
195	(有)田口商事	埼玉県さいたま市岩槻区美園東2丁目47番地8	048-798-0659	—	—	—	—	—	●	—

許可 No	業者名	本社所在地	本社電話	事業 ※1	道路 ※2	一時 ※3	家電 ※4	し尿 ※5	浄化 ※6	ペット ※7
196	須賀一男(須賀清掃)	埼玉県さいたま市岩槻区大字新方須賀1080番地1	048-799-1333	—	—	—	—	●	●	—
198	森住清(森住清掃)	埼玉県さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎2113番地	048-798-3951	—	—	—	—	●	●	—
199	本間晃子(大工原清掃)	埼玉県さいたま市岩槻区西原台1丁目3番98-203号	048-798-0907	—	—	—	—	●	●	—
200	株式会社木浦清掃	埼玉県さいたま市岩槻区大字長宮990番地1	048-799-1636	—	—	—	—	●	●	—
301	(有)鈴祥	埼玉県さいたま市大宮区三橋4丁目64番地14	048-622-9517	○	○	○	○	—	—	—
303	(有)みどりサービス	埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻3871番地1	048-878-0113	※	—	※	—	—	—	—
304	(株)緑栄	埼玉県さいたま市緑区大字中野田1105番地3	048-878-1805	※	—	※	—	—	—	—
305	(有)エコプランニング	埼玉県さいたま市北区榑引町2丁目92番地	048-662-5349	○	○	—	—	—	—	○
306	(株)総合サービス	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室7063番地5	048-722-1501	○	○	—	—	—	—	—
308	(株)JR東日本環境アクセス	東京都台東区東上野3丁目4番12号	03-3836-1551	○	○	—	—	—	—	—
309	(有)ケーズクリーン	埼玉県川口市大字東内野56番地の142	048-290-5557	○	○	○	—	—	—	○
310	(株)和幸クリーン	埼玉県さいたま市南区南本町1丁目2番15号	048-791-3939	—	○	—	—	—	—	○
311	(有)菊地商事	埼玉県さいたま市岩槻区加倉223番地2	048-749-4171	○	○	○	○	—	—	—
313	(有)ゆうかり	埼玉県さいたま市大宮区大成町3丁目422番地	048-651-8645	○	○	○	—	—	—	○
322	(有)北斗	埼玉県さいたま市見沼区大字染谷1117番地の2	048-682-0231	○	○	○	○	—	—	○
329	埼玉産業(株)	埼玉県さいたま市中央区円阿弥四丁目8番4号	048-854-1999	○	○	—	—	—	—	—
337	市村産業(株)	東京都足立区関原一丁目1番10号	03-3840-0381	○	○	—	—	—	—	—
338	(株)中川総業	埼玉県さいたま市大宮区天沼町2丁目1259番地10	048-640-5902	○	○	—	—	—	—	—
340	三愛商事(有)	埼玉県さいたま市南区根岸3丁目17番6号	048-839-5420	○	○	—	—	—	—	—
341	(株)エムエステーカンパニー	埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目632番地	048-642-0714	○	○	○	○	—	—	○
342	(有)木村商事	埼玉県川口市戸塚鉄町5番5号	048-296-1567	○	○	—	—	—	—	—
343	(株)昭和総合サービス	埼玉県さいたま市南区大字太田窪2745番地	048-832-8100	○	○	—	—	—	—	○
345	(株)石井造園	埼玉県さいたま市緑区馬場二丁目8番5号	048-874-2183	※	※	※	—	—	—	—
346	TAKADA環境(株)	埼玉県さいたま市見沼区東大宮5丁目33番地12	048-682-6028	○	○	○	○	—	—	—
347	日中通商(株)	埼玉県春日部市下大増新田222番1	048-737-8871	○	○	—	—	—	—	○
348	(株)マルミヤ	埼玉県さいたま市北区别所町64番地15	048-654-3185	○	○	○	○	—	—	—
351	(株)遠山紙業	埼玉県さいたま市緑区大字大門1947番地1	048-812-2030	○	○	—	—	—	—	—
353	金山商事(株)	埼玉県川口市大字安行領根岸1324番地の5	048-281-7191	○	○	○	—	—	—	—
354	(株)トベ商事	東京都北区王子五丁目10番1号	03-5902-3202	○	○	○	○	—	—	—
355	(株)ハイシステム	東京都板橋区坂下三丁目4番1号	03-3966-3950	○	○	○	○	—	—	—
357	泉スクラップ(株)	埼玉県さいたま市南区大字円正寺字後新田402番地	048-885-7533	○	○	○	○	—	—	—
358	浦和クリーンサービス(株)	埼玉県さいたま市緑区間宮735番地	048-878-0745	○	○	—	—	—	—	—
359	(株)クオーレ	愛知県大府市松山町八丁目53番地の2	052-689-4664	○	○	○	○	—	—	—
360	アークウェイ(有)	埼玉県さいたま市緑区大字大間木221番地	048-712-4154	○	○	○	○	—	—	—
362	(株)無限	埼玉県さいたま市浦和区仲町4丁目2番20号	048-866-2451	○	○	—	—	—	—	—
364	(株)埼玉プロテック	埼玉県さいたま市桜区西堀六丁目4番34号	048-861-5377	○	○	○	○	—	—	—
368	ヨシグルーブ(株)	埼玉県さいたま市大宮区天沼町2丁目761番地2	048-783-3878	○	○	○	○	—	—	—
369	(株)加藤商事	埼玉県さいたま市西区中釘2228番地5	048-624-1611	○	○	○	○	—	—	○
370	アイエンタープライズ(株)	埼玉県さいたま市中央区本町東3丁目11番17号	048-858-3764	○	○	○	○	—	—	○
373	(株)総美	埼玉県さいたま市岩槻区大字岩槻6711番地4	048-794-1199	○	○	○	○	—	—	—
374	(有)新栄美創サービス	埼玉県さいたま市緑区太田窪1丁目12番12号	048-885-4405	○	○	○	○	—	—	—
375	(株)エコトランスポート	埼玉県さいたま市岩槻区上野3丁目1番地の18	048-794-6666	○	○	—	—	—	—	—
376	SRI(株)	埼玉県さいたま市緑区大字大間木46番地2	048-810-0050	○	○	○	○	—	—	—
377	(株)公絆	埼玉県さいたま市中央区上峰2丁目18番3-11号	048-749-1142	○	○	○	○	—	—	—
378	株式会社藤栄商事	埼玉県さいたま市緑区大字中尾943番地2	048-874-1637	○	○	○	○	—	—	—
380	有限会社野島総業	埼玉県さいたま市桜区中島二丁目2番15号	048-854-7860	○	○	○	○	—	—	—
382	棚橋純一(ザザクラフト)	埼玉県さいたま市浦和区常盤一丁目7番2号	048-711-6919	○	○	○	○	—	—	—
384	株式会社細田金属商店	埼玉県さいたま市南区鹿手袋3丁目9番8号	048-711-6071	○	○	○	○	—	—	—
385	株式会社フォースウェーブ	埼玉県さいたま市北区本郷町17番地1-5-202	048-654-2865	○	○	○	—	—	—	—
386	株式会社つくも	埼玉県さいたま市桜区大字神田546-6-208号	048-799-3399	○	○	○	○	—	—	—
388	株式会社HAND	埼玉県所沢市大字中富979番地	049-265-7228	○	○	○	—	—	—	—
389	(株)masuo.	さいたま市岩槻区大字末田63番地2	048-797-8270	○	○	○	—	—	—	—
390	(株)頼和商事	北葛飾郡杉戸町清地六丁目6番3号	048-831-2535	○	○	○	○	—	—	○
391	株式会社ホワイトロック	さいたま市中央区上峰二丁目2番4号-205	048-797-5208	○	○	○	○	—	—	—
392	株式会社ハンディー・ハンズ	東京都新宿区市谷本村町2番5号	048-884-8765	○	○	○	○	—	—	—
393	草加清掃(有)	埼玉県草加市柿木町453-1	048-936-4531	○	○	○	○	—	—	—
394	(株)藤明商事	埼玉県さいたま市中央区大字下落合1083番地3と野駅前プラザ507	048-814-3755	○	○	—	—	—	—	—
395	ONE(株)	埼玉県さいたま市西区大字ニツ宮82	048-614-0491	○	○	○	○	—	—	—
397	株式会社皆利	埼玉県さいたま市岩槻区岩槻3584-1	048-783-3162	○	○	○	○	—	—	○
398	株式会社便利屋アルファ	埼玉県さいたま市見沼区丸ヶ崎1220ベンチャーオフィス2F	048-682-5377	○	○	○	○	—	—	—

※1 事業…市内事業所から排出される事業ごみ(一般廃棄物)を収集運搬できる許可業者

※2 道路…市内の道路及び公園の清掃ごみ(一般廃棄物)を収集運搬できる許可業者

※3 一時…市内の一般家庭から排出される一時多量ごみを収集運搬できる許可業者

※4 家電…市内の一般家庭から排出される特定家庭用機器一般廃棄物を収集運搬できる許可業者

※5 し尿…市内の仮設トイレのし尿を収集運搬し、衛生センター(大宮南部浄化センター及びクリーンセンター西堀)に搬入できる許可業者

※6 浄化…市内の浄化槽汚泥を収集運搬し、衛生センター(大宮南部浄化センター及びクリーンセンター西堀)に搬入できる許可業者

※7 ペット…ペットボトルを一般廃棄物として収集運搬できる業者(その他の業者は、産業廃棄物として収集運搬できる場合があります。)

(2) 処分業許可業者

(令和5年4月1日現在)

許可 No	業者名	本社所在地	本社電話	許可品目
001	(有)みどりサービス	さいたま市緑区大字南部領辻3871番地1	048-878-0113	○木くず・剪定枝、根、株、幹 ○刈草類
002	(有)太盛	さいたま市大宮区榑引町1丁目381番地	048-663-0461	○木くず・剪定枝、根、株、幹、大型木製品 ○刈草類 ○一般家庭から排出された市の処理施設で 処理施設が困難なごみ
003	(株)藤榮商事	さいたま市岩槻区大字末田字上手2048番2	048-797-0751	○木くず・剪定枝、根、株、幹、大型木製品 ○刈草類

29 さいたま市一般廃棄物処理手数料一覧

	ごみ	犬・猫等の死体	し尿
令和元年10月～	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみ処分 搬入量 100kg未満 無料 搬入量 100kg以上 最初の10kgから 10kgにつき20円 ・事業ごみ処分 10kgにつき170円 ・粗大ごみ収集 1品につき500円 ・適正処理困難物のうち規則で定める品目 収集処分 品目別に2,000円を上限とする額 処分のみ 品目別に1,500円を上限とする額 (算定した額に100分の110を乗じる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集処分 1頭につき1,000円 ・処分のみ 1頭につき500円 (算定した額に100分の110を乗じる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯割 月額480円 ・人員割 月額230円 ・基本料 月額480円 ・従量割 360につき230円 ・改良便所 月額230円 (算定した額に100分の110を乗じる)

30 さいたま市一般廃棄物処理業の許可申請手数料の推移

区 分	平成 13 年 5 月 ～18 年 3 月	平成 18 年 4 月～		
		新 規	更 新	変 更
一般廃棄物収集運搬業	3,000 円	17,000 円	15,000 円	12,000 円
〃 (家電荷下ろし限定)	3,000 円	5,000 円	4,000 円	—
一般廃棄物処分業	3,000 円	20,000 円	18,000 円	15,000 円

令和5年度版
最新年度版をお使いください

家庭ごみの出し方マニユアル

モバイルバッテリーは
収集所に出さず、
電池回収ボックスへ！
(火災の原因になるため)



さいたま市環境キャラクター
さいちゃん
さいたま市の「さい」と再利用の「さい」から名付けられました

ごみ分別アプリをご利用ください！

さいたま市 ごみ分別アプリ 検索



iOS版



Android版

※英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語にも対応しています。
※ブラウザ版ごみ分別辞典もあります。

令和5年度

年末年始のごみ収集

1月1日～1月3日の収集はお休みです。
それ以外は通常どおり収集します。

種別	収集曜日	最終日	開始日	種別	収集曜日	最終日	開始日
もえるごみ	月・木曜日	12/28(木)	1/4(木)	もえないごみ	—	12/29(金)	1/4(木)
	火・金曜日	12/29(金)	1/5(金)	有害危険ごみ		までの 各地区の 収集曜日	以降の 各地区の 収集曜日
	水・土曜日	12/30(土)	1/6(土)	資源物1・2類			

P.18・19の「ごみ収集曜日」欄をご覧ください

資源物1類

種類ごとに または 毎週 曜日

資源物2類

種類ごとにひも等で

有害危険ごみ

種類ごとに 毎週 曜日

もえないごみ

もえるごみ

または 毎週 曜日

- 収集当日の朝8時30分、もえるごみ早朝地区は朝5時30分(地域で決められた時間)までに出してください。
- 個人事業や団体活動を含め事業所から出るごみは、家庭ごみ収集所には出せません。

みんなで作ろう
めぐるまち
さいたま。

2

資源物の
リサイクル

4

資源物1類

6

資源物2類

7

有害危険ごみ

7

もえないごみ

8

もえるごみ

8

粗大ごみ等
回収ボックス

9

家電リサイクル券
回収ボックス
回収ボックス

10

消火栓パソコン、
オートバックスなど
市では収集・処理
できないもの

10・11

小型家電

12

おしらせ

13

ごみの分別
早見表

14

地区別ごみ
収集曜日
一覧表

18

みんなのでっくら町めぐるま

現在のごみの量と削減目標
 さいたま市の令和3年度の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は509グラムでした。令和9年度末までは456グラムにするという目標があります。



なぜごみを減らさなければいけないの？
 ①環境センターが減らせば減らすほどコストの削減！
 ②最終処分場が長く使えます

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐごみの出し方
 ①ごみを出すときはしっかりと手洗いで！
 ②ごみを出した後は手をきれいに洗いましょう！
 ③ごみを出した後は手をきれいに洗いましょう！
 ④ごみを出した後は手をきれいに洗いましょう！

おいしく楽しく、さいたま市食品ロス削減プロジェクト

さいたま市のご家庭からは年間約8,700トンの食品が捨てられています(令和3年度推計)。食品ロスを減らさない様子を身につけましょう。

まずは基本の買い方・整理術を身につけよう！

- ①買取り量: 必要量を把握しよう
- ②まとも買い: まとも買いをしよう
- ③こまめ買い: こまめ買いをしよう
- ④メインから選ぶ: メインから選ぶ

“ちいさなこと”からコツコツと“大きなこと”が大事なんだね

①手前と奥を使い分けよう
 ②段は個別に決めよう
 ③「野菜室」を有効活用

それでも余った食材はスープにしておきましょう！
 余った食材はスープの立派な材料！
 1週間以上たつ食品は、冷凍スープにしてしまおう

もったいないけど食べられない！フードドライブに参加しよう！
 食品を寄付しよう
 フードバンク

回収窓口と対象商品はこちら
<https://www.city.saitama.lg.jp/001/005/012/004/207/849.html>

ち“さいたま”循環型都市

さいたま市ごみ分別アプリ

ごみ出しをもっとスマートに

- ごみ分別辞典: 品目ごとに検索できるから調べやすい
- 収集日カレンダー: いつ、何のゴミか、忘れず安心
- アフラット機能: 出し忘れがなくなりやすい
- ごみ出し方: 詳細にごみ出し方の注意点が分かる
- 多言語対応: ボルネオ語、英語、ポルトガル語、ベトナム語に対応

ダウンロード方法
 どちらかの方法でダウンロードできます！
 ●右の2次元コードを読み取ってダウンロード
 ●「App Store」または「Google Play」で「さいたま市ごみ分別アプリ」と検索してダウンロード

無料 配信中!

iOS 版 Android 版

間違った分別が原因でスプレーかんやリチウムイオン電池などから火災が発生!

誤集積や誤分別が原因で火災が発生することがあります。誤分別が原因で発生した場合は火災が停止するだけでなく、隣組の周囲にも多大な費用がかかることも……

正しい出し方(電池)
 ①小売店に内蔵されているリチウムイオン電池等の充電式電池を取り外し、テープで巻いて「国産回収ボックス」へ
 ②取り外した電池は国産回収ボックスへ

正しい出し方(スプレーかん)
 ●正しい出し方: 有害物ごみの日(7月第1期)に「中身あり」と書いて、中身がないものと分けて出す
 ●中身あり: 中身ありのスプレーかんは、有害物ごみの日に「中身あり」と書いて出す
 ●中身なし: 中身なしのスプレーかんは、資源物ごみの日に出す

回収ボックスの種類:
 Ni-Cd (ニッケルカドミウム電池)
 Ni-MH (ニッケル水素電池)
 Li-Ion (リチウムイオン電池)
 一般家庭用Li-ion (一般家庭用リチウムイオン電池)
 一般家庭用Li-ion (一般家庭用リチウムイオン電池)
 一般家庭用Li-ion (一般家庭用リチウムイオン電池)

回収ボックスへ入れられない場合は、「小型家電回収ボックス」(P12参照)へ！
 ※回収したごみは、必ず回収ボックスのラベルを貼ってください

32 浦和市の清掃事業のあゆみ

年	ごみ	し尿	一般
明治33年			汚物掃除法施行
昭和2年	3月 塵芥焼却場竣工 24t/日 浦和町天王地内 (現：元町)		
9年	月4回収集 (岸町、高砂町、仲町、常盤町)		2月 市制施行 浦和汚物掃除法施行
14年	5月 塵芥焼却場竣工 24t/日固定バッチ炉 与野町大戸区 (現：中央区給谷)		
26年		直営くみ取り (仲町4丁目、1,500世帯)	10月 衛生課汚物掃除法設置
28年		6月 浦和市し尿処理に関する 条例施行	
29年		6月 パッケージ車導入 10月 直営くみ取り地域 ・仲町2、3、4丁目 ・常盤4、6丁目 ・高砂3丁目	7月 清掃法施行 10月 浦和市清掃条例施行
30年			4月 県告示 (特別清掃地域指定)
32年			7月 厚生部衛生課清掃係設置
34年	3月 塵芥焼却場竣工 20t/日固定炉 (焼却場に併設)	3月 浦和市立清肥場竣工 90t/日 単槽加温消化方式	10月 県告示 (第二次特別清掃地域指定 市域の24%)
35年		12月 手数料改正	1月 衛生課より清掃課分割新 設 ・清掃第1係(ごみ) ・清掃第2係(し尿) ※ 塵芥焼却場、清肥場 管理は衛生課
37年		5月 手数料改正	
39年	7月 ごみ箱収集(週1回) から発熱収集(週2回) ごみと危険物の分別 収集開始	12月 手数料改正	2月 清掃課廃止、清掃事務所 新設、施設係新設(塵芥 焼却場、清肥場管理)

年	ごみ	し尿	一般
昭和40年	6月 危険物収集を民間委託 (24地区2社) 田島団地ごみ収集委託 (1,907世帯)		
41年	4月 ごみ収集手数料(一般家 庭)無料	3月 清肥場増設 90t/日 加温消化方式 4月 くみ取り業者許可制廃止 委託制開始	4月 浦和市清掃条例全面改正
42年	5月 全市、収集対象 12月 西郷焼却炉廃止	10月 手数料改正	
43年	6月 塵芥早期収集委託開始 1,750世帯 ・高砂1～3丁目 ・仲町1、2丁目		
44年		9月 清肥場増設 95t/日 汚泥焼却炉新設	
45年	4月 大崎清理工場竣工 300t/日 京浜東北線東側 (大崎事業所) 京浜東北線西側 (西郷事業所)	10月 手数料改正	5月 清掃部新設 ・業務課 ・大崎事業所 ・西郷事業所
46年	4月 田島団地のごみ収集無料 化		9月 廃棄物の処理及び清掃に 関する法律施行
47年	4月 危険物収集、月2回から月 3回へ。 手数料改正	4月 汚泥焼却炉増設	4月 浦和市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例施行
48年	2月 ごみ収集、全市、大崎事業 所へ。 5月 事業係を事業第1係、事業 第2係とする。	3月 西郷事業所新庁舎竣工 4月 手数料改正	1月 清掃部を環境部に改め る。業務課を清掃業務課 に改める。
49年	6月 不燃物及び粗大ごみ処理 施設竣工(75t/5h) 7月 危険物を不燃物と名称変 更、週1回収集 8月 粗大ごみ、不燃物混合収集	7月 手数料改正	

年	ごみ	し尿	一般
昭和50年	6月 ガラス類分別収集開始	3月 清肥場増設 100kg/日 醗化方式	
51年		10月 手数料改正	
53年	9月 焼却施設増設 150t/日	3月 汚泥焼却機焼却戸竣工 25t/8h	
54年	10月 間宮地区理立開始 (～57年4月)	7月 手数料改正	
55年			7月 清掃事業課を環境衛生課とする。
56年		6月 排水処理施設竣工 8,000m ³ /日	
57年	7月 不燃物及び粗大ごみ処理施設竣工 50t/5h		
	10月 焼却施設増設 150t/日		
58年		1月 手数料改正	
59年	3月 昭和46年稼働焼却施設改造・収集部門管理棟、車庫竣工	3月 清肥場改造 300kg/日	
	4月 手数料改正		
	11月 鈴谷焼却戸休止、ガラス類焼却場にする。廃電池、スプレー缶、分別収集開始。		
61年		1月 手数料改正	10月 西郷事業所環境衛生係(即溝清掃部門)建設部土木事業所へ移管
63年	3月 一般廃棄物最終処分場「うらわフェニックス」竣工		
平成2年	11月 可燃物完全走唯収集開始		
3年	10月 手数料改正	10月 手数料改正	4月 環境衛生課を環境総務課とし、環境企画室新設。 8月 浦和市ごみ減量市民連絡会設置 12月 女性ごみ減量リサイクル協力員設置

年	ごみ	し尿	一般
平成4年	4月 手数料改正 6月 公民館拠点古紙回収開始		
5年			11月 第1回リサイクルフェア実施
6年	4月 大崎事業所庶務係新設 10月 粗大ごみ戸別収集開始 不用品交換情報システム稼働 12月 古紙分別収集開始		10月 第2回リサイクルフェア実施
7年	4月 大崎事業所施設係を施設第一係、施設第二係とする。 10月 ごみ出し袋の透明・半透明化、飲料缶分別収集開始。		6月 第1回環境フェア実施 10月 浦和市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行
8年	3月 焼却施設(450t/日)粗大ごみ処理施設(50t/5h)更新竣工		4月 大崎事業所を、クリーンセンター大崎と名称変更。西郷事業所をクリーンセンター西郷と名称変更。 7月 女性ごみ減量リサイクル協力員を浦和市リサイクル女性会議に名称変更。
9年	10月 手数料改正 ペットボトル分別収集開始	10月 手数料改正	4月 廃棄物対策課を新設。環境総務課の清掃部門を移管。環境企画室を環境施設整備課とする。
10年	4月 手数料改正		
11年	3月 クリーンセンター大崎第一工場施設改造工事竣工		4月 浦和市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例施行。
12年	10月 不燃・粗大ごみ、ペットボトル、資源物の完全定量化実施。 蛍光灯・水銀温度計、牛乳パック、その他の雑類、古着・古布の分別収集開始。	3月 クリーンセンター西郷更新工事竣工	

年	ごみ	し尿	一般
平成13年	1月 発泡スチロール製トレイの分別収集開始。 4月 完全有料化による粗大ごみ戸別収集制度開始。		2月 クリーンセンター大崎及びクリーンセンター西福ISO14001取得。 5月 大崎市・与野市と合併し、さいたま市へ移行。

一般廃棄物処理手数料改正状況（浦和市）

年月	ごみ	犬・猫	し尿
昭和28年6月	・普通手数料（一般世帯） 月額1人5円 ・特別手数料（多量排出者） 普通手数料に20円加算 （1日平均10kg以上排出するものは、5kg増す毎に5円加算）	1匹につき100円	1樽（約2斗）につき25円以内 ・普通手数料 1人月額35円 ・特別手数料 1樽（約2斗） 35円
35年12月			・普通手数料 1人月額45円 ・特別手数料 1樽（約360） 45円
37年4月		・犬 1匹につき200円 ・猫等 1匹につき100円	
37年5月			・普通手数料 世帯別 月額50円 人員別 月額53円 ・特別手数料 基本料月額50円に1樽（約360）につき53円加算
39年12月			・普通手数料 人員別 月額70円 加算額 70円 ・特別手数料 1樽（約360） 70円
41年4月	業務上その他の事由により、特殊なものは多量に排出するものほか、手数料を徴収しない。 ・月200kg以下は月額200円 ・月1,000kg以下は、200kg増す毎に200円加算 ・月1,000kgを超える分は300kgを増す毎に200円加算		

年	ごみ	犬・猫	し尿
42年10月			・普通手数料 月額85円 世帯別 月額85円 人員別 月額85円 ・特別手数料 基本料月額85円に360につき85円加算
45年4月	月額、加算額 200円から400円に変更 市が処分するもの 10kgにつき10円	市が処分のみする場 合 ・犬 1匹につき100円 ・猫等 1匹につき50円	・普通手数料 月額110円 世帯別 月額105円 人員別 月額105円 ・特別手数料 基本料月額110円に360につき105円加算
47年4月	・普通世帯 1日5kgを超えるもの、10kgにつき 市が収集・処分するもの 20円 市が処分のみするもの 10円 ・事業活動 10kgにつき 市が収集・処分するもの 40円 市が処分のみするもの 20円 ・産業廃棄物処分 10kgにつき 30円	市が収集・処分するもの 1頭 500円 市が処分のみするもの 1頭 300円	・普通手数料 普通世帯 ・特別手数料 事業所その他多数者が利用する施設（臨時処理を含む） ・加算 従量割
48年4月			世帯別 月額150円 人員別 月額120円 基本料 月額150円 従量割 360につき120円
49年7月			世帯別 月額200円 人員別 月額150円 基本料 月額250円 従量割 360につき150円
51年10月			世帯別 月額350円 人員別 月額180円 基本料 月額350円 従量割 360につき180円
54年7月			世帯別 月額430円 人員別 月額300円 基本料 月額430円 従量割 360につき200円

33 大宮市の清掃事業のあゆみ

年	ごみ	し尿	一般
明治2年			市中住居掃除令施行
33年			汚物掃除法施行 (法律第31号)
昭和5年			5月 ごみ・し尿処理が市町村の義務となる。
15年			11月 市制施行
19年			10月 大宮保健所開設
22年		4月 東・西公衆便所設置	9月 保健所法施行 (法律第101号)
23年		収集手数料タテ券制度開始 (360につき22円)	
27年		し尿収集直営開始	
29年			4月 清掃法制定 (法律第72号) 12月 大宮市清掃条例制定
30年	1月 収集通帳手数料制定 ごみ 10kgにつき5円 犬 1体につき100円 猫 1体につき100円	1月 し尿収集通帳手数料制定 (360につき22円) 5月 堀の内町地内に直営詰所及びし尿貯留槽完成	1月 大宮市清掃条例施行
31年		し尿の直営収集へキューム車導入	
33年			4月 下水道法施行 (法律第79号)
34年	7月 三橋1丁目地内に埋め立て開始	4月 汚物取扱業許可証及び鑑札の交付	
35年		3月 第一衛生処理場竣工 (90kg/日) 4月 汚物取扱業許可証16業者(うち法人4社)へ交付 4月 し尿収集通帳手数料改正 (360につき26円)	4月 機構改革により事業部事業2課となる。
37年	6月 日通町2丁目地内にごみの埋め立て開始	6月 し尿収集通帳手数料改正 (360につき38円)	

年	ごみ	犬・猫	し尿
昭和58年1月			世帯別 月額460円 人員別 月額220円 基本料 月額460円 従量制 360につき220円
59年4月	普通世帯 100kgを超えるもの10kgにつき60円 市が収集・処分するもの30円 市が処分のみするもの30円 事業活動 市は収集しない。 処分のみ 10kgにつき60円 産業廃棄物処分 10kgにつき90円	収集・処分するもの1頭1,000円 処分のみ1頭500円	
61年1月			世帯別 月額480円 人員別 月額230円 基本料 月額480円 従量制 360につき230円 改良便所 月額230円
平成3年10月	消費税相当額加算 (算定した額に100分の103を乗じる)	消費税相当額加算 (算定した額に100分の103を乗じる)	消費税相当額加算 (算定した額に100分の103を乗じる)。
4年4月	事業活動 10kgにつき120円 産業廃棄物処分 10kgにつき180円		
9年10月	消費税相当額加算 (算定した額に100分の105を乗じる)	消費税相当額加算 (算定した額に100分の105を乗じる)	消費税相当額加算 (算定した額に100分の105を乗じる)。
10年4月	事業活動 10kgにつき170円		

年	ごみ	し尿	一般
昭和38年	3月 第二衛生処理場バッチ炉竣工 (50t/8h)	1月 し尿収集家40人に許可証交付 12月 し尿収集の区域設定	7月 清掃1課・2課を設置 7月 清掃事務所新設
39年	大宮駅東口周辺の収集をオルゴール車収集方式に変更	4月 し尿収集運搬手数料収納事務が徴収課へ移行 4月 し尿収集運搬手数料タラシ制度を廃止し、戸別集金に変更する。 10月 し尿収集の区域の再調整 12月 し尿収集運搬手数料改定 (360につき70円)	8月 清掃1課・2課を廃止し、管理課・作業課を設置 5月 管理課・作業課を廃止し、清掃課に統合
41年	6月 収集運搬手数料改定 犬 1体につき400円 猫 1体につき200円		
42年	11月 清掃事務所を廃止する。	10月 し尿収集運搬手数料改定 (360につき85円)	
44年	土呂地内にごみの埋め立て開始 4月 特別清掃区域を指定し、生ごみの週2回収集開始	8月 大宮駅東口駅前公衆便所竣工 10月 一般産業廃棄物(し尿)処理業許可証9社へ交付	
45年	9月 第三衛生処理場竣工 (機械戸300t/日) 9月 西清掃事務所竣工	4月 一般産業廃棄物(し尿)処理業許可証10社へ交付 5月 し尿収集運搬手数料収納事務が収納課から清掃課へ移行 10月 し尿収集運搬手数料改定 (360につき105円)	12月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布 (法律第37号)
46年	4月 紙袋による収集方式に変更	3月 第一衛生処理場に100t槽増設	
47年	4月 収集運搬手数料改定 普通世帯 10kgにつき 10円 事業活動に伴うもの 10kgにつき 20円 産業廃棄物 10kgにつき 30円 犬 1体につき 500円 猫 1体につき 300円	4月 し尿浄化槽事業許可証11社へ交付	3月 大宮市産業廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定 4月 大宮市清掃条例廃止 4月 大宮市産業廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行

年	ごみ	し尿	一般
昭和48年		4月 し尿浄化槽事業許可証12社へ交付 4月 し尿収集運搬手数料改定 (360につき120円)	
49年	ごみの収集ごみ集積車を導入 3月 第三衛生処理場に破砕処理施設竣工 (75t/5h) 6月 西新井地内にごみの埋め立て開始	7月 し尿収集運搬手数料改定 (360につき150円)	11月 清掃課を清掃管理課と清掃業務課に分課
50年	10月 第三衛生処理場に排水処理施設竣工 (660m ³ /日)		
51年		10月 し尿収集運搬手数料改定 (360につき180円)	
52年		4月 直営分のし尿収集運搬手数料収納事務が電算機処理となる。	
53年	6月 東清掃事務所竣工	12月 第一衛生処理場に250kg/日槽増設	
54年		7月 し尿収集運搬手数料改定 (360につき200円)	5月 環境部と名称変更。 清掃管理課と清掃業務課を廃止し、清掃課に統合する。 第一衛生処理場・第三衛生処理場・東清掃事務所・西清掃事業所が独立し、課となる。 8月 第四衛生処理場建設準備室を設置
55年	4月 ごみ処理手数料改定 普通世帯 10kgにつき 20円 事業活動に伴うもの 10kgにつき 50円 産業廃棄物 10kgにつき 100円 8月 西新井地内のごみ埋め立て終了 8月 高木地区内にごみ埋め立て開始 10月 不燃物収集日程を市報に掲載	1月 500人以下のし尿浄化槽は、年1回の法定検査が義務となる。	

年	ごみ	し尿	一般
昭和56年	2月 ごみ減量通称補助要綱制定 4月 ごみ減量通称補助要綱施行	1月 直営分のし尿収集を業者へ移行、パキウム車(4台)及び下水の収集を開始 6月 し尿浄化構築基準改正	4月 第一衛生処理場が下水道部へ移行し、南部浄化センターと改称する。 4月 第二衛生処理場が独立して課となる。
57年			4月 第四衛生処理場建設準備室を第四衛生処理場建設事務所と名称変更
58年	4月 ごみ処理手数料改定事業遂行に伴うもの10kgにつき60円 8月 宮ヶ谷港域内にごみの埋め立て開始	1月 し尿収集通称事業補助金交付要綱施行 1月 し尿収集通称手数料改定(360につき235円) 5月 浄化槽法公布 7月 南部浄化センターの90kg/日槽撤去	4月 清掃課を清掃企画課と名称変更、衛生課の環境衛生係が、清掃企画課へ移行。
59年	4月 筒形乾電池の分別収集開始(月1回) 7月 第四衛生処理場焼却施設竣工(300㎡/日) 8月 第二衛生処理場を休戸とする。 11月 東京臨海センター焼却施設竣工(75t/5h) 12月 不燃物収集を月2回から3回にする。	3月 南部浄化センターに三次処理施設竣工	8月 第四衛生処理場を東部環境センターと名称変更 8月 第二衛生処理場を収集部門とする。
60年	3月 犬・猫死体焼却戸を第三衛生処理場内に設置。 3月 高木第二最終処分場(管理型)完成。 4月 高木第二最終処分場埋め立て開始。 4月 ごみ収集車に3t車を導入する。 8月 宮ヶ谷港埋立地埋め立て終了。	12月 汚泥焼却戸新設	

年	ごみ	し尿	一般
昭和61年	12月 高木埋立地埋め立て終了	4月 し尿収集通称手数料改定(360につき245円) 11月 250kg槽を350kg槽へ改造し、100kg槽を廃止	4月 第二衛生処理場を廃止 4月 第三衛生処理場を西部環境センターと名称変更 4月 施設整備担当を設置
62年			
63年	4月 事業系ごみの収集通称を許可制とする。	9月 南部浄化センターのトラックスケール改造 9月 し尿・し尿浄化槽投入券を廃止する。	4月 施設整備担当を環境センター建設準備室と名称変更 4月 施設整備担当を設置
平成元年	1月 犬・猫死体焼却戸を改修 3月 蛍光灯の分別収集開始(月1回) 4月 ごみ減量通称補助要綱改正 4月 収集通称手数料改定犬・猫1体につき1,000円 7月 ごみ収集車の2t車は2人乗車とする。	3月 大宮駅前南口公衆トイレ改築 4月 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付制度実施(同要綱施行)	4月 環境センター建設準備室を環境センター建設事務所と名称変更 4月 ごみ減量通称補助事業で1kg当たり2日の補助金開始
2年	1月 可燃物の収集を定額収集とする。 9月 生ごみ処理容器「コンボスト」のモニター実施(～平成3年3月)	3月 大門町公衆便所改築 4月 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱改正	4月 収集・処理部門の機能を充実させるため、係制を導入 4月 埋立部門の機能を充実させるため、環境整備センターを新設

年	ごみ	し尿	一般
平成9年	4月 不燃物の収集を定額収集とする。 7月 ごみ処理手数料改定 事業活動に伴うもの 10kgにつき100円 9月 生ごみ処理容器「コンポスト」のモニター実施 (～平成4年3月) 10月 資源物の分別収集実施に伴うモデル地区選定(大成町4丁目・植竹町1丁目)	4月 し尿収集運搬手数料改定 (100につき75円)	3月 大宮市あき地の環境保全に関する条例施行規則一部改正 4月 清掃企画課に資源物係を設置 4月 ごみ減量運動補助事業で1kg当たり3円に補助金改正
4年	4月 資源物の分別収集開始 4月 不燃物の収集を委託とする。 4月 一般廃棄物許可申請手数料改定 3,000円 4月 ごみ処理手数料に、消費税相当額を付加	4月 し尿収集運搬手数料改定 (100につき75円)	3月 大宮市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱制定 3月 大宮市あき地の環境保全に関する条例施行規則一部改正 3月 平成4年度一般廃棄物処理実施計画制定 4月 環境整備センターと環境センター建設事務所を統合し、環境施設整備センターを設置 7月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、施行となる。
5年	2月 透明ごみ袋導入に伴うモデル地区の実施 (植竹町1丁目・プラザ) (～3月) 2月 西部環境センター竣工 処理能力 300t/24h 灰溶融炉 75t/24h 破砕能力 75t/5h 4月 東部リサイクルセンター竣工 処理能力 50t/5h 4月 ごみ処理手数料改定 事業活動に伴うもの 10kgにつき 120円 産業廃棄物 10kgにつき 120円 4月 プラスチック類を不燃物から可燃物へ変更	4月 宮原駅東口公衆便所竣工	4月 清掃企画課を環境企画課と環境業務課に分課 4月 公害対策課を環境対策課に名称変更 4月 ごみ減量運動補助事業で1kg当たり4円に補助金改正

年	ごみ	し尿	一般
平成6年	1月 ごみ袋を変更 可燃物→半透明袋 不燃物→透明袋 資源物→透明袋 4月 事業系のごみ袋を変更 可燃物→半透明袋 不燃物→透明袋 資源物→透明袋 4月 資源物の新聞・雑誌・段ボールの収集を委託とする。		1月 環境美化推進員制度施行 4月 大宮市リサイクル基金条 例施行 8月 不法投棄防止夜間警備業 務を委託 9月 「クリーン・リサイクル タウン」に選定される。
7年	5月 フロンガスの回収を開始 (冷庫庫を別途収集)		3月 大宮市廃棄物の処理及び 再生利用の促進に関する 条例制定 4月 ごみ減量運動補助事業で 1kg当たり5円に補助金 改正 6月 大宮市大及びびの去勢不 妊手術費助成金交付要綱 施行 10月 大宮市廃棄物の処理及び 再生利用の促進に関する 条例施行
8年	1月 環境広場(七里最終処分 場)完成 ・埋立面積 30,157㎡ ・埋立容積 208,100㎥ 1月 一般廃棄物処理基本計画 策定 4月 環境広場(七里最終処分 場)埋立開始	4月 し尿収集(普通汲取世帯) の委託開始 世帯別 550円/月 人数別 250円/人 改良便槽又は特別の収 集によるものは75円/100 収集は概ね20日に1回	3月 一般廃棄物処理基本計画 策定 4月 環境施設整備センターを 環境整備センターに名称 変更(埋立業務のみとな る。) 5月 廃棄物減量等推進審議会 が発足 10月 大宮市分別収集計画策定
9年	7月 ごみ処理手数料改正 事業活動に伴うもの 10kgにつき 170円 産業廃棄物 10kgにつき 170円 10月 ペットボトル店頭回収開 始 12月 家庭系ペットボトル分別 収集モデル地区実施		大宮市リサイクル基金利用事業 ・リサイクルニュースの発行 ・啓発ビデオの制作 ・生ごみ処理機の設置 ・既設厨本の発行 ・LFCごみ取込機械車の導入

35 岩槻市の清掃事業のあゆみ

年	ごみ	し尿	一般
昭和29年	リヤカーで収集作戦開始		7月 市制施行
32年	オート三輪車で収集(作業開始、ごみ箱(25～30戸/箱)設置、生ごみ・危険物類を収集)		
38年			8月 一部事務組合の埼葛清掃組合(春日部市、岩槻市、庄和町)設立
39年	1月 清掃車ロードバックス車両による収集作戦開始 収集回数 週2回 対象世帯数約4,000世帯 ごみ量 約7t/日		
40年		一部事務組合埼葛清掃組合し尿処理施設完成 100kℓ/日	
41年	5月 一部事務組合埼葛清掃組合処理開始。 分別収集開始。 可燃ごみ 週1～2回 不燃ごみ 月1回 連続収集ごみ プラスチック類・ビン・カン・金属類 粗大ごみ 一部事務組合へ自己搬入		
44年			衛生環境衛生施設設置
45年	ガスボックス方式による収集開始 収集業務一部業者委託開始		12月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布
46年	ごみの増加に伴い、埼葛清掃組合での100%処理不能		
47年			7月 岩槻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定 民生部 衛生課・清掃課に組織変更。
48年	6月 春日部市で岩槻市のごみ搬入阻止運動起こる。 12月 埼葛清掃組合オーバーワークにより、一部岩槻市内理立	埼葛清掃組合し尿処理施設増設(50kℓ/日)工事完成	環境センター建設推進対策室設置

- 8年4月 ごみカレンダ―・チラシを85%の世帯が引き換える。
ペットボトルの分別回収制度を埼玉県内で初めて実施。
- 8年7月 指定袋制度の啓蒙啓発を図るため、与野市廃棄物減量等推進員制度をスタート。
適正なごみ減量とリサイクルを推進するため、市民代表を交えた「与野市廃棄物減量等推進協議会」を設置。
- 9年4月 牛乳パック類の分別回収を実施。5分別12品目の分別回収を開始。
- 9年10月 厚生大臣から「クリーン・リサイクル・タウン」に選定され、全国のモデル自治体となる。
- 10年1月 与野商工会議所が事業系古紙類の分別回収(ラ・ミーゴ作戦)を開始。
- 10年4月 不燃ごみの中に含まれていたプラスチック類の溶融固化処理め立て処分を開始。
- 10年10月 与野商工会議所「ラ・ミーゴ作戦」が、リサイクル推進協議会会長賞を受賞。
- 10年12月 環境庁「地球温暖化防止活動リサイクル部門」大臣表彰を受賞。
- 11年11月 家庭用車上ガスボンベ、スプレー缶、ライターの分別回収を開始。5分別17品目の分別回収を実施。
- 13年4月 ごみ収集有料化指定袋については、手数料を徴収しない。合併後、有料化制度のあり方について検討することとした。
- 13年5月 浦和市・大宮市と合併し、さいたま市へ移行。

年	ごみ	し尿	一般
昭和49年	6月 埼玉清掃組合ごみ搬入完全停止 9月 野添不燃物処理場で減容処理開始 処理能力1日20t/6h		
50年	収集回数 生ごみ 週1(冬季)～2回(夏季) 危険物収集 月1回 ①びん、かん、金属類 ②プラスチック、家具類	埼玉清掃組合新規し尿処理施設 (280kℓ/日)完成	環境経済部 衛生課・清掃課・環境センター施設推進対策室に組織変更
51年	清掃工場建設計画による「岩槻市ごみ追放運動推進協議会」の発足 4月 平林寺地区ごみ埋立開始		
51年	収集業務一部委託追加		
53年	指定部袋収集開始		
55年	3月 不燃ごみ プラスチック・ビニール類を箕輪最終処分場に埋立開始		環境部 生活環境課・環境センター施設推進対策室ご組織変更
56年			環境部 生活環境課に組織変更
58年	不燃物類の収集業務が全面業務委託となる。		市民生活部 生活環境課に組織変更
59年	9月 環境センター(焼却施設)建設開始 廃乾電池分別処理開始		岩槻市ごみゼロ運動開始
60年			環境センター建設事務所設置
62年	平林寺地区の埋立終了 4月 環境センター(焼却施設)運転開始 焼却能力130t/24h		市民生活部 環境衛生課・環境センターに組織変更
63年	12月 ダストボックス収集廃止 1月 ステーション方式による収集開始		
平成元年	分別収集変更(不燃物類) 金属、ガラス類 月1回 プラスチック類 月2回		

年	ごみ	し尿	一般
平成2年	分別収集変更 不燃物類をすべて月2回 指定ごみ袋変更 低燃焼加工ポリエチレン袋の使用	一部事務組合埼玉清掃組合し尿処理施設一部改修工事開始	資源ごみ集団回収団体奨励金交付事業開始
3年	家庭系粗大ごみ戸別収集開始(許可業者)	3月 一部事務組合埼玉清掃組合し尿処理施設一部改修工事完成	
4年			市民生活部 生活課・環境センターに組織変更
5年	牛乳パック公共施設拠点回収開始		学校教育生ごみ4R肥化(コンポスト)啓発事業実施 エコストア認定推進制度実施
8年	3月 箕輪最終処分場閉鎖 4月 最終処分を埼玉県最終処分場と民間業者へ委託 ごみ収集カレンダー配布		市民生活部 生活環境課・環境保全課・環境センターに組織変更
9年	4月 廃乾電池分別処理開始 6月 古紙・古繊維分別収集開始 11月 箕輪中間処理場閉鎖 中間処理を民間業者へ委託		11月 モデル地区分別収集計画実施(かん・びん・ペットボトル)。 各自治会において新規分別説明会を実施。
10年	4月 ごみ収集袋規格指定に変更 更 透明袋(低密度ポリエチレン) 4月 分別収集変更 可燃ごみ 週2回 金属ガラス陶器類、プラスチック類、古紙、古繊維 月2回 有害ごみ 年4回 6月 分別収集追加 かん、びん、ペットボトルのコンテナ収集開始 月2回		防鳥ネット貸与事業実施 岩槻市環境推進委員制度発足

年	ごみ	し尿	一般
平成11年	4月 祝日収集完全実施 (司録ごみ等)		ごみ減量啓発用啓発物配布事業開始。 小学生向けごみ啓発用パンフレット配布事業開始。 市民生活部 ごみ対策課に組織変更。
12年	4月 プラスチック類の収集回数変更 月2回→月4回 6月 岩槻市リサイクルプラザ本格稼働開始 処理能力 53t/日		リサイクル啓発講座事業開始 4月 容器包装リサイクル法完全施行 10月 資源有効利用促進法施行
13年	4月 家電リサイクル法に基づく、対象品目の引き取りを取りやめる。 その他のプラスティック製容器包装中間処理を民間業者に委託		4月 家電リサイクル法施行
14年	スプレンダーの分別収集開始		環境経済部 リサイクル推進課に組織変更
15年	6月 小型家電製品を再生品として発払い実施		
17年		3月 一部事務組合葛西清掃組合撤退(し尿処理は事務委託で継続)	4月 さいたま市と合併

清掃事業概要 令和5年度版

編集・発行 さいたま市環境局
資源循環推進部
資源循環政策課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
TEL 048(829)1338
FAX 048(829)1991



さいちゃん

(さいたま市環境キャラクター)